

栃木市国土強靱化地域計画

令和3年3月

栃木市

目次

序章 計画の目的と位置付け	1
(1) 計画策定の目的	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画期間	2
第1章 本市の地域特性	3
1. 本市の概況	3
(1) 市勢	3
(2) 地形・地質	5
(3) 気象	7
(4) 人口	8
(5) 産業	10
(6) 土地利用	12
(7) 河川	13
(8) 地域資源	14
2. 都市施設等の概要（防災関連）	15
(1) 建築物	15
(2) 交通施設	16
(3) 供給処理施設	18
(4) 廃棄物処理施設	19
3. 災害リスクと防災体制	20
(1) 自然災害の発生履歴	20
(2) 災害による被害想定	26
(3) 防災に関する市民の意識	37
(4) 防災体制	38
第2章 計画の目標及び基本方針	42
1. 基本理念と目標	42
(1) 基本理念	42
(2) 基本目標	42
(3) 事前に備えるべき目標	43
2. 基本方針	44

第3章 対象とする自然災害及びリスクシナリオ	46
(1) 対象とする自然災害と想定するリスク	46
(2) リスクシナリオ及び施策分野の設定	46
第4章 リスクシナリオ別の脆弱性評価及び対応施策	49
1. 直接死を最大限防ぐ	49
2. 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	56
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	65
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	68
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	71
6. ライフライン等の被害を最小限に留める	75
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	80
8. 社会・経済が強靱な姿で復興できる条件を整備する	85
第5章 計画の推進及び進捗管理	90
1. 計画の推進及び進捗管理	90
2. 分野横断的な重点的取組	90
(1) 分野横断的な施策の方針	90
(2) 重点的に実施すべき施策体系及び取組内容	91
資料 施策分野別の取組内容	93
参考1 上位関連計画	102
参考2 本市におけるリスクシナリオ（国・県との比較）	111

序章 計画の目的と位置付け

(1) 計画策定の目的

国では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」(以下「基本法」という。)を制定しました。さらに、平成 26 年度には、基本法に基づき「国土強靱化基本計画」を策定するなど、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

また、栃木県においても平成 28 年 2 月に国の「国土強靱化基本計画」との調和を図りながら、「栃木県国土強靱化地域計画」を策定しています。

本市では、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や令和元年東日本台風(台風第 19 号)による自然災害等から得られた経験を踏まえ、災害時においても市民の生活を守るとともに、起こりうる被害を最小限にとどめるなどの低減対策を図る必要があります。

このようなことから、国土強靱化の理念を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも最悪のリスクを回避する災害に強いまちづくりを目指し、「栃木市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

◆国土強靱化の理念

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス¹)を推進するものです。

【出典】国土強靱化基本計画(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)

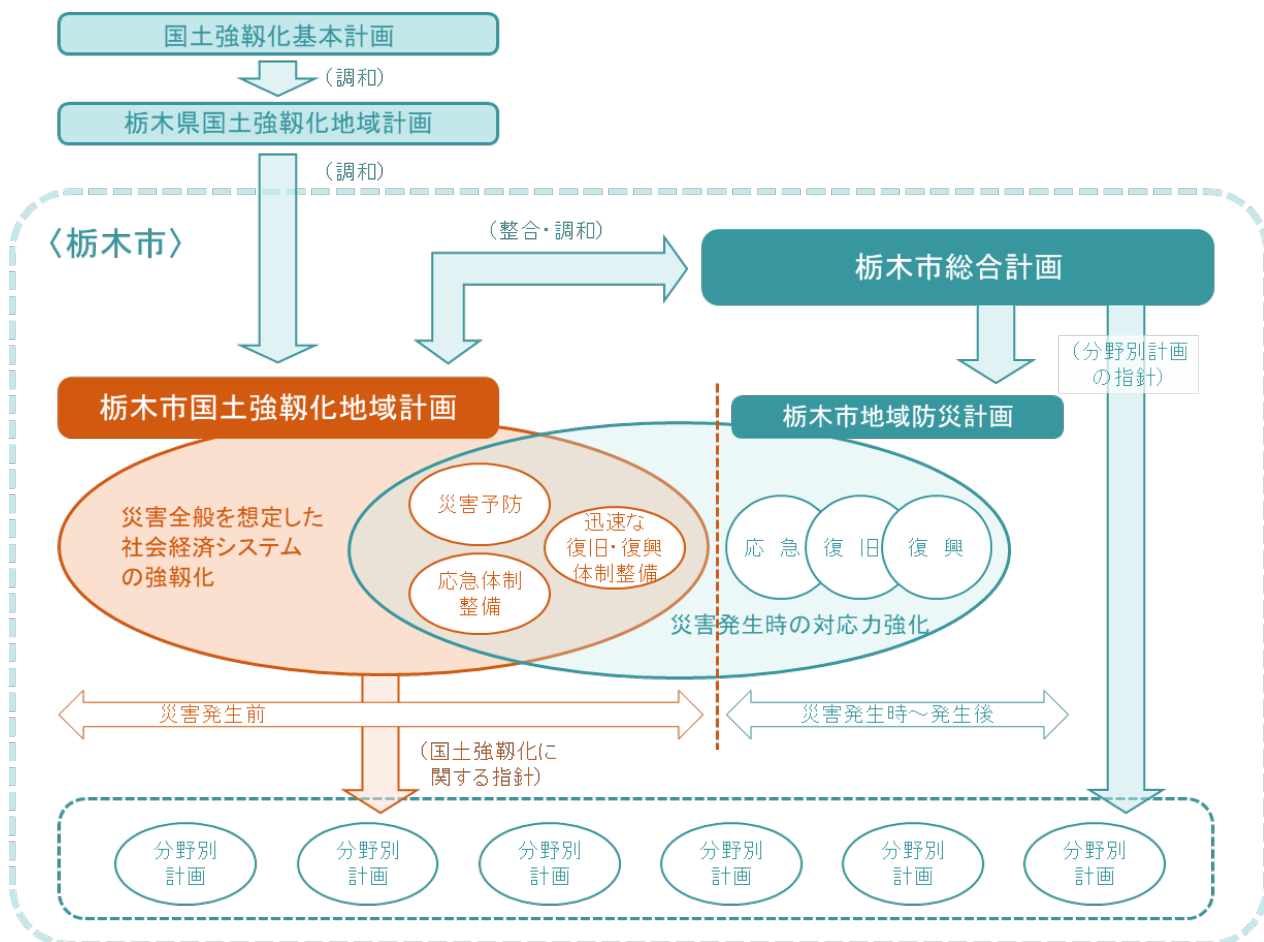
国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第 6 版)/基本編(令和元年 6 月)

1 【ナショナル・レジリエンス】国民の生命と財産を守り抜くため、事前防災・減災の考え方に基づき「強くてしなやかな」国をつくる考え方であり、国家的なリスクマネジメントの取組を意味します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、基本法に基づき策定する国土強靱化に係る地域の総合的な指針であり、「国土強靱化基本計画」、「栃木県国土強靱化地域計画」との調和のもと、「栃木市総合計画」を上位計画として連携を図りつつ策定するものです。

なお、本計画に定める国土強靱化に関する事項は、本市の各分野別計画に対する指針となり、災害対策基本法に基づく「栃木市地域防災計画」に対しても指針となるものです。



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までの 5 年間とします。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第1章 本市の地域特性

1. 本市の概況

(1) 市勢

ア) 位置・面積等

本市は栃木県の南部に位置しており、東京から鉄道でも高速道路でも約1時間の距離にあります。南北約33.1km、東西約22.3km、面積331.50km²の市域を有し、市の東側を小山市、下野市、西側を佐野市、南側を野木町、茨城県の古河市、埼玉県の加須市、群馬県の板倉町、北側を鹿沼市、壬生町と接しています。

首都圏と東北地方を結ぶ南北交通軸と、太平洋と日本海の玄関口を結ぶ東西交通軸の結節点に位置するという地理的優位性を有しており、多様な交流が容易となる恵まれた立地条件は本市の強みとなっています。

栃木市は、平成の大合併により、平成22年3月に旧栃木市、旧大平町、旧藤岡町、旧都賀町が新設合併し新生「栃木市」を発足させ、平成23年10月には旧西方町を、平成26年4月には旧岩舟町を編入合併しました。

図表1：栃木市の位置



イ) 旧1市5町に基づく地域の概要

旧1市5町に基づく地域の概要は、以下のようになっています。

図表2：地域別の概要

栃木地域	<p>栃木地域は、市のほぼ中央に位置し、行政、金融、商業等の都市機能が集積し、交通の要衝としても大きな役割を担っています。</p> <p>また、本地域は蔵の街として知られ、江戸時代から地域の中心部を流れる巴波川を利用した交易によって栄えてきました。地域内には、江戸、明治、大正とその時代を語り継ぐ歴史的な建造物が数多く残されています。</p>
大平地域	<p>大平地域は、市の南部に位置し、地域の大部分は低平地で、北西部に低い山地が連なります。中心地区の富田は日光例幣使街道の宿場町として栄えました。</p> <p>また、本地域は大工場を有し、工業都市として発展してきましたが、近年は、大型商業施設が立地してきているほか、住宅団地の開発も進展しています。</p>
藤岡地域	<p>藤岡地域は、市の南端に位置し、33km²に及ぶ広大な渡良瀬遊水地が地域の南半分を占め、北半分は標高20m前後の台地となっています。</p> <p>地域内には、佐野藤岡IC、国道50号が位置し、首都圏からの距離が近いという立地特性を有しています。中心地区の藤岡は、江戸時代には渡良瀬川の河港、市場町として栄えました。</p>
都賀地域	<p>都賀地域は、市の北部に位置し、西部は足尾山地東端の丘陵が連なり、東部は思川西岸の低地で水田が広がっており、都市近郊型農業が営まれています。</p> <p>特にいちごは、県内有数の生産を誇ります。また、近年は、北関東自動車道の全面開通や都賀ICの開設により、広域交通の利便性が高まる地域となっています。</p>
西方地域	<p>西方地域は、市の北端に位置し、東部は前日光から流れる清流の思川や圃場整備された田園地帯であり、西部は谷倉山、大倉山と城山に囲まれた山間盆地です。</p> <p>中心地区の金崎は近世、日光例幣使街道の宿場町として栄えました。また、昔から西方五千石と呼ばれる優良米の生産地として知られます。</p>
岩舟地域	<p>岩舟地域は、市の西部に位置し、岩船山や太平山、唐沢山などの山々が連なり、中部から南部にかけての低地には水田やぶどう・いちご・なしなどの施設園芸が営まれています。</p> <p>また、地域西部には万葉集に歌われた三毳山(みかもやま)があり、近年では観光・交流拠点として市内外からの多くの観光客で賑わっています。</p>

(2) 地形・地質

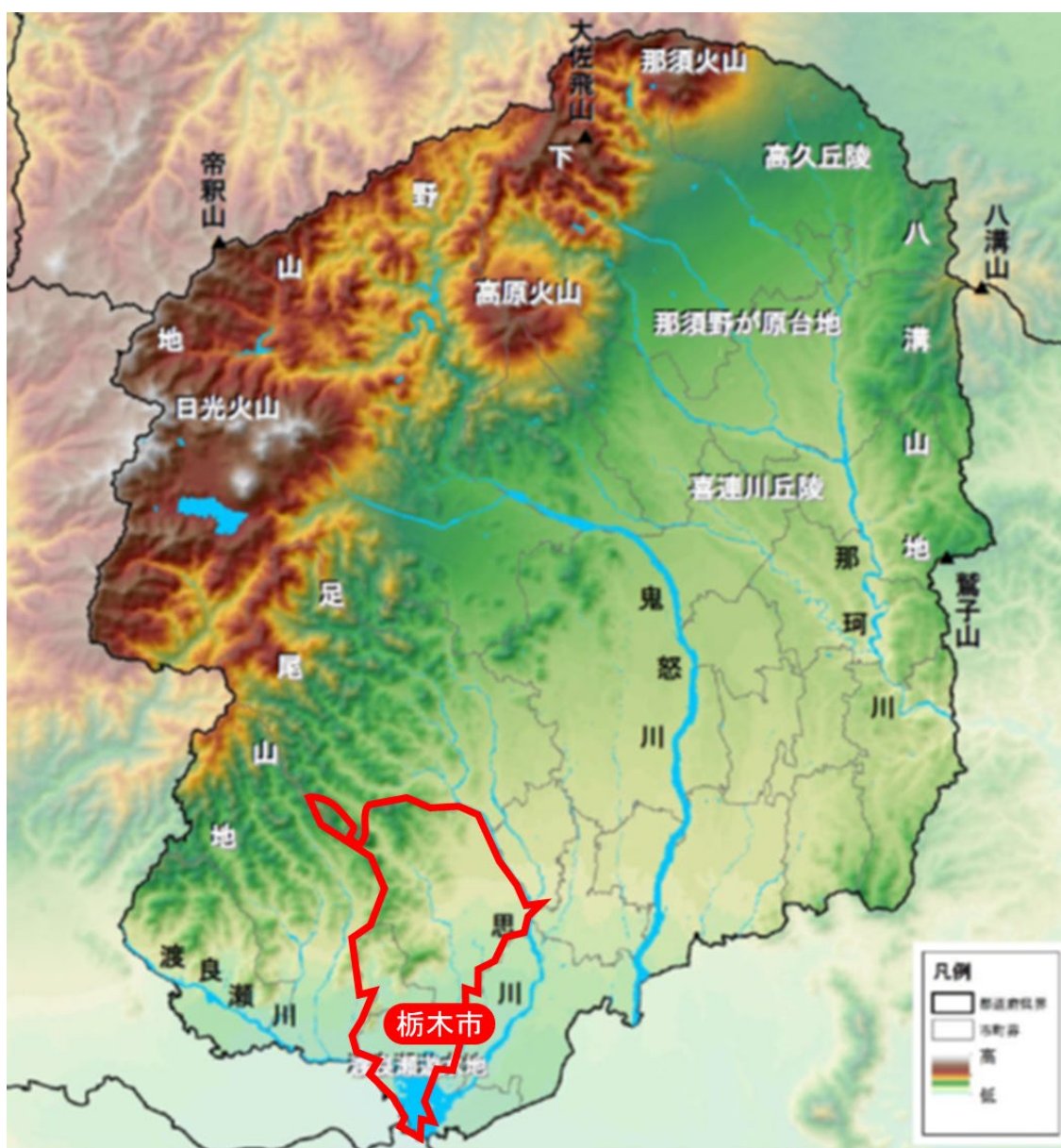
ア) 地形

本市の地形は大きくは、中央部から東部にかけての平地と北部の山岳地帯、西部の山地、南部の低湿地帯に分けられ、山地から平地、低湿地帯までさまざまな地形が分布しています。

このうち、北部の山岳地帯には、大倉山(455m)、谷倉山(599m)、三峰山(605m)等の山々がそびえ、西部には、太平山(341m)、晃石山(419m)、馬入不山(345m)、三轟山(229m)等の山々が連なっています。

一方、市城南端は、渡良瀬川や巴波川、他の河川の合流もあって低湿地帯である渡良瀬遊水地を形成しています。

図表 3：栃木県の地形



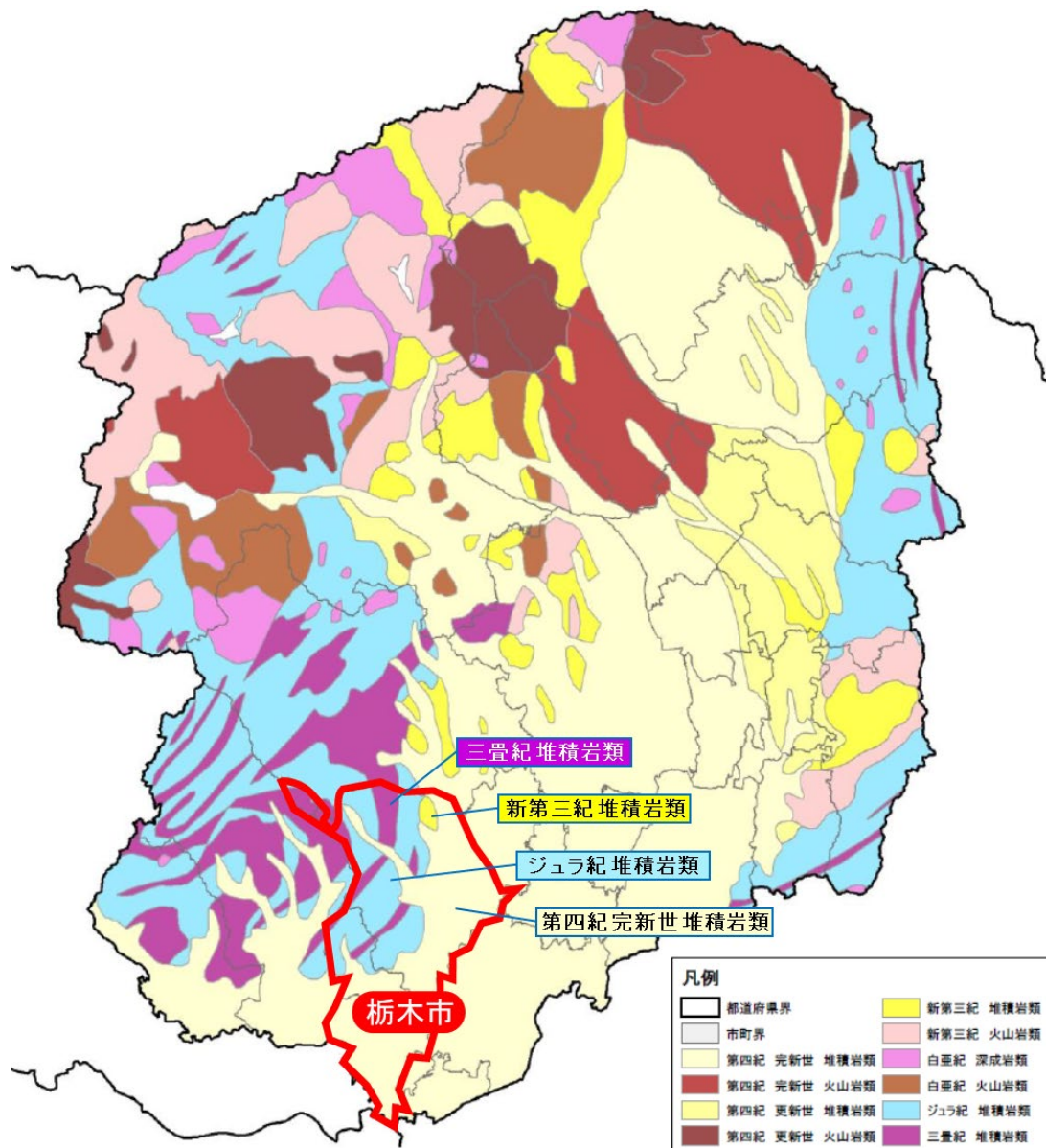
【出典】栃木県地震被害想定調査（平成 25 年度） ※一部加工

イ) 地質

栃木県は地質構造区分上、足尾帯に属しており、足尾・下野・八溝の3つの構造山地を形成しています。これらの基盤岩に中生代後期の火成岩類が貫入しています。構造山地に形成された構造盆地には、グリーンタフ変動期の火山性堆積物が厚く累積しています。これらは、いずれも造山運動の影響を受け複雑な構造を呈しています。この火成岩類の上位には第四系の堆積物が累積しています。

本市の地層は、最も新しい地質時代である新生代第四紀の地層(沖積層)で構成されています。

図表 4：栃木県の地質



【出典】 栃木県地震被害想定調査（平成 25 年度） ※一部加工

(3) 気象

本市の気候は、湿潤温帯気候の太平洋側気候区に属するが内陸型気候に近く、一日の最高気温と最低気温の較差が比較的大きくなっています。夏場には太平洋側から吹いた風が山地側で上昇気流を起こすことで、雷雲が発生しやすくなり、本市を含む北関東全域では、落雷の多発とともに局地的に激しい突風や豪雨をもたらすことがあります。

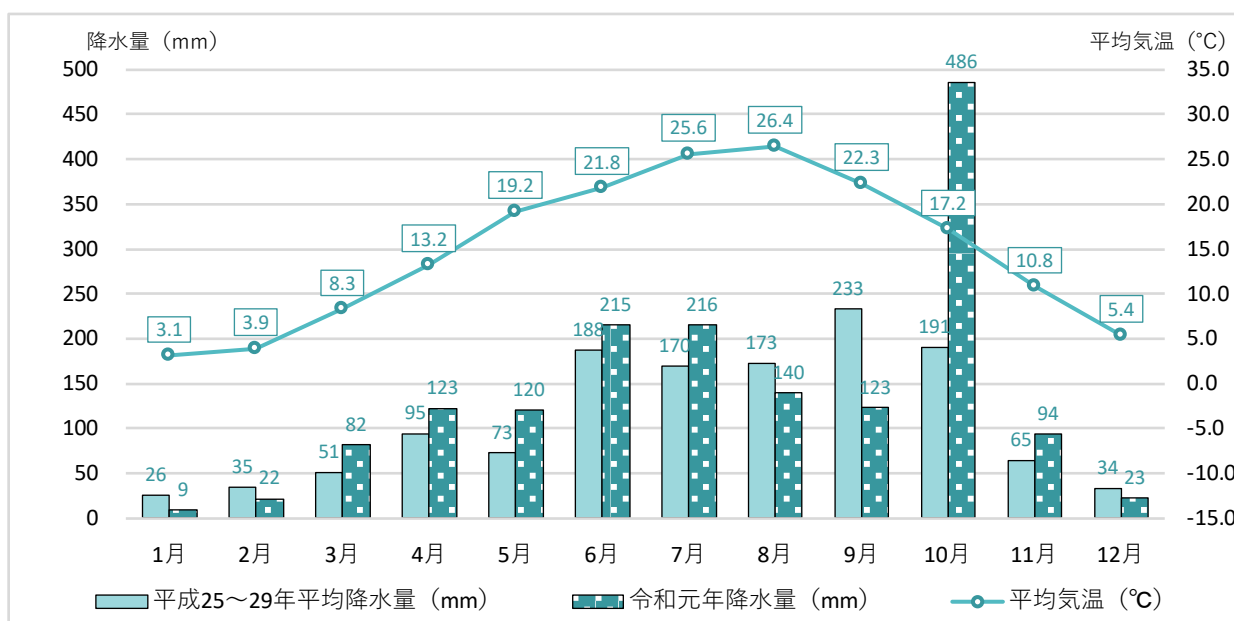
また、降水量は夏季に多く、冬季に少なくなっており、これは太平洋側気候の特徴でもあります。近年の年間平均降水量は 1,300 mm 程度となっています。

図表 5：栃木市の月別気象統計（平成 25～29 年の 5 年間）

月	平均気温 (°C)	平均湿度 (%)	平均風速 (m/s)	降水量 (mm)
1 月	3.1	56.0	1.7	26.1
2 月	3.9	55.7	1.8	34.7
3 月	8.3	56.1	1.9	51.3
4 月	13.2	49.3	1.9	94.5
5 月	19.2	61.0	1.9	72.9
6 月	21.8	71.3	1.8	187.9
7 月	25.6	75.7	1.5	169.7
8 月	26.4	75.9	1.6	172.5
9 月	22.3	75.7	1.4	233.0
10 月	17.2	73.5	1.4	190.6
11 月	10.8	71.9	1.2	64.8
12 月	5.4	61.2	1.6	33.5
全年	14.7	65.3	1.6	1,331.5

【資料】消防年報

図表 6：栃木市の月別気象統計（平成 25～29 年と令和元年の比較）



【資料】消防年報(平成 25～29 年)、気象庁ホームページ(令和元年)

(4) 人口

ア) 人口・世帯数の推移

平成27年の国勢調査によると、本市の人口は159,211人で、県内で3番目に多くなっています。しかし、総人口は平成2年以降、減少傾向にあります。

また、世帯数は、平成27年で57,838世帯となっており増加傾向にあるものの、一世帯当たり人数は2.75人と3人台を割り込み、世帯規模は縮小傾向にあります。

図表7：人口・世帯数の推移

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口（人）	174,717	174,305	171,755	168,763	164,024	159,211
世帯数（世帯）	48,772	51,310	53,210	55,046	56,489	57,838
一世帯当たり人数（人）	3.58	3.40	3.23	3.07	2.90	2.75

【資料】国勢調査（総務省統計局） ※各年10月1日現在

イ) 年齢階層別人口

平成27年国勢調査における年齢別人口構成は、年少人口18,963人(11.9%)、生産年齢人口94,138人(59.1%)、老年人口45,706人(28.2%)となっており、年少人口及び生産年齢人口割合の減少と老年人口割合の増加が進行しており、少子高齢化の傾向が顕著になっています。

図表8：年齢別人口の推移

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口 (0～14歳)	33,581人 (19.2%)	28,540人 (16.4%)	24,962人 (14.5%)	22,443人 (13.3%)	20,814人 (12.7%)	18,963人 (11.9%)
生産年齢人口 (15～64歳)	118,192人 (67.7%)	117,648人 (67.5%)	114,027人 (66.5%)	109,762人 (65.1%)	102,708人 (62.6%)	94,138人 (59.1%)
老年人口 (65歳以上)	22,885人 (13.1%)	28,109人 (16.1%)	32,701人 (19.0%)	36,515人 (21.6%)	40,199人 (24.5%)	45,706人 (28.2%)
総数	174,717人 (100.0%)	174,305人 (100.0%)	171,755人 (100.0%)	168,763人 (100.0%)	164,024人 (100.0%)	159,211人 (100.0%)

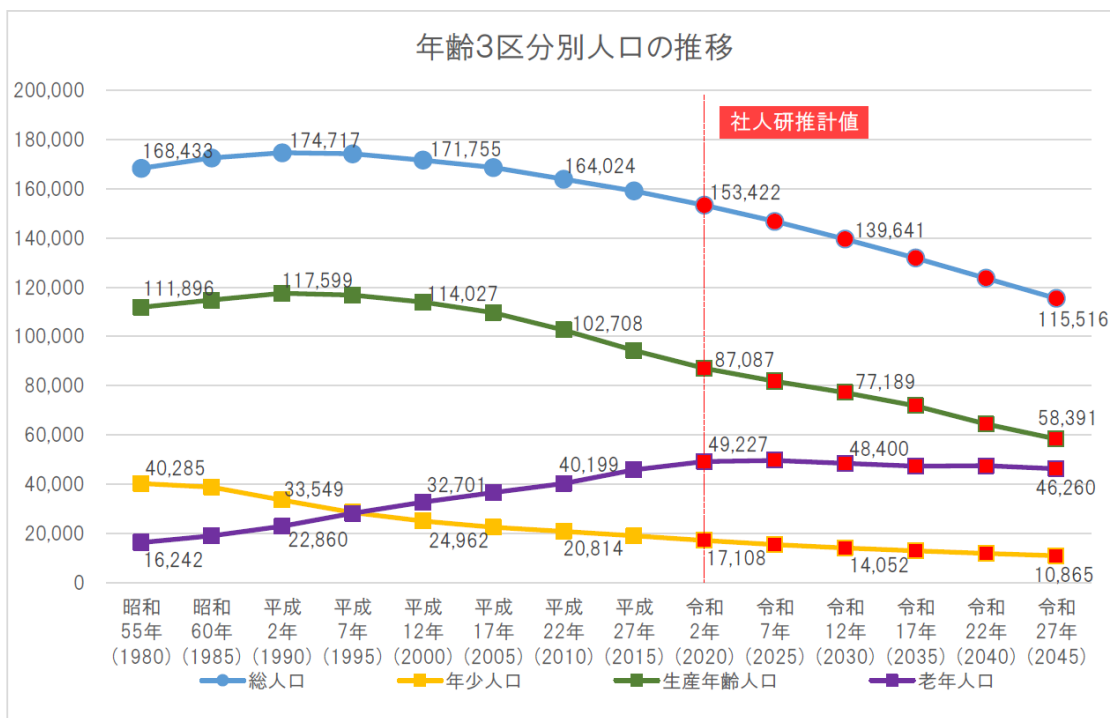
【資料】国勢調査（総務省統計局） ※各年10月1日現在、総数には「年齢不詳」を含む。

ウ) 人口の将来見通し

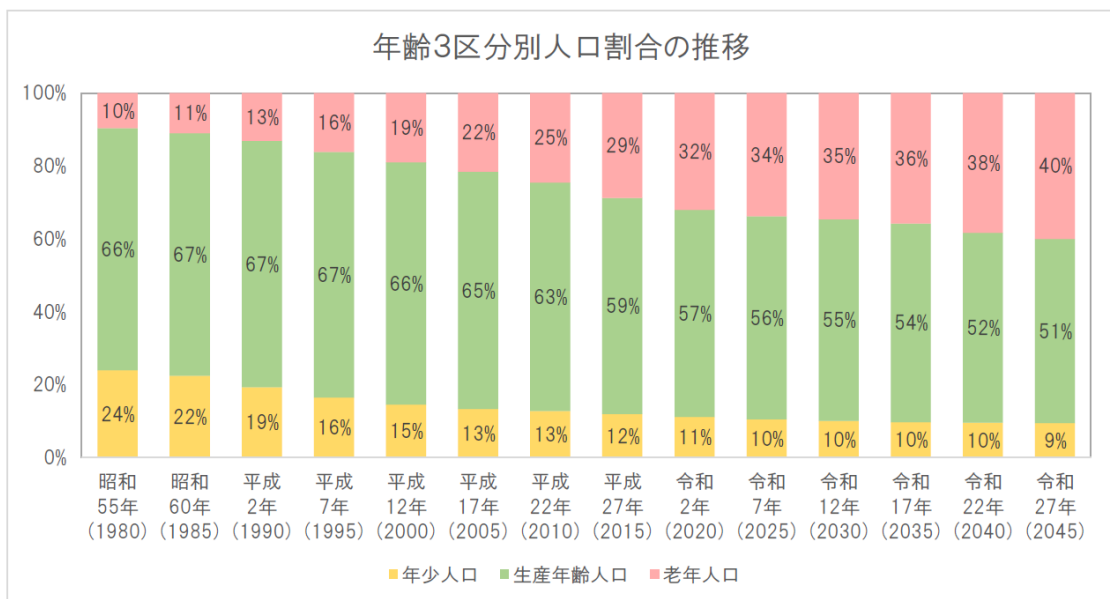
本市人口の将来推計によれば、今後、老年人口は横ばいで推移するものの、生産年齢人口が急激に減少し、年少人口も減少傾向にあります。

この結果、令和27年(2045年)における高齢化率は40%となり、1.4人で1人の高齢者を支える社会になるものと推計されています。

図表9：年齢別人口の推移（将来見通し）



資料：実績：国勢調査
推計：国立社会保障・人口問題研究所



資料：実績：国勢調査
推計：国立社会保障・人口問題研究所

【出典】第2期「栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

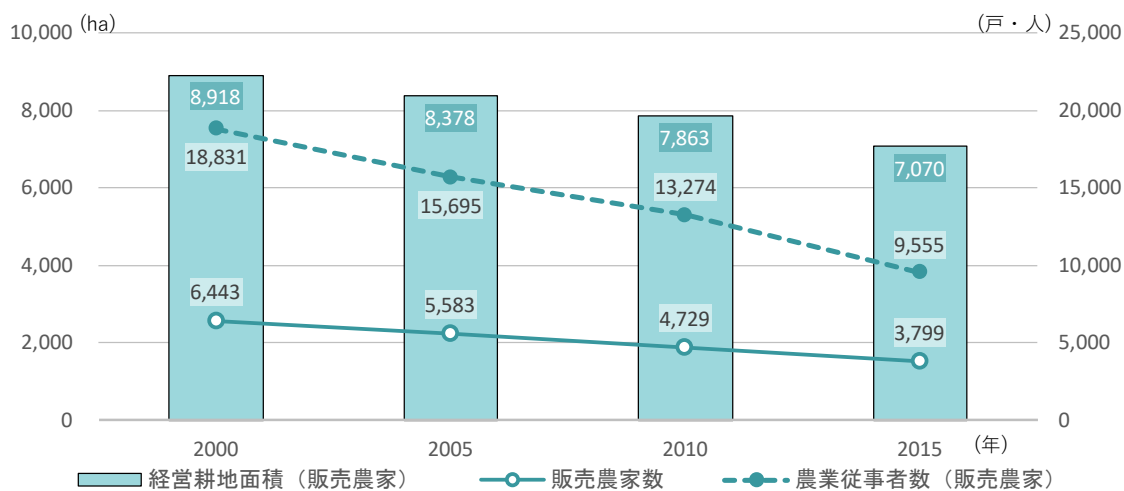
(5) 産業

ア) 農業

本市の農業は、米麦を中心にして、施設園芸、畜産とバランスの取れた首都圏農業を展開しています。特に、二条大麦は全国でも有数な産地であるほか、いちご、ぶどう、にら、トマト等の施設園芸作物が盛んであり、今後、土地利用型園芸の推進により露地野菜の規模拡大が期待されます。

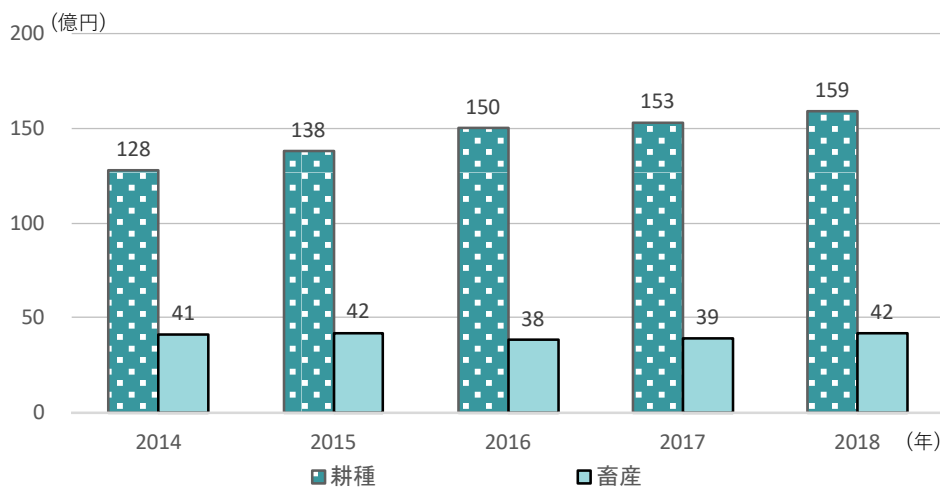
農業に関する統計によると、近年は農業後継者不足など厳しい状況に置かれており、農家数、農業従事者数ともに減少傾向で推移していますが、農業産出額については概ね横ばいの傾向にあります。

図表 10：販売農家の推移



【資料】世界農林業センサス、農林業センサス（※各年2月1日現在）

図表 11：農業算出額の推移



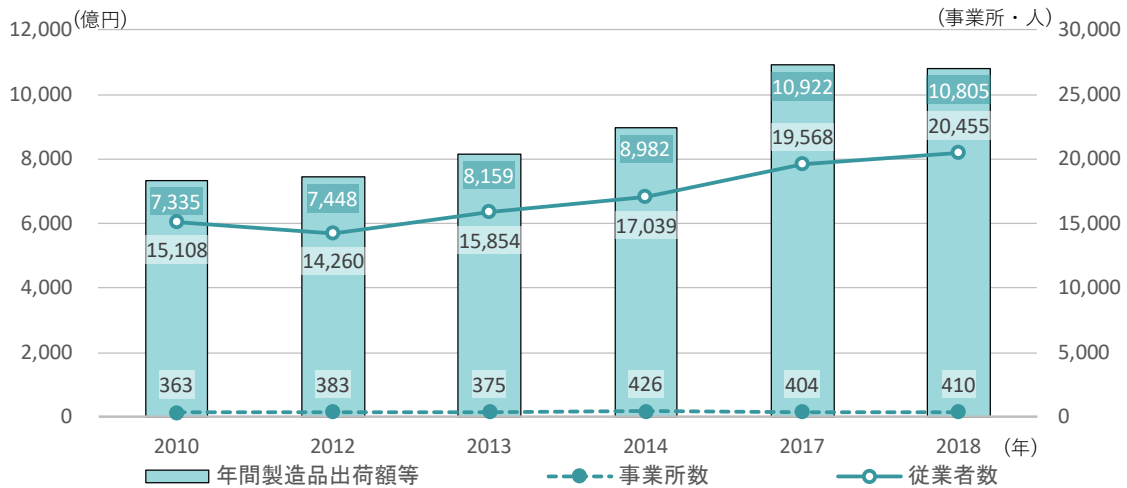
【資料】市町村別農業産出額（農林水産省）※農林業センサス結果等を活用した農業産出額の推計結果

イ) 工業

本市の工業は、国内大手2社の工場を中心に発展してきたほか、食品産業も盛んで、市内には多くの食品工場等が立地しています。

工業に関する統計によると、事業所数、従業者数、年間製造品出荷額等のいずれも増加傾向で推移しています。

図表 12：製造品出荷額等の推移



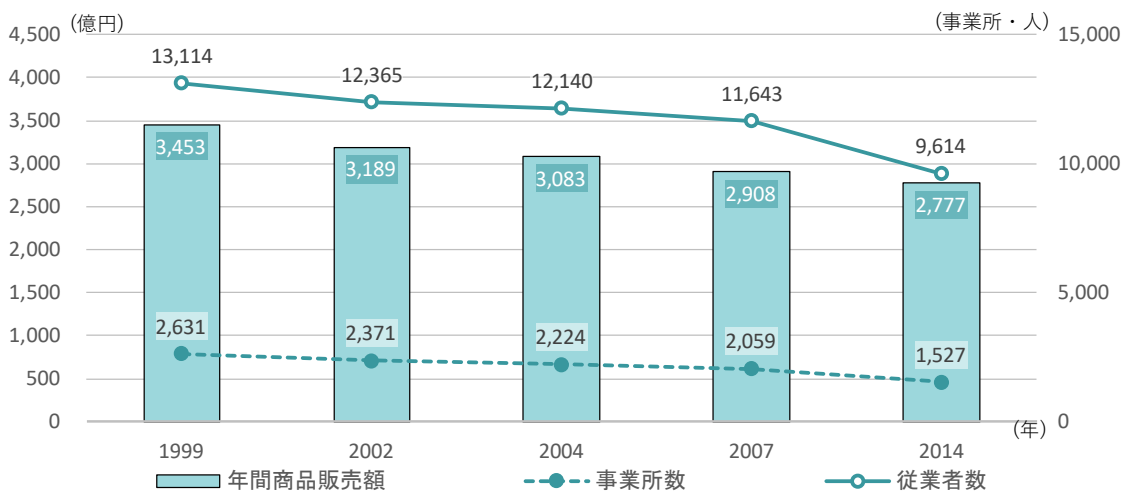
【資料】工業統計調査（経済産業省）

ウ) 商業

本市の商業は、郊外の交通利便性の高い地区に大型店が相次いで立地したことにより、栃木地域の中心部では大型店の閉店やシャッターの閉まった店舗や空き地が見受けられるなど、商店街の衰退が目立っています。

商業統計によると、事業所数、従業者数、年間商品販売額のいずれも減少傾向で推移しています。

図表 13：商品販売額等の推移



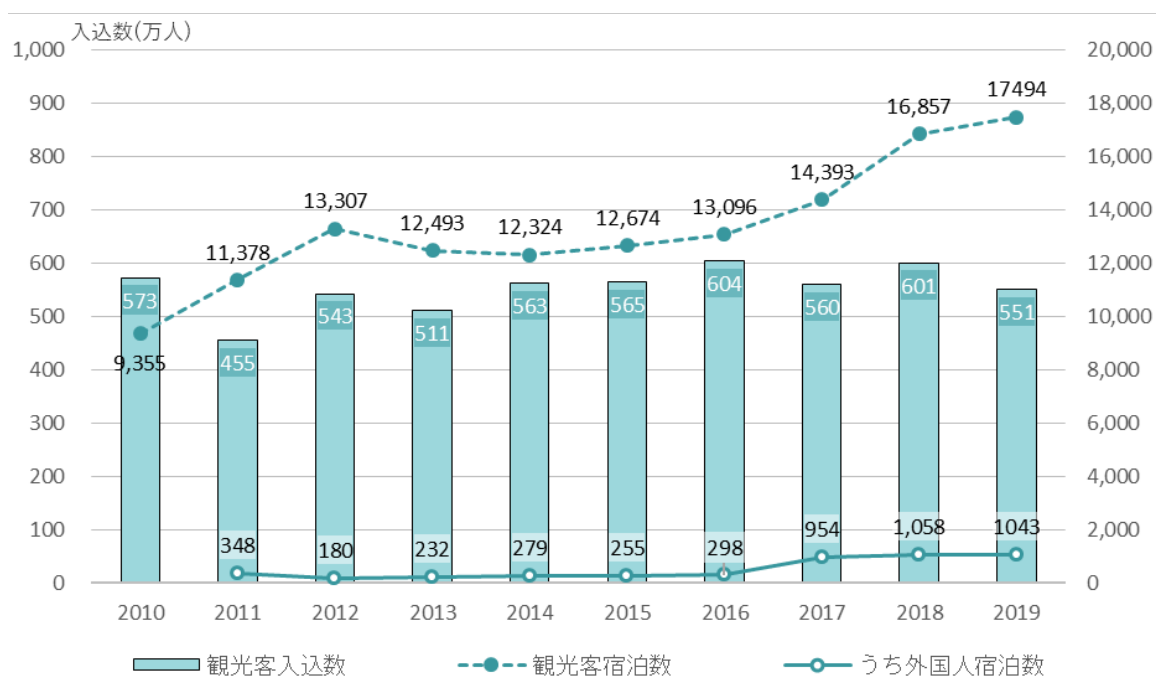
【資料】商業統計調査（経済産業省）

工) 観光

本市の観光は、豊かな自然環境や歴史・文化などの地域資源を活かしたレジャー・レクリエーションを楽しむ環境づくりが積極的に行われています。

観光に関する統計によると、観光客入込数は横ばい傾向であるものの、観光客宿泊数は増加傾向を示しています。

図表 14：観光客入込数等の推移



(6) 土地利用

本市の土地利用は、その他が 99.00km²(30.0%)と最も多く、次いで田 80.73km²(24.0%)、山林・原野・牧草 57.93km²(17.0%)となっています。これを県全体の土地利用割合と比較すると、田・宅地面積割合が県平均値よりも高く、山林面積割合が低くなっています。

図表 15：地目別土地面積

	総面積	田	畑	宅地	山林・原野・牧場	池・沼	雑種地	その他
実数 (km ²)	331.51	80.73	22.49	42.45	57.93	2.40	26.51	99.00
構成比 (%)	100.0	24.4	6.8	12.8	17.5	0.7	8.0	29.9

【資料】平成30年版統計データ ※平成30年1月1日現在

(7) 河川

本市は北西部には山並みが広がり、中央部から東南にかけては広大な関東平野が開けており、市内には代表的な河川として巴波川、思川、永野川、渡良瀬川、三杉川などの河川が流れています。

本市の河川は、利根川水系の思川圏域、巴波川圏域、三杉川圏域の3圏域に属し、一級河川が15河川、準用河川が1河川となっています。

図表 16：本市の河川一覧（一級河川及び準用河川）

圏域	河川名	下流端	一級河川・準用河川
	渡良瀬川	利根川	一級河川
思川圏域	思川	渡良瀬川	一級河川
巴波川圏域	巴波川	渡良瀬川	一級河川
	永野川	巴波川	一級河川
	杣井木川	永野川	一級河川
	赤津川	永野川	一級河川
	逆川	赤津川	一級河川
	藤川	永野川	一級河川
	柏倉川	藤川	一級河川
	出流川	永野川	一級河川
	荒川	巴波川	一級河川
	箱の森池	荒川	一級河川
	県庁堀川	巴波川	準用河川
三杉川圏域	三杉川	渡良瀬川	一級河川
	江川	渡良瀬川	一級河川
	蓮華川	渡良瀬川	一級河川

図表 17：主要河川の概要

渡良瀬川	栃木県と群馬県の県境付近に端を発して栃木県、群馬県を流れ、藤岡地域で渡良瀬遊水地に入り、巴波川、思川を併せます。 利根川の支流の中で最大の流域面積となっています。
思川	鹿沼市より西方地域へ流れ、都賀地域、栃木地域から小山市を経て、渡良瀬遊水地に入り、渡良瀬川に合流します。 西方地域の小倉堰をはじめ、かんがい用水として大きな役割を担っています。
巴波川	栃木地域川原田町に端を発して市内中央部を貫流し、栃木地域、大平地域から小山市を経て、藤岡地域で渡良瀬遊水地に入り、渡良瀬川に合流しています。 市の代表的な河川で、物資輸送等により栃木地域の発展に歴史的役割を果たし、現在も市中心部の景観に大きな役割を担っています。
永野川	鹿沼市より栃木地域へ流れ、大平地域を経て、小山市との市境付近にて巴波川に合流します。

(8) 地域資源

本市は、ラムサール条約¹登録湿地の「渡良瀬遊水地」や、重要伝統的建造物群保存地区²を含む「蔵の街並み」といった大変貴重な資源を有しています。

また、県内最大の都市公園である「みかも山公園」や花の名所である「太平山県立自然公園」と栃木県を代表する地域資源があり、他にも花の名所として「つがの里」や「金崎の桜堤」など広域から観光に訪れる地域資源があります。

このほかにも、市民に愛され、これからも守り活かしていくことが期待される、様々な魅力や特色を持った地域資源を有しています。

図表 18：地域資源の概要

自然	渡良瀬遊水地、太平山、三轟山、岩船山、出流・星野、大柿（カタクリの里、花之江の郷、大柿花山）、金崎の桜、渡良瀬川、巴波川、永野川、三杉川、思川 等
名所	蔵の街並み、山本有三ふるさと記念館、とちぎ蔵の街美術館、塚田歴史伝説館、横山郷土館、あだち好古館、岡田記念館・翁島、とちぎ歌麿館、とちぎ山車会館、日光例幣使街道（各宿場町の街並み）、巴波川、県庁堀、あじさい坂、謙信平、小倉堰 等
旧跡	太平山神社、清水寺、出流山満願寺、星野遺跡、六角堂、神明宮、皆川城址、下野国庁跡、白石家戸長屋敷、大中寺、藤岡神社遺跡、旧谷中村、近龍寺、華厳寺跡、西方城址、岩船山高勝寺、大慈寺、村檜神社、小野寺城址 等
まつり	とちぎ秋まつり、栃木市・渡良瀬バルーンレース、渡良瀬遊水地フェスティバル、蔵の街サマーフェスタ、なつこい、光と音のページェント、渡良瀬遊水地ヨシ焼き、さくらまつり（太平山、おおひら、藤岡、つがの里、金崎）、T S U G A 盆、まる ³ ごとつがまつり、サマーフェスタ in いわふね、岩船山クリスマスステージ 等
名産品	ぶどう、なし、いちご、そば（出流、大柿、真名子、小野寺）、じゃがいも入り栃木焼きそば、夕顔ラーメン、太平山三大名物（玉子焼き・焼き鳥・だんご）、関東・栃木レモン牛乳、藤岡冷汁、藤糸うどん、さくらおとめ（西方産コシヒカリ）、小野寺産コシヒカリ、黒大豆、地酒 等
レジャー	道の駅みかも、道の駅にしかた、出流ふれあいの森、かかしの里、渡良瀬遊水地（ウォータースポーツ・スカイスーツなど）、みかも山公園、とちぎ花センター、つがの里ファミリーパーク、西方ふれあいパーク、蔵の街遊覧船、フォレストアドベンチャーおおひら、いわふねフルーツパーク、ぶどう狩り、いちご狩り 等

1 【ラムサール条約】1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」のこと。

2 【重要伝統的建造物群保存地区】都市計画と連携しながら、歴史的な集落や街並みの保存・整備を行う伝統的建造物群保存地区のうち、特に価値が高いものとして国が選定したものです。

2. 都市施設等の概要（防災関連）

（1）建築物

ア) 建築物の不燃化

市内には木造家屋が多く、また木造家屋のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく、現行耐震基準の耐震性能を有しないと想定される「昭和56年以前に建築された建築物¹」が多くを占めています。

図表 19：住宅の耐震化の状況

(平成28年3月現在)

市内全住宅 戸数	うち耐震性有り住宅	
	耐震性有り 住宅戸数	耐震化率
55,600戸	43,300戸	77.9%

【資料】 栃木市建築物耐震改修促進計画（改訂版）

図表 20：市有建築物の耐震化の状況

(平成28年3月現在)

市有建築物 総数	棟数	うち小規模建築物を除いたもの				耐震化率
		耐震性を満たすもの			計	
		昭和56年6月 以降建築	耐震性有り	耐震改修実施		
1,640棟	441棟	309棟	12棟	52棟	373棟	84.6%

【資料】 栃木市建築物耐震改修促進計画（改訂版）

1 【昭和56年以前に建築された建築物】 建築基準法の改正に伴い建築物の耐震基準が大幅に改められ、昭和56年以前の耐震基準で建築された建物は、大規模地震により倒壊の恐れがあり、耐震改修もしくは建替えの必要があります。

イ) 空き家の状況

市内の空き家戸数の推移をみると、平成15年の5,360戸(空き家率10.3%)から平成25年の8,250戸(空き家率13.1%)へと大きく増加しています。

このうち、利用実態がない「その他の空き家」(二次的住宅、賃貸用の住宅、売却用の住宅以外の空き家)が平成25年に4,220戸あり、平成15年の1,790戸からの推移をみると、10年間で2,430戸も増加しています。

図表 21：市有建築物の耐震化の状況

	住 宅 総 数		空 き 家 戸 数			
			二次的住宅	賃貸用住宅	売却用住宅	その他の住宅
平成15年	51,910	5,360	220	3,300	50	1,790
	-	10.3%	0.4%	6.4%	0.1%	3.4% (全国3.9%)
平成20年	56,660	7,140	180	3,380	180	3,400
	-	12.6%	0.3%	6.0%	0.3%	6.0% (全国4.7%)
平成25年	63,200	8,250	250	3,680	100	4,220
	-	13.1%	0.4%	5.8%	0.2%	6.7% (全国5.3%)

※各欄の上段：空き家住宅の実数、下段：住宅総数に占める割合

【資料】住宅・土地統計調査(総務省統計局)

(2) 交通施設

ア) 道路交通

本市における道路は平成31年4月1日現在、東日本高速道路株式会社管理の有料道路約30km、国管理道路約11km、県管理道路約228km(改良率94.3%)、市管理道路約1,973km(改良率65.7%)が整備されています。

このうち、本市の骨格を構成する道路体系として、広域幹線道路(東北自動車道、北関東自動車道、国道50号など)や、主要幹線道路(栃木環状線、栃木粕尾線、栃木藤岡線など)を形成しており、市域内さらには周辺都市と広域的な連携を確保する重要な道路網として整備されています。

なお、これらの主要な道路網については、大規模災害発生時に応急対策人員や物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うための緊急輸送道路として栃木県及び本市の地域防災計画において指定されており、防災拠点や主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的なネットワークを構成しています。

図表 22 : 本市の道路現況

(平成31年4月1日現在)

	実延長内訳(m)				改良延長 (m)	改良率 (%)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)
	一般国道	主要地方道	一般県道	計				
県管理道路	14,004	126,437	87,594	228,035	215,143	94.3	226,467	99.3

【資料】 栃木県統計年報(令和元年版)

(平成31年4月1日現在)

	実延長内訳(m)				改良延長 (m)	改良率 (%)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)
	1級	2級	その他	計				
市管理道路	230,039	214,208	1,534,004	1,978,251	1,299,765	65.7	1,702,053	86.0

【資料】 道路現況調査書(栃木県 県土整備部)

図表 23 : 本市で指定されている緊急輸送道路

区分	設定基準	路線名	指定区間
第1次 緊急輸送 道路	県庁所在地と市の中心地を連絡する道路及び県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路	東北自動車道	佐野市高山町[群馬県境]～那須町豊原乙[福島県境]
		北関東自動車道	足利市鹿島町[群馬県境]～真岡市水戸部[茨城県境]
		国道50号	足利市南大町[群馬県境]～小山市犬塚[茨城県境]
		国道293号	那珂川町富山[茨城県境]～さくら市川岸[国道4号交点] 鹿沼市楡木町[宇都宮楡木線交点]～鹿沼市楡木町[国道352号交点] 鹿沼市磯町[国道352号交点]～足利市大月町[桐生岩舟線交点]
		主要地方道 宇都宮栃木線	宇都宮市桜2[国道119号分岐]～宇都宮市西川田本町[国道121号交点] 壬生町淀橋南[国道121号交点]～栃木市平柳町[栃木環状線分岐]
		主要地方道 栃木藤岡線	栃木市万町[宇都宮栃木線分岐]～栃木市室町[南小林栃木線分岐]
		主要地方道 栃木小山線	栃木市河合町[南小林栃木線分岐]～小山市城山町2[国道4号交点]
		主要地方道 栃木粕尾線	栃木市尻内町[国道293号交点]～栃木市昭和町[新栃木停車場線交点]
		一般県道 南小林栃木線	栃木市室町[栃木藤岡線分岐]～栃木市河合町[栃木小山線分岐]
		一般県道 栃木環状線	栃木市平柳町3[宇都宮栃木線分岐]～栃木市大町[宇都宮亀和田栃木線交差] 栃木市箱森町[栃木栗野線交差]～栃木市箱森町[栃木粕尾線交差]
第2次 緊急輸送 道路	第1次緊急輸送道路と市役所等の主要な施設を連絡する道路	主要地方道 宇都宮栃木線	栃木市日ノ出町[栃木二宮線分岐]～栃木市万町[宇都宮亀和田栃木線交点]
		主要地方道 宇都宮亀和田栃木線	栃木市西方町元[国道293号交点]～栃木市昭和町[栃木粕尾線交点]
		主要地方道 栃木二宮線	栃木市日ノ出町[宇都宮栃木線分岐]～下野市小金井[国道4号交点]
第3次 緊急輸送 道路	第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路	主要地方道 佐野古河線	佐野市高萩町[国道50号交差]～栃木市藤岡町[藤岡乙女線交差] 栃木市藤岡町[栃木藤岡線交差]～栃木市藤岡町[群馬県境]
		主要地方道 栃木藤岡線	栃木市河合町[南小林栃木線交点]～栃木市藤岡町[佐野古河線交点]
		主要地方道 栃木小山線	栃木市河合町[栃木藤岡線交点]～栃木市河合町[南小林栃木線交点]
		主要地方道 栃木粕尾線	鹿沼市下粕尾[鹿沼足尾線交点]～栃木市尻内町[国道293号交点]
		主要地方道 岩舟小山線	栃木市岩舟町和泉[栃木藤岡線交点]～小山市下国府塚[岩舟小山線分岐] 小山市下石塚[小山環状線交点]～小山市大行寺[国道50号分岐]
		主要地方道 栃木栗野線	鹿沼市久野[鹿沼足尾線交点]～栃木市野中町[栃木粕尾線交点]
		主要地方道 藤岡乙女線	栃木市藤岡町[栃木藤岡線交点]～栃木市藤岡町[佐野古河線交点]
		主要地方道 桐生岩舟線	佐野市伊勢山町[佐野環状線交点]～栃木市岩舟町和泉[栃木藤岡線交点]
		一般県道 南小林栃木線	栃木市河合町[栃木小山線交点]～小山市下河原田[国道50号交点]
一般県道 栃木環状線	栃木市箱森町[栃木粕尾線交点]～栃木市大平町川連[栃木藤岡線交点]		

【資料】 栃木市地域防災計画

イ) 鉄道交通

市内には、JR 両毛線、東武日光線、東武宇都宮線の 3 路線、13 駅があり、市内各地域や近隣都市への通勤・通学の手段として、また、東京・埼玉方面への移動手段として充実した鉄道網を形成しています。

図表 24：市内各駅の乗車人員（一日当たり）

(平成28年度)

JR両毛線		東武日光線		東武宇都宮線	
駅名	乗車人員	駅名	乗車人員	駅名	乗車人員
栃木駅	5,203	藤岡駅	745	新栃木駅	-
大平下駅	-	静和駅	693	野州平川駅	504
岩舟駅	-	新大平下駅	1,374	野州大塚駅	225
		栃木駅	5,833		
		新栃木駅	1,974		
		合戦場駅	164		
		家中駅	212		
		東武金崎駅	282		

【資料】栃木市統計データ(平成30年版)

(3) 供給処理施設

ア) 上水道

水道事業浄水施設の概要は以下のようになっています。

図表 25：水道事業浄水施設

(令和2年10月1日現在)

地域名	浄水施設名	水源種別	処理方法	給水人口(人)
栃木地域	菌部浄水場	浅井戸・深井戸	消毒	37,143
	川原田浄水場	深井戸	消毒	7,934
	大塚浄水場	深井戸	消毒	13,355
	大宮浄水場	深井戸	消毒	9,570
	出流浄水場	浅井戸	消毒	51
	星野浄水場	浅井戸	消毒	339
大平地域	大平川連浄水場	浅井戸・深井戸	消毒	8,949
	大平蔵井浄水場	深井戸	消毒	19,327
	大平上高島浄水場	深井戸	消毒	414
藤岡地域	藤岡浄水場	深井戸	急速濾過	7,231
	藤岡蛭沼浄水場	深井戸	急速濾過	6,259
都賀地域	都賀原宿浄水場	深井戸	消毒	6,690
	都賀家中浄水場	深井戸	消毒	5,848
西方地域	西方浄水場	深井戸	消毒	4,792
	西方真名子浄水場	深井戸	消毒	1,015
	西方真上浄水場	浅井戸	消毒	32
岩舟地域	岩舟静戸第1浄水場	深井戸	急速濾過	14,413
	岩舟静戸第2浄水場	深井戸	急速濾過	3,205

イ) 下水道

下水道施設(栃木県所管)の概要は以下のようになっています。

図表 26 : 流域下水道処理施設 (栃木県所管)

(令和2年3月現在)

処理場名	施設の所在地	供用開始年	処理能力(m ³ /日)	処理方式	放流河川名
巴波川浄化センター	城内町2-57-62	1982	368,000	標準活性汚泥法	巴波川
大岩藤浄化センター	藤岡町藤岡4018	1996	116,000	標準活性汚泥法	渡良瀬川

(4) 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の概要は以下のようになっています。

図表 27 : ごみ処理施設

(平成30年4月1日現在)

施設名	施設の所在地	処理能力(t/24h)	処理方式	排ガス処理施設	建設年度	
とちぎクリーンプラザ ごみ焼却施設 (もやすごみ)	梓町456-32	焼却	237	全連続	バクフィルター	H12~14
		灰溶融	20			H18~19

図表 28 : 資源化施設

(平成30年4月1日現在)

施設名	施設の所在地	処理内容	処理能力(t/日)	建設年度	処理実績(29年度末)	
					年間処理量(t/年)	資源回収量(t/年)
とちぎクリーンプラザ リサイクルセンター (空ビン・空カン)	梓町456-32	選別・圧縮 ・梱包	20	H2	1,721	1,620
とちぎクリーンプラザ リサイクルプラザ (もやさないごみ・粗大ごみ、 ペットボトル・トレイ)		破碎・選別 ・圧縮・梱包	30	H12~14	4,530	867

3. 災害リスクと防災体制

(1) 自然災害の発生履歴

ア) 風水害等による被災履歴

本市で発生した自然災害は風水害等によるものが多くなっています。

古くは、1947(昭和 22)年 9 月に発生したカスリーン台風は、1 都 5 県(群馬、埼玉、栃木、茨城、千葉、東京)において、死者 1,100 人、家屋浸水 303,160 戸、家屋の倒半壊 31,381 戸の甚大な被害をもたらしました。本市においても、巴波川、渡良瀬川、新川等が決壊し、死者、家屋の流出倒壊や浸水、田畑の浸水等の大きな被害が出ました。

近年の被害をみると、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、台風 18 号や前線の影響で線状降水帯が次々と発生し、関東地方と東北地方では記録的な大雨となり、栃木県内でも日光地域で数時間にわたり非常に激しい雨が継続しました。本市でも 9 月 7 日夕方から 11 日朝にかけての総降水量が 400mm を超え、巴波川、赤津川が氾濫したほか、各地で土砂崩れ、床上・床下浸水など甚大な被害が発生しました。

また、令和元年 10 月には令和元年東日本台風(台風第 19 号)により記録的な大雨となり、永野川の決壊をはじめ多くの箇所では河川の破損・埋塞・落橋が発生したほか、各地で土砂崩れ、床上・床下浸水など甚大な被害が発生し、人的被害や多くの住家被害、農業被害、地域の孤立などをもたらしました。

このように、本市の風水害の履歴をみると、主に豪雨や台風による土砂災害、浸水被害等に見舞われており、今後もこうした被害が発生する危険性を有しています。

図表 29：台風・水害等による主な被災履歴

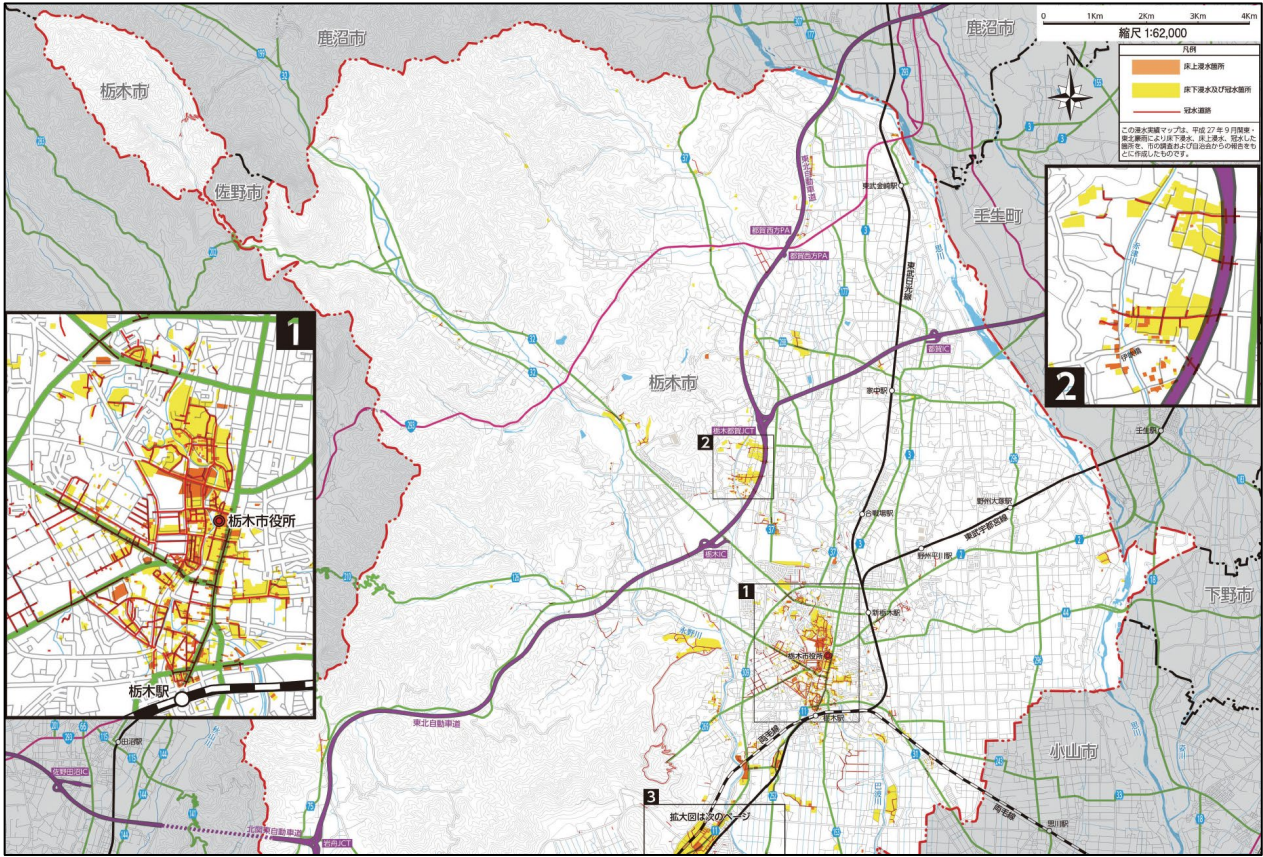
年月日	名称	被害概要
昭和 22 年 9/14~15	台風	カスリーン台風により、巴波川、渡良瀬川、新川等が決壊し、流出家屋、床上・床下浸水、死者、田畑被害等を受ける。明治以降では栃木県最大の水害。
昭和 23 年 9/15~17	台風	アイオン台風により、巴波川等が決壊し、大洪水となる。
昭和 24 年 8/30~9/1	台風	キティ台風により、渡良瀬川、巴波川等がはん濫し、床上・床下浸水の被害を受ける。
昭和 41 年 6/28	台風	台風第 4 号により、床上・床下浸水、田畑被害、土砂崩れ、橋梁流出、堤防決壊等に被害を受ける。
昭和 46 年 8/31~9/1	台風	台風第 23 号により、強風雨。田畑の冠水、浸水、床下浸水、橋梁、河川の破損等の被害を受ける。
昭和 47 年 9/16~17	台風	台風第 20 号により、河川の決壊、田畑の冠水、橋梁破損、がけ崩れ等の被害を受ける。
昭和 51 年 5/26~7/19	豪雨及び 台風	那須・塩原両郡市を除く県下各地で床上・床下浸水、田畑被害等を受ける。 (栃木市雨量 130 mm)
昭和 52 年 6/6~7/17	豪雨	県下全域において、床上・床下浸水、非住家被害、道路、河川、農業施設の破損等の被害を受ける。 (栃木市雨量 100 mm)
昭和 57 年 9/12~13	台風	台風第 18 号により、床上・床下浸水や道路冠水、農作物被害、橋梁流出等の被害を受ける。
昭和 60 年 6/24~30	豪雨及び 台風	豪雨及び台風により、住家被害や農作物被害、公共土木施設等に被害を受ける。 (栃木市雨量 103 mm)
昭和 61 年 8/4~5	台風及び 大雨	大雨により道路破損やがけ崩れ等の被害を受ける。 (栃木市雨量 8/4：140 mm、8/5：33 mm)

昭和 63 年 8/10～12	豪雨	集中豪雨により、道路の冠水や破損、橋梁沈下、河川はん濫等の被害を受ける。 (栃木市雨量 8/11: 85 mm、8/12: 78 mm)
平成 14 年 7/10～11	台風	台風第 6 号により、永野川等の洗掘や橋梁流失、床上・床下浸水、野菜類被害、がけ・土砂崩れ、道路の損壊等の被害を受ける。
平成 18 年 6/16	大雨	梅雨前線の低気圧の通過に伴い大雨となり、西方町の東北自動車道都賀西方 P A 付近で土砂崩れが発生し、軽傷者 2 人の人的被害も受ける。
平成 20 年 8/14	強風	日本海の低気圧や前線に向かって湿った空気が流れ込んだため、県内の所々で雷を伴った激しい雨が降り、都賀町の一部で突風が発生。 住家被害：一部損壊 2 棟、非住家被害等：屋根飛散 2 棟
平成 23 年 7/19～20	台風	台風第 6 号により大雨となり、日降水量の 7 月の極値を更新した。また、土砂災害警戒情報が発令された。(栃木市雨量 7/19: 170 mm)
平成 23 年 9/4	強風	台風第 12 号により大気の状態が不安定となり、栃木市内で突風による住家破損 3 棟、倒木、仮設物破損の被害を受ける。
平成 24 年 7/17	強風	市内の大塚町、国府町及び都賀町木等でダウンバーストと推定される突風が発生し、住家等の屋根瓦のめくれ及び倒木等の被害が発生した。 建物被害：住家の一部損壊 27 棟、店舗等の一部損壊 2 件 農業施設：パイプハウス等(全壊 1 棟、大破 15 棟、小破 23 棟)
平成 25 年 10/15～16	台風	台風第 26 号による強風で被害が発生した。 住家被害：一部損壊 8 棟 農作物被害：被害額 5,053 千円(なす、そば等) 農業施設被害：パイプハウス(全壊 15 棟、大破 39 棟、中破 71 棟、小破 55 棟) 市有施設被害：部屋保育園の屋根破損等 9 件
平成 26 年 2/8～9 2/14～15	大雪	大雪により、農作物及び農業施設に被害が発生した。 農作物被害：被害額 416,616 千円(いちご、ぶどう、トマト等) 農業施設被害：パイプハウス等(全壊 343 棟、大破 14 棟、中破 113 棟、小破 18 棟) (※岩舟町) 農作物被害：被害額 242,529 千円(いちご、ぶどう、トマト) 農業施設被害：パイプハウス等(全壊 126 棟、中破 2 棟)
平成 27 年 9/7～11	台風及び 豪雨	関東・東北豪雨被害状況/平成 28 年 8 月現在 線状降水帯により記録的な大雨となり、巴波川、赤津川が氾濫したほか、各地で土砂崩れ、床上・床下浸水など甚大な被害が発生した。9 月 7 日夕方から 11 日朝にかけての総降水量は 400 mm を超えた。(栃木市雨量 9/9: 299 mm、9/10: 89.5 mm) 人的被害：死者 1 名、負傷者 1 名 住家被害：全壊 3 棟、大規模半壊 8 棟、半壊 75 棟(床上浸水 635 棟、床下浸水 1,990 棟)、(災害見舞金支給対象/床上浸水 1,125 件、床下浸水 1,745 件) 農業被害：農作物 2,051 戸 1,497.14 ha、農業機械 41 件(農業用機械購入等支援補助金対象) 通行止め：16 路線(国道 1 箇所、市道 9 箇所ほか) 土砂崩れ等：7 箇所 浄水場被害：水没によるポンプ停止等(大平町葎井排水機場、菌部浄水場、藤岡町西前原排水機場、蛭沼浄水場、藤岡町甲増圧ポンプ場) 開設避難所：18 箇所(避難者ピーク日 9/10、446 世帯 1,055 人)
平成 28 年 4/17	強風	強風に伴い、市内に被害が発生した。 人的被害：負傷者 1 名 建物被害：住家の一部損壊 2 棟 農業施設被害：パイプハウス(小破 1 棟) 市有施設被害：聖地公園事務所窓ガラス破損他 3 件
平成 28 年 8/22	台風	台風第 9 号により大雨となり被害が発生した。避難勧告等を発令。 人的被害：死者 1 名、負傷者 1 名 農作物被害：被害額 2,915 千円(なす、にら) 農業施設被害：パイプハウス(小破 13 棟) 通行止め：20 路線 開設避難所：11 箇所(避難者 11 名)
平成 28 年 8/29	台風	台風第 10 号により被害が発生した。 通行止め：3 路線
平成 28 年 9/7	台風	台風第 13 号により被害が発生した。避難勧告等を発令。 通行止め：2 路線 開設避難所：8 箇所(避難者 0 名)
平成 29 年 4/19	強風	強風に伴い、市内に被害が発生した。 建物被害：非住家の一部損壊 3 棟 農業施設被害：ハイプハウス(小破 1 棟) 市有施設被害：大平南第 2 保育園の屋根の一部損壊

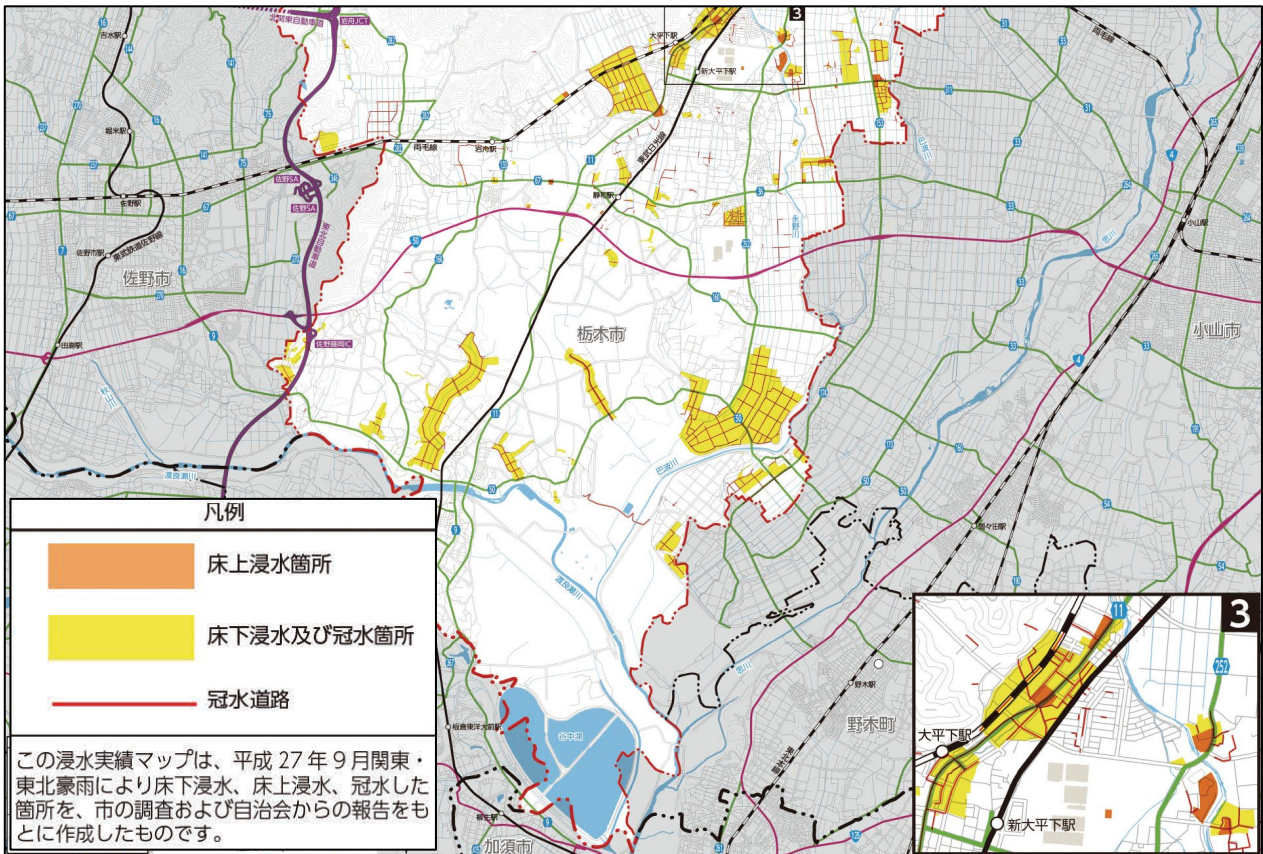
平成 29 年 8/21	大雨	大雨により、市内に被害が発生した。 土砂崩れ等：2 箇所(法面の崩落、敷地内への土砂流入)
平成 29 年 10/22	台風	台風第 21 号により大雨となり被害が発生した。避難勧告等を発令。 人的被害：負傷者 1 名 建物被害：住家 5 棟(床下浸水)、非住家 2 棟(床上浸水 1 棟、床下浸水 1 棟) 農作物被害：被害額 7,062 千円(ほうれんそう、なす等) 農業施設被害：パイプハウス (小破 1 棟) 水稻冠水 16.65ha(※県被害報告内容には該当しない) 通行止め：16 路線(国道 1、市道 15) 倒木被害：9 路線 市有施設被害：平井町増圧ポンプ場の床上浸水により送水ポンプ 2 台停止、藤岡第一中学校体育館軒部分の石膏落下 他 7 件 土砂崩れ等：2 箇所 河川・堤防等被害：赤津川(西方町真名子)で土手の一部陥没 開設避難所：9 箇所(避難者 19 名)
平成 29 年 10/27	台風	台風第 22 号により被害が発生した。 通行止め：3 路線
平成 30 年 8/26	強風	突風の発生により、農作物及び農業施設に被害が発生した。 農作物被害：被害額 2,013 千円(にら等) 農業被害：パイプハウス等(全壊 50 棟、中破 8 棟、小破 17 棟)
平成 30 年 9/30～10/1	台風	台風第 24 号により、農作物及び農業施設に被害が発生した。 農作物被害：被害額 1,784 千円(にら、いちご) 農業被害：パイプハウス等(全壊 37 棟、大破 26 棟、中破 158 棟、小破 289 棟)
令和元年 10/12～13	台風	東日本台風(台風第 19 号)被害状況/令和 2 年 10 月 30 日現在 台風第 19 号により記録的な大雨となり、永野川の決壊をはじめ多くの箇所で河川の破損・埋塞・落橋が発生したほか、各地で土砂崩れ、床上・床下浸水など甚大な被害が発生した。(栃木市雨量 10/12：298 mm) 人的被害：死者 1 名(溺死)、重傷者 2 名(土砂崩れにより倒壊した家屋の下敷き 1 名、低体温症 1 名) 住家被害：全壊 14 棟(うち栃木地域 7 棟)、大規模半壊 96 棟(うち栃木地域 51 棟、大平地域 44 棟)、半壊 2,751 棟(うち栃木地域 2,248 棟、大平地域 492 棟) (※参考/床上浸水 3,961 世帯、床下浸水 4,016 世帯、土砂災害等 26 世帯) 通行止め：17 箇所 河川被害：河川決壊 7 箇所(永野川 6、三杉川 1)、河川破損 9 箇所(永野川 2、藤川 1、出流川 4、赤津川 1、逆川 1) 橋梁被害：落橋 6 箇所(永野川 3 橋、赤津川 2 橋、ほか 1 橋) 土砂崩れ：19 箇所(うち栃木地域 12 箇所) 農業被害：農作物 149 戸 57.65 ha、農業用施設 18 戸 60 施設(パイプハウス等)、農業機械 86 台(乾燥機、耕運機等) 市有施設被害：床上浸水 23 件(本庁舎、入舟庁舎、水道庁舎、大平分署、小中学校 4 校他)、床下浸水 3 件 医療機関被害：床上浸水 15 件、床下浸水 9 件 ライフライン被害：浄水場の浸水により一部地区で断水(10/15,10:40 復旧)、約 17,800 軒で停電(10/12, 21:00 頃～10/13,12:00 頃) 交通機関：(東武日光線)栗橋駅～栃木駅間 10/19 より運転再開、(JR 両毛線)岩舟駅～栃木駅間 11/11 始発から運転再開、足利駅～岩舟駅間 10/20 より運転再開 孤立の状況：大平町の病院において入院患者及び職員約 80 人が浸水により一時孤立、出流町が土砂崩れ及び道路損壊により一時孤立 開設避難所：25 箇所(避難者ピーク時 10/12,23:00、974 世帯 2,350 人)

図表 30：平成 27 年 9 月関東・東北豪雨浸水実績

(栃木市北部)



(栃木市南部)



イ) 地震による被災履歴

栃木県では古来、日光・足尾地域にしばしば被害を伴う大地震が発生したことが知られています。古くは天和3年(1683年)6月及び10月に日光付近にそれぞれマグニチュード6.0から7.0の3回にわたる日光地震が発生し、日光東照宮等にかなりの被害があったと伝えられています。

近年では、昭和24年12月26日に今市市(現在の日光市)の鶏鳴山付近を震源とするマグニチュード6.2及び6.4の「今市地震」が発生し、今市市内を中心に大きな被害がありました。

最近では、平成8年(1996年)12月21日10時39分にマグニチュード5.5の茨城県南部地震が発生し、市内においても住家被害が発生しています。

また、平成23年(2011年)3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)では、本市で震度5強を記録し、負傷者並びに住家被害が発生しました。

図表 31：地震による主な被災履歴

年月日	名称	被害概要
818 (弘仁9) 8月	弘仁地震	・マグニチュード7.5以上(推定) ・相模(神奈川県)、武蔵(東京都、埼玉県)、下総(千葉県北部)、常陸(茨城県)、上野(群馬県)、下野(栃木県)に被害を及ぼした内陸型地震と考えられている。関東一円で山崩れが続発して谷を埋めること数里に及び、農民多数が圧死した。
1683 (天和3) 6/17	日光地震	・マグニチュード6.0~6.5 ・4月頃から日光付近で群発性の地震が続き、6月17日には37回の地震があり、辰の刻に大地震発生。また卯の刻から子の刻まで89回の地震発生。東照宮・大猷廟・慈眼堂等の石の宝塔の九輪が転落し、石垣が多く崩れ、天狗堂、仏岩、赤薙山及びその北方の山が崩れる。
1683 (天和3) 6/18	〃	・マグニチュード6.5~7.0 ・卯の刻から辰の刻まで地震7回。巳の下刻に大地震発生。御宮・御堂・御殿・慈眼堂・本坊寺院の石垣が残らず崩れ、石燈籠は全て倒れる。東照宮・大猷廟の宝塔の笠石等が破損。卯の上刻から夜中まで196回の地震発生。
1683 (天和3) 10/20	〃	・マグニチュード7.0 ・下野三依川五十里村(現在の日光市)で山崩れが起こり、川を塞いだため湖が生じた。日光にも山崩れがあり、鬼怒川、稲荷川の水が流れなくなった。1~2日で地震760回余、また1日から晦日までで1,400回余の地震発生。
1707 (宝永4) 10/28	宝永地震	・マグニチュード8.4 ・わが国最大級の地震のひとつ。この地震による被害は文献によってかなりの差があり全体としての被害はつかみづらいが、家屋倒壊地域は、駿河中央部・甲斐西部・信濃・東海道・美濃・紀伊・近江・畿内・播磨・大聖寺・富山・出雲・三原・筑紫に及び、津波は、伊豆半島から九州に至る太平洋沿岸及び大阪湾・播磨・伊予・防長、さらに南の八丈島を襲い、土佐で最大の被害を出している。この地震の激震地域、津波襲来区域は安政元(1854年)11月4日・5日の地震を合わせたものに似ており、震源は遠州灘沖と紀伊四国沖と考えられる。また、この年の11月23日富士山が大爆発し、宝永火口をつくった。県内では、芳賀郡小貫村(現在の茂木町)で1月から12月までの間に37回の地震があったことが記録された。さらに上記の富士山の噴火に際しては、震動や降灰も観測された。
1923 (大正12) 9/1	関東大震災	・マグニチュード7.9 ・相模湾、神奈川県全域、房総半島の南部を含む相模トラフ沿いの広い範囲を震源域として発生したプレート型地震。全国での最大震度6(当時は6までしかなかったが、一部地域では現在の7相当と推定)。 ・人的被害は、東京・神奈川を中心として、千葉・静岡・埼玉・山梨・茨城・群馬・栃木・長野にまで及び、死者99,331名、行方不明者43,476名、負傷者103,733名の人的被害が発生した。建物被害は、全壊128,266棟、半壊126,233棟を数えた。

		<p>〈栃木県内の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内では震度5とされており、負傷者3名、家屋全壊16棟、半壊2棟の被害が発生。
1949 (昭和24) 12/26	今市地震	<ul style="list-style-type: none"> ・8時17分はマグニチュード6.2 ・8時24分はマグニチュード6.4 ・ほぼ同程度の規模の地震が8分の間隔をおいて続けて発生。震源地は両方とも鶏鳴山付近。最大震度は今市地域付近で震度6相当。 ・死者10名、負傷者163名(県内計)。建物の全半壊等の被害が多数発生。 ・建物被害は比較的には木造に少なく石造及び貼石木構造の倉などに多い傾向を示し、また大小さまざまな山崩れが生じた。 ・余震も多く、12月26日から翌年1月25日にかけて有感79回、無感1,534回を観測。
1996 (平成8) 12/21	茨城県 南部地震	<ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード5.5。東北地方から北陸及び中部地方にかけて地震を感じた。 <p>〈栃木県内の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱：日光市、今市市、益子町 ・震度4：宇都宮市、足利市、栃木市 ・震度3：大田原市、那須塩原市、那須烏山市 ・人的被害：軽傷者1名(鹿沼市) ・建物被害：一部損壊47棟(宇都宮市、足利市、栃木市、小山市ほか)
2011 (平成23) 3/11	東日本 大震災	<ul style="list-style-type: none"> ・モーメントマグニチュード9.0 ・牡鹿半島の東南東130km付近の三陸沖を震源とし、震源域が岩手県沖から茨城県沖までの長さ約400km、幅約200kmに及ぶ観測史上国内最大規模のプレート型地震。1900年以降に発生した地震としては世界で4番目の規模の地震であった。最大震度7(宮城県栗原市)を始めとして、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度が観測され、死者19,575名、行方不明者2,577名、負傷者6,230名の人的被害、全壊121,776戸、半壊280,326戸の住家被害を始めとした未曾有の被害が発生。(平成29年9月1日現在) <p>〈栃木県内の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内では最大震度6強(宇都宮市、真岡市、大田原市、高根沢町、市貝町)が観測され、死者4名、負傷者133名の人的被害、全壊261棟、半壊2,118棟の住宅被害が発生。(平成29年9月1日現在) <p>〈栃木市内の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度5強：藤岡地域、岩舟地域 ・震度5弱：栃木地域、大平地域、都賀地域、西方地域 ・人的被害：負傷者2名 ・建物被害：半壊1棟。一部損壊1,379棟。(一般住宅の被害の多くは、屋根瓦の落下や、ぐしの損壊であった。) ・その他：最大で33,000軒が停電し、12日9時頃復旧した。

(2) 災害による被害想定

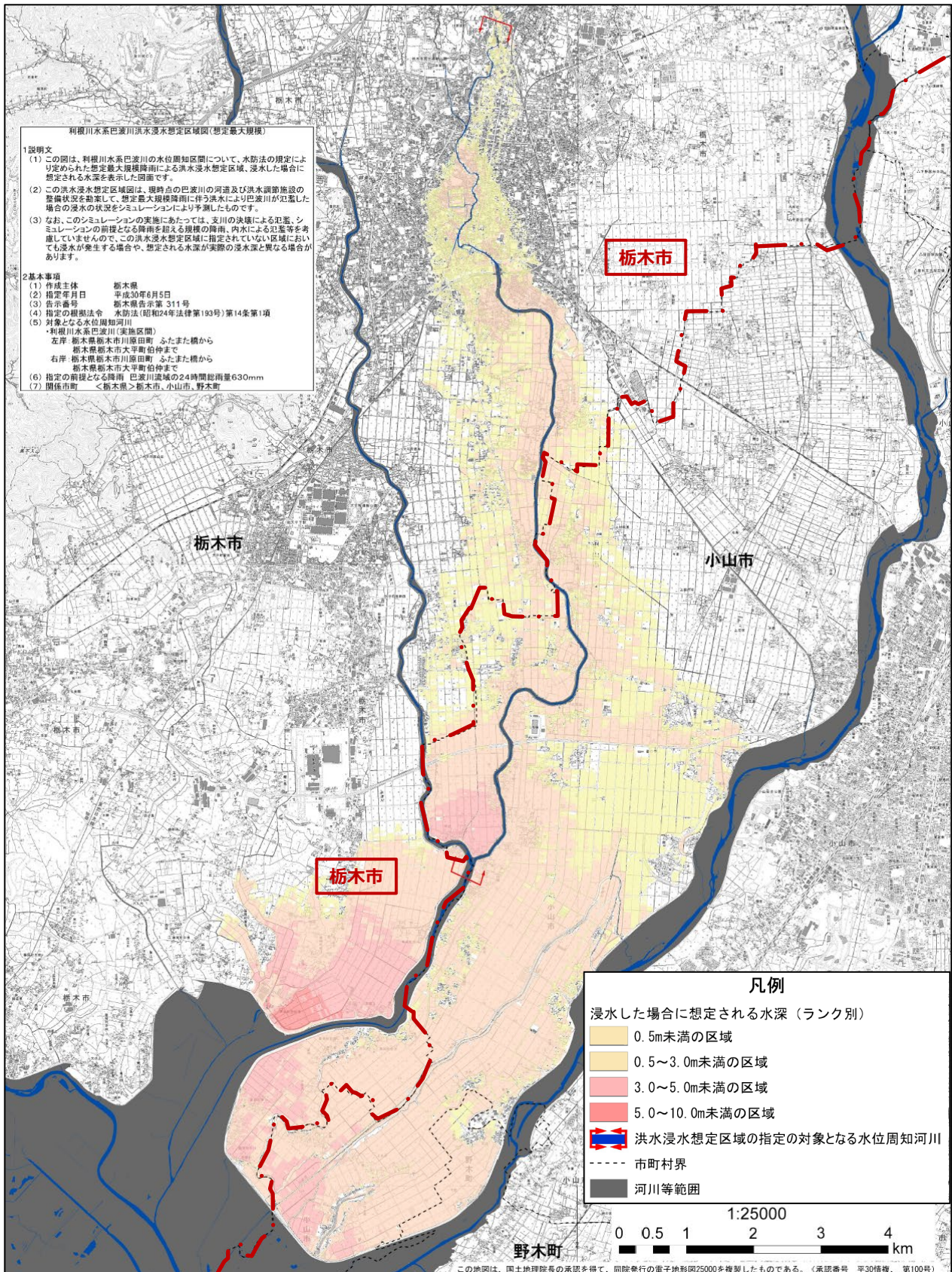
ア) 河川氾濫による被害想定

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定している河川について、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を洪水想定区域として指定しています。本市に影響のある河川の浸水想定区域のうち、以下、巴波川・永野川・思川を例として、浸水想定区域（「想定最大規模」及び「浸水継続時間」）を示します。

「想定最大規模」については、栃木地域、大平地域の河川沿いを中心に0.5～3.0mの浸水箇所が想定されます。また、藤岡地域において3.0～5.0m、最大で5.0～10.0mの浸水箇所が想定されます。

「浸水継続時間」については、栃木地域、大平地域の河川沿いを中心に12時間未満～24時間未満の浸水箇所が想定されます。また、藤岡地域において1週間～2週間以上の浸水箇所が想定されます。

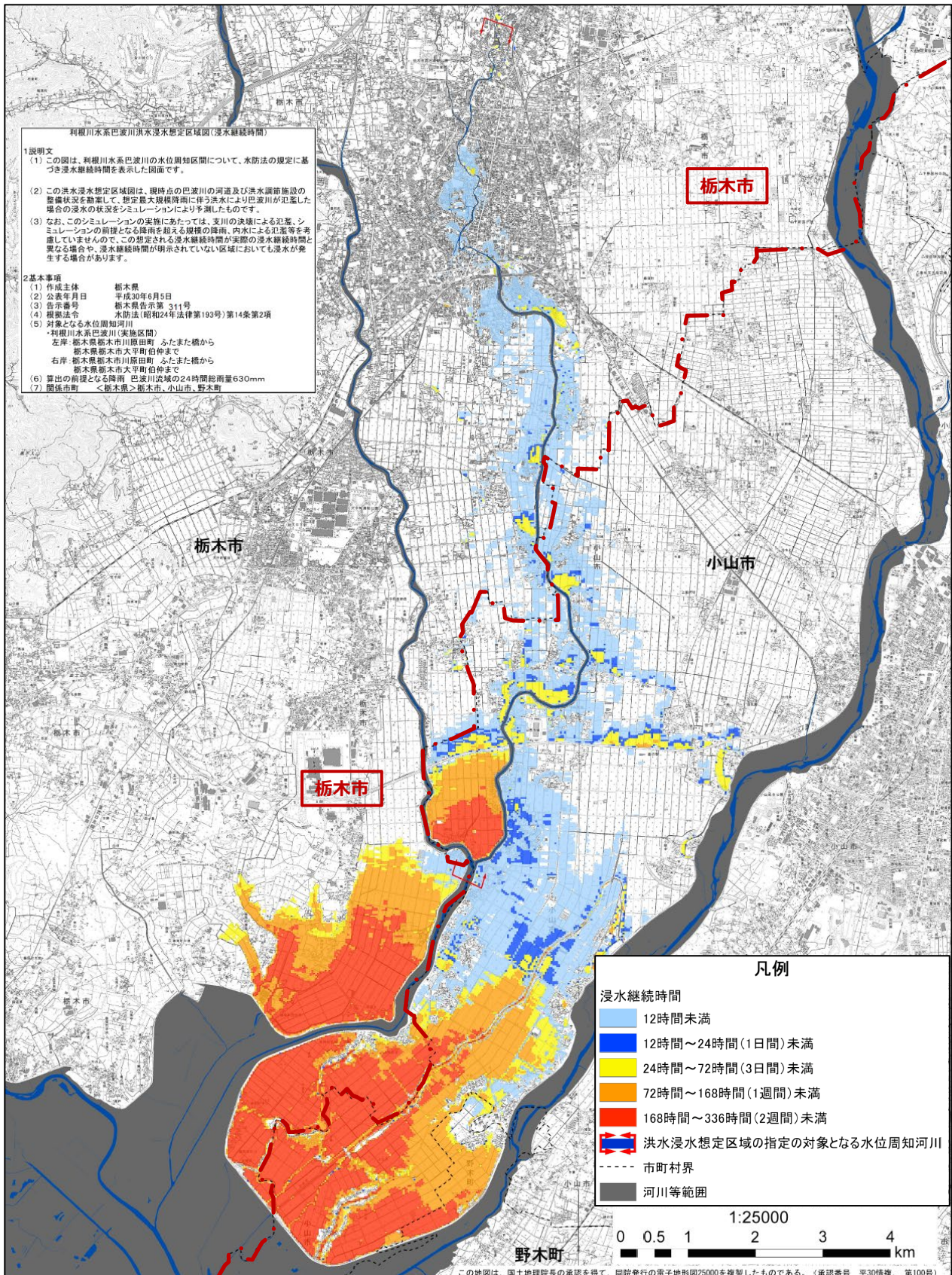
図表 32 : 巴波川浸水想定区域 (想定最大規模)



栃木県ホームページ「栃木県により指定・公表した洪水浸水想定区域図一覧」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/town/kasen/kaishu/sinsuisouteisiteikouhyou.html>

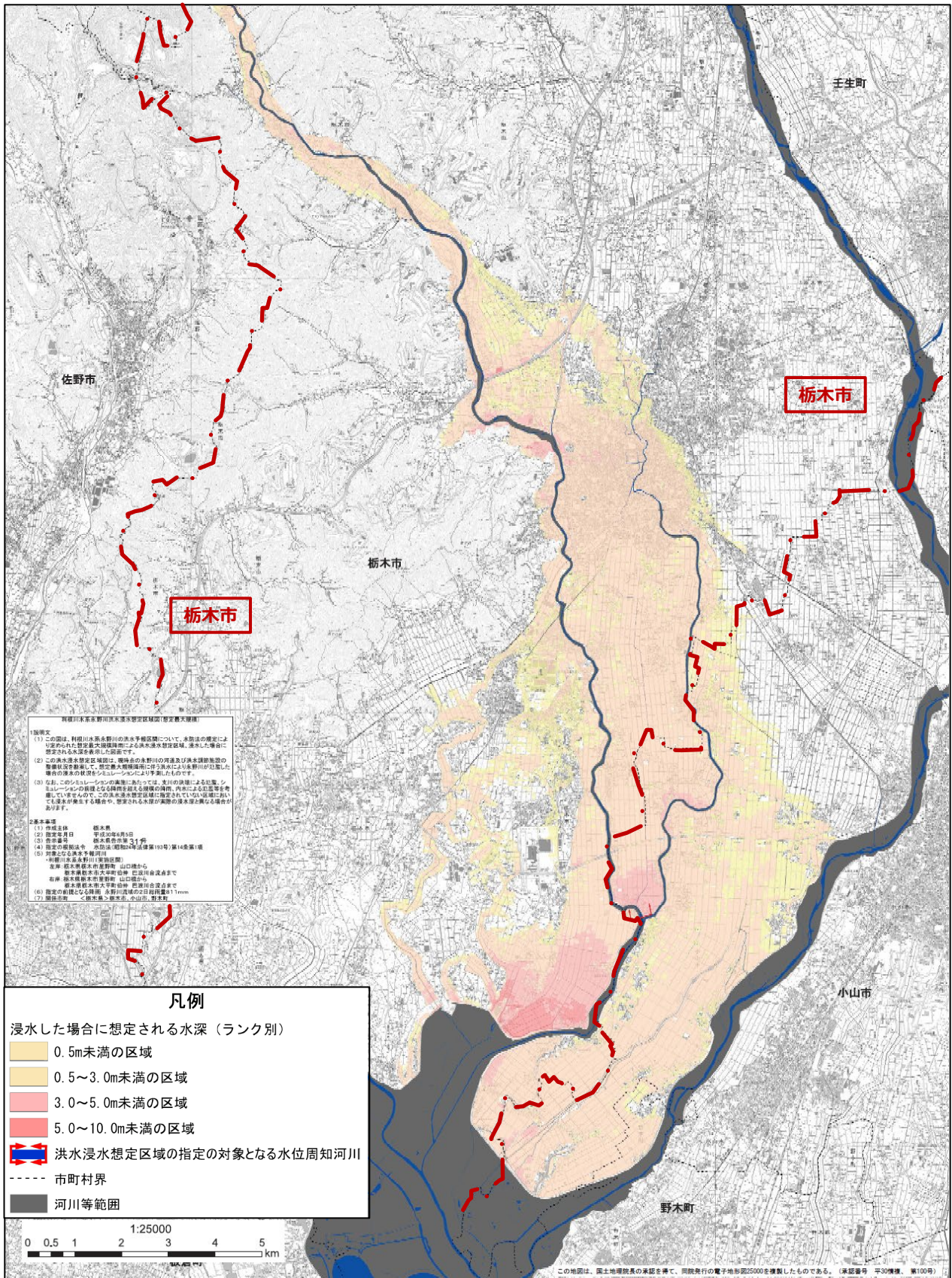
図表 33 : 巴波川浸水想定区域 (浸水継続時間)



栃木県ホームページ「栃木県により指定・公表した洪水浸水想定区域図一覧」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/town/kasen/kaishu/sinsuisouteisiteikouhyou.html>

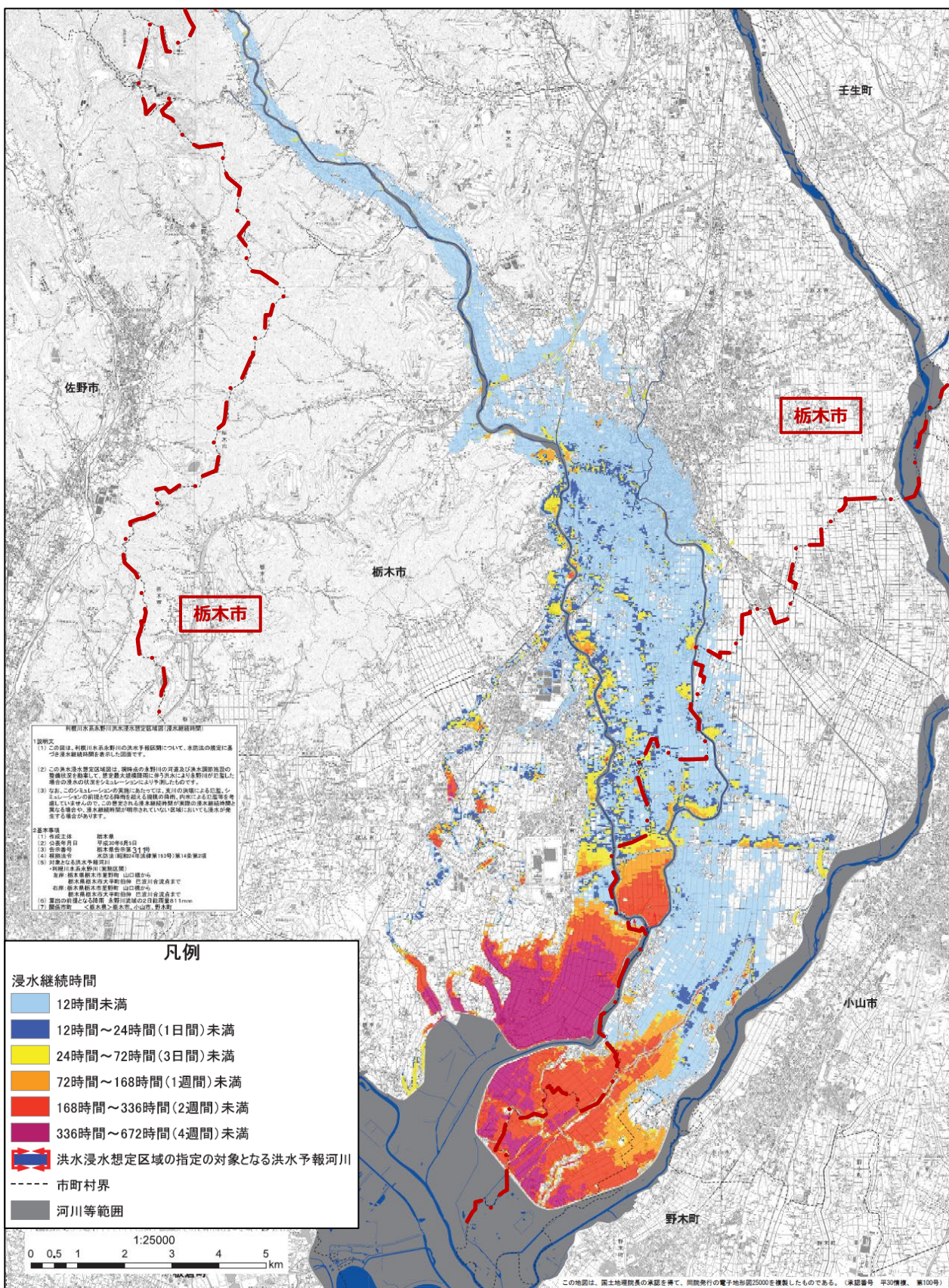
図表 34：永野川浸水想定区域（想定最大規模）



栃木県ホームページ「栃木県により指定・公表した洪水浸水想定区域図一覧」

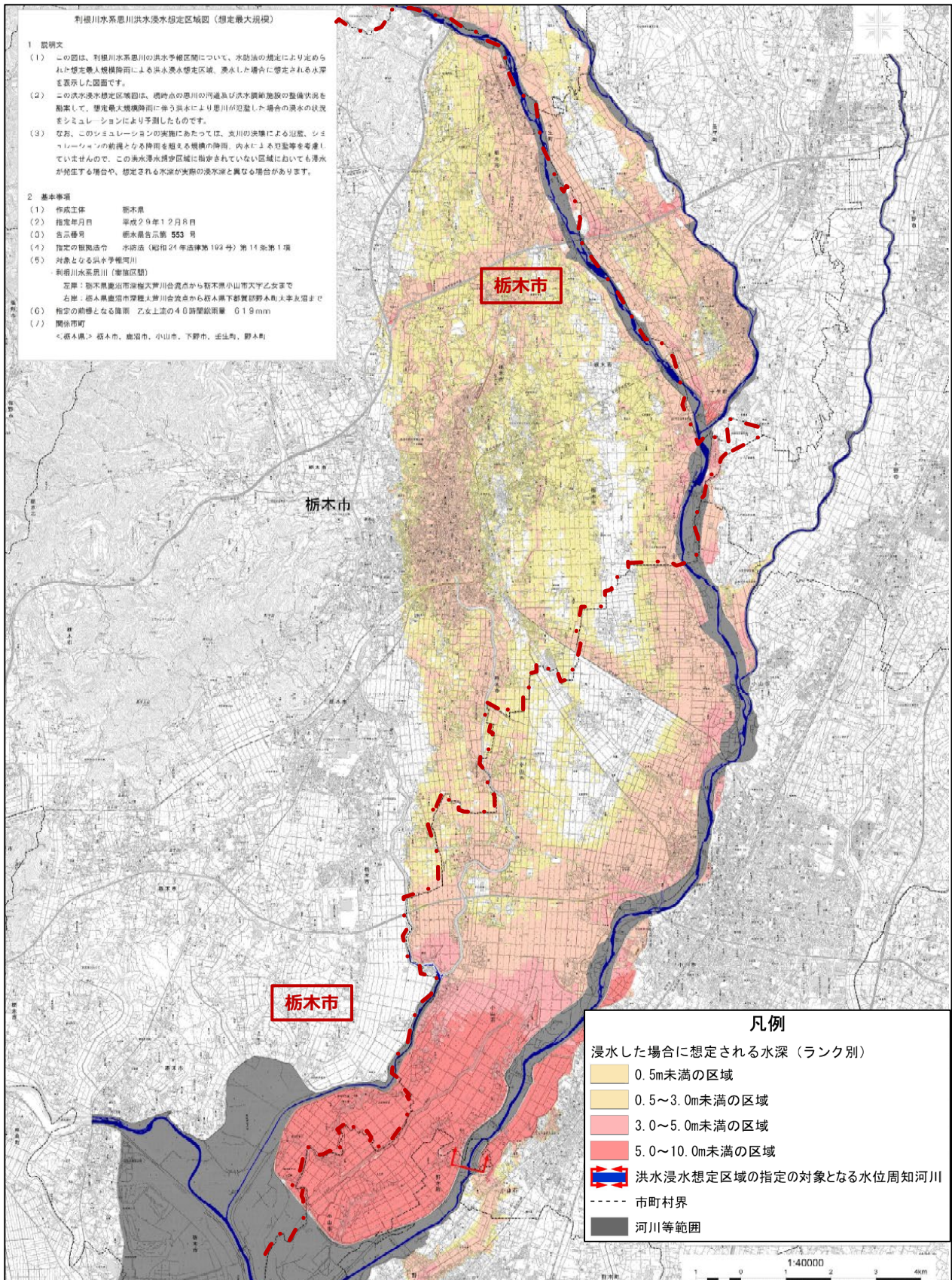
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/town/kasen/kaishu/sinsuisouteisiteikouhyou.html>

図表 35：永野川浸水想定区域（浸水継続時間）



栃木県ホームページ「栃木県により指定・公表した洪水浸水想定区域図一覧」
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/town/kasen/kaishu/sinsuisouteisiteikouhyou.html>

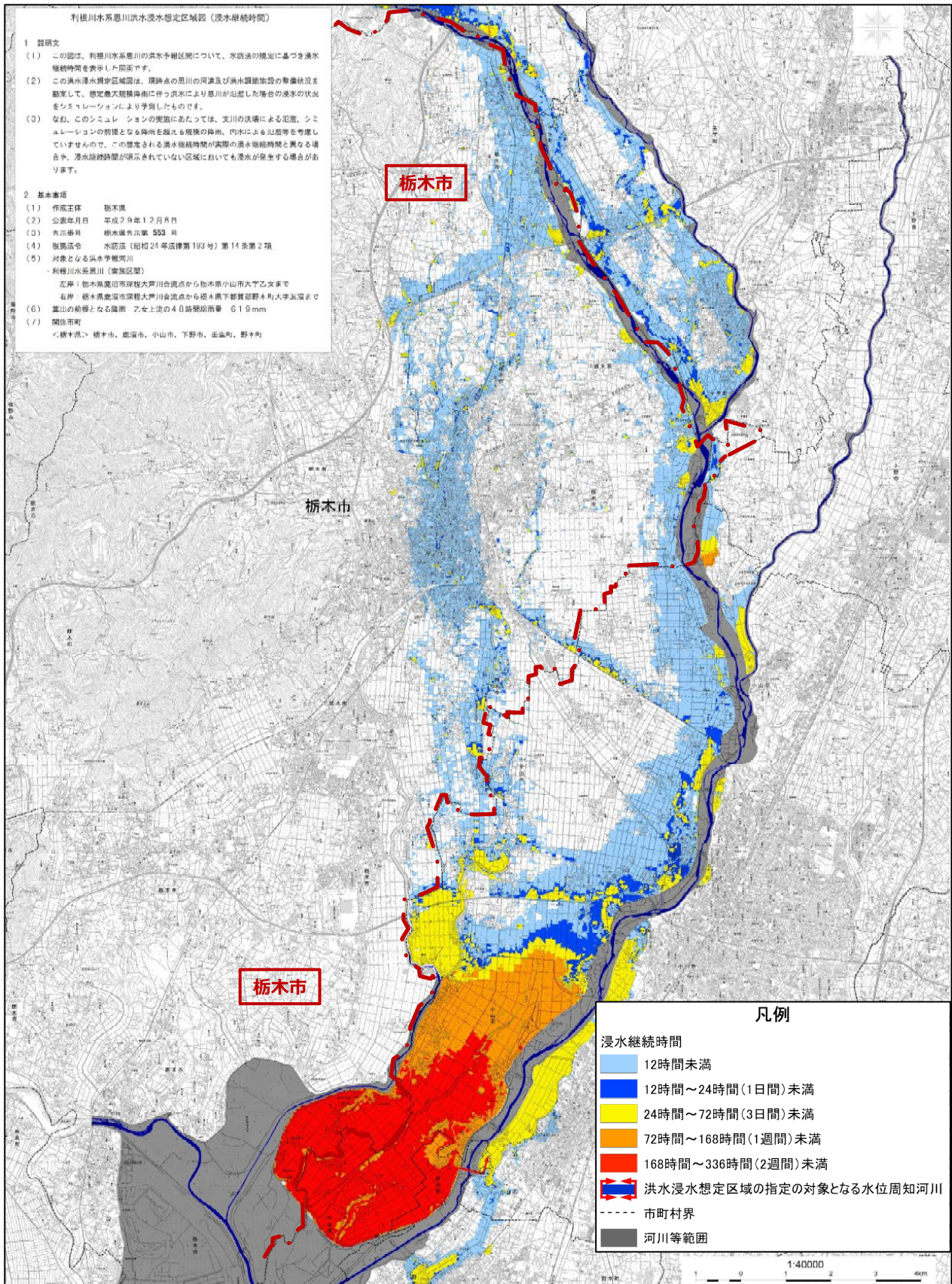
図表 36：思川浸水想定区域（想定最大規模）



栃木県ホームページ「栃木県により指定・公表した洪水浸水想定区域図一覧」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/town/kasen/kaishu/sinsuisouteisiteikouhyou.html>

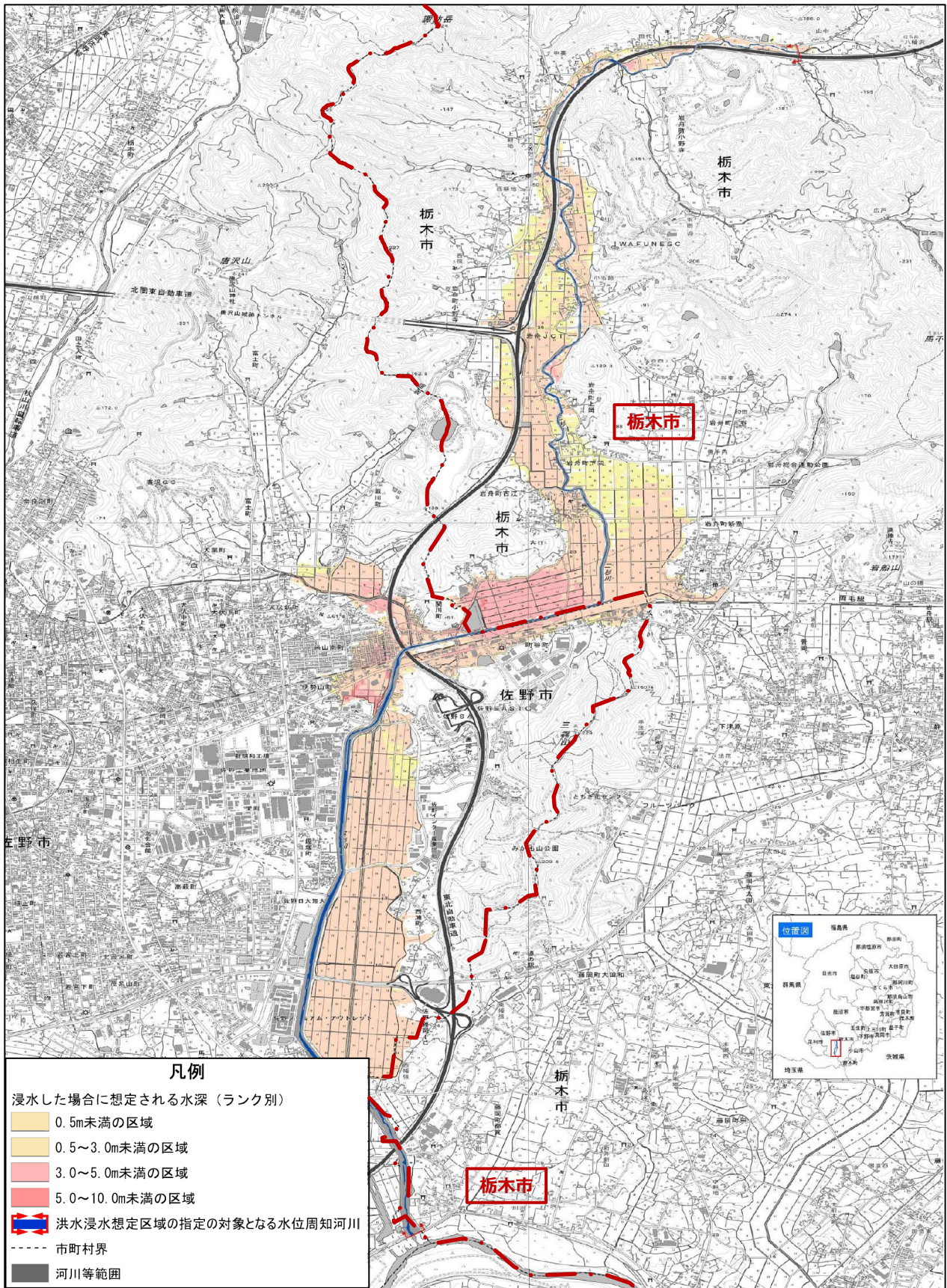
図表 37：思川浸水想定区域（浸水継続時間）



栃木県ホームページ「栃木県により指定・公表した洪水浸水想定区域図一覧」

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h06/town/kasen/kaishu/sinsuisouteisiteikouhyou.html>

図表 38：三杉川浸水想定区域（想定最大規模）



栃木県「利根川水系三杉川浸水リスク想定図」（令和2年5月、栃木県作成）

イ) 地震による被害想定

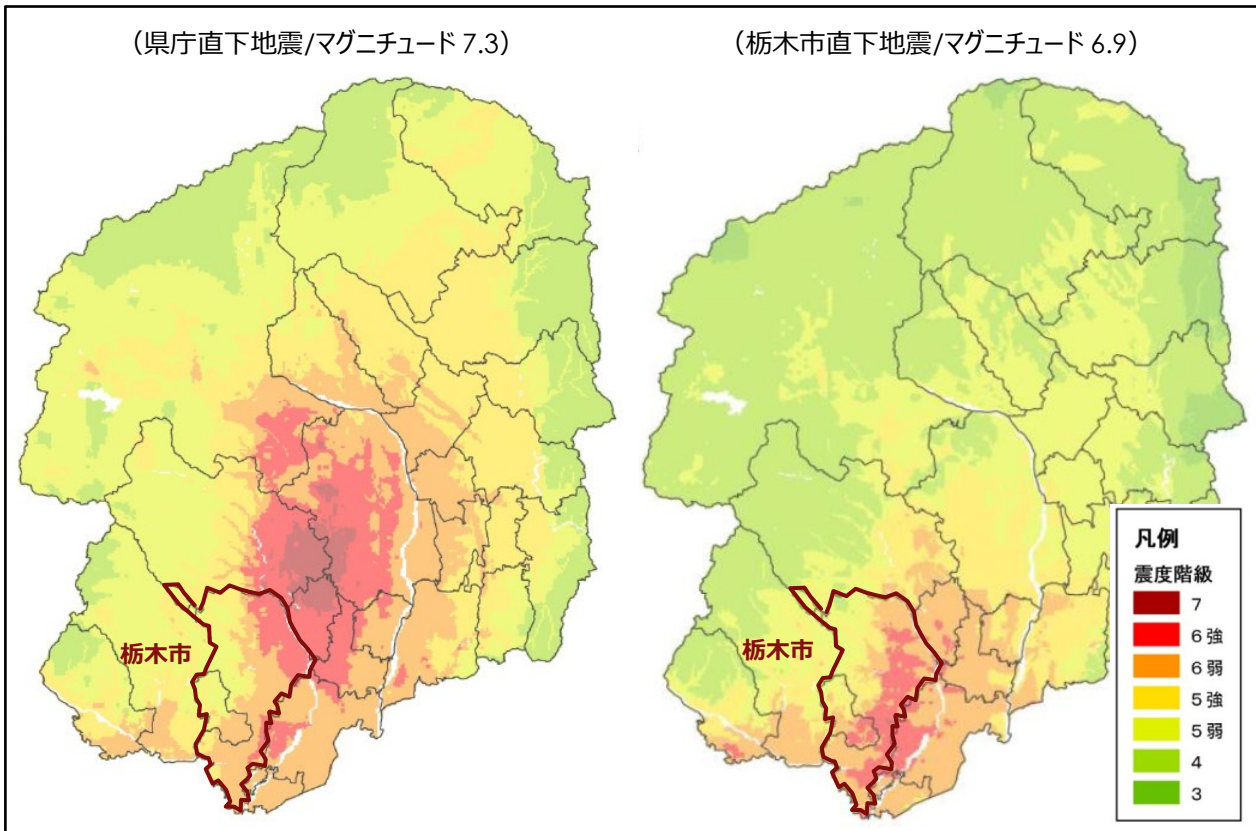
栃木県では、効果的な地震対策を実施するために、栃木県地震被害想定調査(平成 25 年度)を実施しています。同調査では、県の地域防災計画や防災行政等において想定すべき地震として以下の地震を想定し、被害想定を行いました。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 関谷断層を震源とする地震(M7.5) ・ 関東平野北西縁断層帯(主部)を震源とする地震(M8.0) ・ 東京湾北部を震源とする地震(M7.3) ・ 茨城県南西部を震源とする地震(M7.3) ・ 県庁直下に震源を仮定した地震(M7.3) ・ 市役所、町役場直下に震源を仮定した地震(M6.9) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

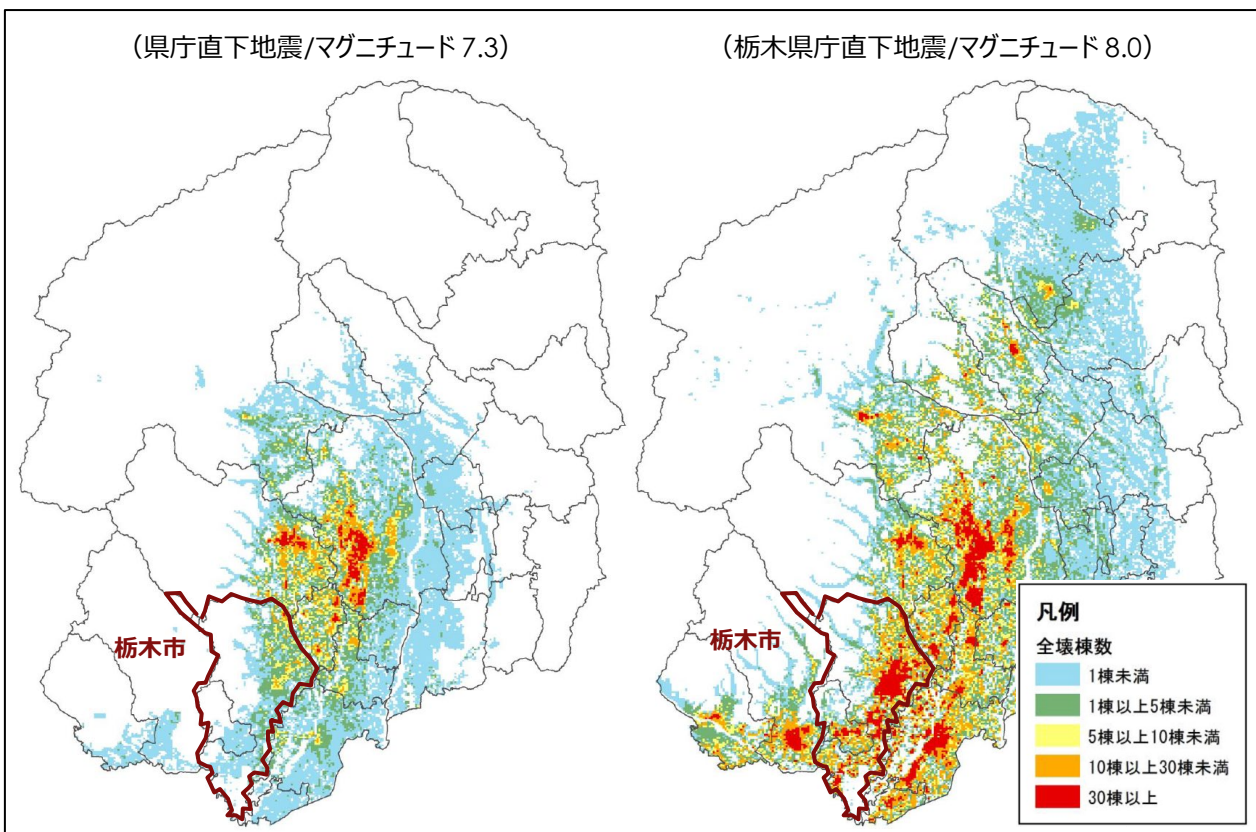
このうち、「県庁直下に震源を仮定した地震(M7.3、M8.0)」のほか、「市役所、町役場直下に震源を仮定した地震(M6.9)」のうち「栃木市直下に震源を想定した地震」について、その概要を示します。

<p>県庁直下に震源を仮定した地震</p>	<p>首都直下地震対策専門調査会では、地表に活断層が認められていない地震の事例を踏まえ、全ての地域でいつ発生するかわからない地震の規模として M6.9 を設定している。</p> <p>県庁直下に震源を仮定した地震では、首都直下地震対策専門調査会の設定を踏まえるとともに、より安全側の想定として、地表に活断層が認められていなかった地域で発生した最大級の地震である鳥取県西部地震（2000 年 M7.3）相当の規模を設定した。また、東北地方太平洋沖地震を参考として、M8.0 を設定し被害想定を行った。</p>
<p>栃木市直下に震源を仮定した地震</p>	<p>栃木市役所の直下に震源を仮定するとともに、その規模を首都直下地震対策専門調査会の見解を踏まえマグニチュード 6.9 として設定した。</p>

図表 39：被害想定調査の結果（県庁直下地震及び栃木市直下地震の震度分布）



図表 40：被害想定調査の結果（県庁直下地震 2 パターンによる全壊棟数）※250m メッシュ



図表 41：栃木市直下地震（マグニチュード 6.9）の被害予測

		冬深夜	夏	冬18時	
地震動	計測震度	栃木市では巴波川や永野川沿いの低地などで震度6強となり、ごく一部のエリアで震度7となるところもある。市内は広い範囲で震度5強以上となる。			
風速		10m/s	10m/s	10m/s	
建物被害	全壊棟数〔棟〕	10,738			
	半壊棟数〔棟〕	22,921			
地震火災	出火件数〔件〕	17	21	45	
	焼失棟数〔棟〕	620	594	2,528	
人的被害	死者数〔人〕	695	508	582	
	負傷者数	重傷者数〔人〕	1183	841	917
		軽傷者数〔人〕	5,324	3,997	4,086
	要救助者数〔人〕	1,755	1,340	1,415	
ライフライン被害直後	上水道	断水人口〔人〕	132,790		
	下水道	支障人口〔人〕	23,915		
	電力	停電軒数〔軒〕	14,614		
	通信(固定電話)	不通回線〔回線〕	7,821		
	都市ガス	供給停止戸数〔戸〕	3,842		
	LPガス	供給停止戸数〔戸〕	10,057		
交通施設被害	道路被害〔箇所〕	137			
	鉄道被害〔箇所〕	124			
避難者数 (当日・1日後)	避難所〔人〕	-	-	18,108	
	避難行動要支援者〔人〕	-	-	3,286	
	避難所外〔人〕	-	-	12,072	

資料：栃木県地震被害想定調査（但し、栃木市と旧岩舟町の合計値による。）

(3) 防災に関する市民の意識

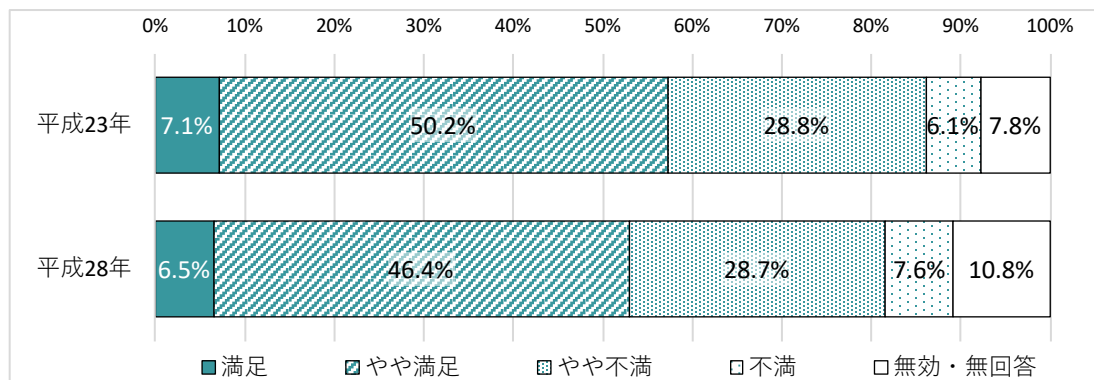
「栃木市地域防災計画」では、災害に対する市民の意識を明らかにし、市民の置かれている状況に十分に配慮した防災対策を推進することとしています。

このため、本市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる「栃木市総合計画(後期基本計画)」の策定に当たり、住民アンケート調査(平成28年12月実施、対象総数8,000人、回収数2,621人、回収率32.8%)を実施しました。調査の結果(平成23年に実施した前回調査との比較)は以下のとおりとなっています。

◆防災対策に対する現状の満足度

防災対策に対する現状の満足度について、平成28年は「満足」が6.5%、「やや満足」が46.4%となっており、回答者の5割(52.9%)が防災対策に満足していますが、その比率は平成23年の前回調査に比べてやや低くなっています。

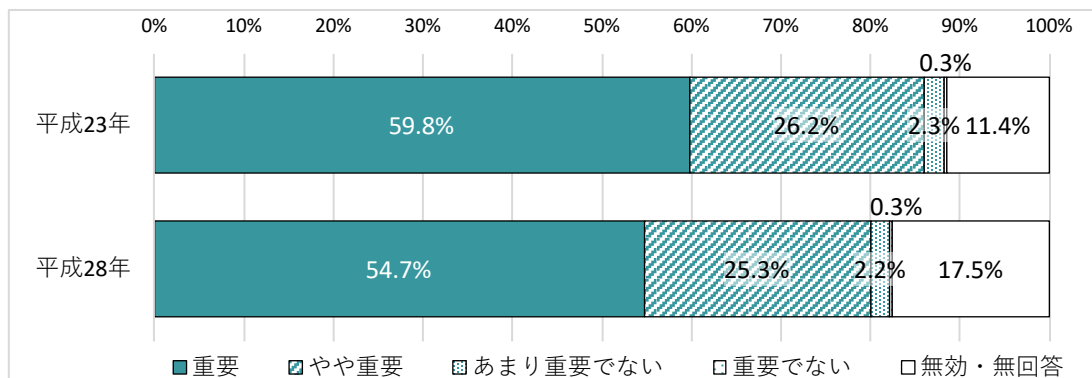
図表 42：防災対策に対する満足度



◆防災対策に対する今後5年間の重要度

防災対策に対する今後5年間の重要度について、平成28年は「重要」が54.7%、「やや重要」が25.3%となっており、回答者の8割(80.0%)が防災対策を重要と認識していますが、その比率は平成23年の前回調査に比べてやや低くなっています。

図表 43：防災対策の重要度



(4) 防災体制

ア) 防災拠点の体系

本市では、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を計画的に整備することとしています。

図表 44：本市における各種防災拠点

防災拠点の区分	拠点の概要（施設の位置・名称等）
災害対策拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎（災害対策本部の設置） ・各総合支所等（災害対策本部の地域拠点）
消防活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木市消防本部
広域受援拠点 （緊急消防援助隊受援計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上隊進出拠点（栃木市消防本部管轄3箇所：栃木市総合運動公園、つがスポーツ公園総合運動場、県営都市みかも山公園） ・ヘリポート（栃木市消防本部管轄18箇所）
避難拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所117箇所（うち土砂災害対応53箇所、洪水災害対応108箇所、地震災害対応105箇所 ※一部重複あり）
市民等支援活動拠点 （ボランティア受入等）	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木市社会福祉協議会本所など
医療活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・市内7医療機関（「災害時の医療施設に関する協定」による）

イ) 医療救護体制

本市では、大規模災害発生時に局地的又は広域的に多数の負傷者が同時多発的に発生することを想定し、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動を実施できるよう、初期医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図ることとしています。

県では、災害急性期(災害発生 48 時間以内)に被災地で医療救護活動を行う、DMA T¹の派遣機能を有する災害拠点病院をDMA T 指定病院として指定し、災害の急性期における医療の確保を図っています。

図表 45：災害拠点病院

病院名	所在地	2次医療圏
獨協医科大学病院	下都賀郡壬生町北小林880	県南
自治医科大学附属病院	下野市薬師寺3311-1	県南

図表 46：市内の主な医療機関

(平成30年6月25日現在)

医療機関名	所在地	収容能力(人)	
			うち重症患者(人)
とちぎメディカルセンターしもつが	大平町川連420-1	50	20
中野病院	祝町8-1	5	-
とちぎメディカルセンターとちのき	大町39-5	30	5
藤沼医院	大平町富田592-1	4	2
おおひらレディスクリニック	大平町下皆川753	2	-
整形外科メディカルパパス	大平町西水代1943-1	4	2
西方病院	西方町金崎273-3	20	4

【資料】栃木県が一般社団法人栃木県医師会と締結している「災害時の医療施設に関する協定」第9条関連の医療機関の収容能力に関する資料

1 【DMA T】災害急性期に機動性を持って活動できるようトレーニングを受けた災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team)のことであり、頭文字をとって略してDMA T(ディーマツト)と呼ばれています。医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成されます。

ウ) 災害時における応援協定

本市では、災害の発生時に備え自治体間における災害相互応援協定のほか、民間等との災害相互応援協定を締結しています。本市が締結する応援協定は以下の通りとなっています。

図表 47：災害時応援協定

(令和2年8月現在)

協定の区分	協定の名称	協定締結先	締結年月日
自治体など 行政機関との 災害時応援協定	災害時における市町村相互応援に関する協定	県内市町村及び栃木県	H22.3.29
	災害時における相互応援に関する要綱	北関東・新潟地域連携軸推進協議会構成市町	H22.11.2
	災害時における情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	H24.6.7
	下都賀地区における災害時の相互協力に関する協定	小山市、下野市、壬生町、野木町、栃木県小山警察署、栃木県栃木警察署、栃木県下野警察署、栃木市消防本部、小山市消防本部、石橋地区消防組合消防本部、(社)栃木県建設業協会下都賀支部	H24.10.29
	大規模災害時における友好親善都市間の相互応援協定	北海道滝川市	H24.11.9
	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	廃棄物と環境を考える協議会構成市町村	H25.7.12
	佐野市・栃木市水道災害相互応援協定	佐野市	H26.9.1
	関東どまんなかサミット会議構成市町の災害時における相互応援に関する協定	関東どまんなかサミット会議構成市町（古河市、加須市、小山市、野木町、板倉町）	H28.5.27
	災害時における相互応援に関する協定	春日部市、鹿沼市	H29.4.17
	災害時広域支援連携協定	小山市、結城市、下野市、野木町	H29.7.7
	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定	水戸市	H30.5.21
	災害発生時における相互協力に関する協定	栃木刑務所	R1.10.4
災害時の「道の駅みかも」利用に関する基本協定	国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所	R2.3.2	
民間等との 災害時応援協定	防災及び災害に係る放送協定	ケーブルテレビ株式会社	H23.12.26
	災害時における通行妨害車両等の排除業務に関する協定	有限会社ロイヤルサービス	H23.12.26
	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	H23.12.26
	災害時における活動協力に関する協定	イオンリテール株式会社 イオン栃木店	H24.2.3
	災害時における応急復旧工事等に関する協定	栃木市公認管工事業協同組合、栃木市南部水道組合、栃木市都賀水道組合、栃木市西方管工事組合	H24.3.26
	災害時における電気設備の復旧等に関する協定	栃木県電気工事業工業組合	H24.3.26
	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	H24.5.17
	災害時における食糧及び生活必需品等の供給に関する協定	とちぎコープ生活協同組合	H24.5.17
	災害時における資機材供給の協力に関する協定	芙蓉レンタル株式会社	H24.5.17
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	H25.5.29
	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	株式会社伊藤園	H25.5.29
	災害ボランティアセンター設置等に関する協定	社会福祉法人 栃木市社会福祉協議会	H25.7.31
	災害時における飲料供給に関する協定	サントリーフーズ株式会社	H25.11.13
	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	ジャパンソルト株式会社	H25.12.13
	災害時における物資提供に関する協定	株式会社ヤオハン	H26.1.30
	全国瞬時警報システム（J-ALERT）による緊急放送に関する協定	ケーブルテレビ株式会社	H26.6.16
	災害時における応急復旧工事等に関する協定	岩舟町設備業組合	H26.7.2
	栃木市コミュニティFM放送局の開設及び運営に関する基本協定	ケーブルテレビ株式会社	H26.11.25
	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送	H27.3.5
防災及び災害復旧に関する協定	栃木市建設業協同組合	H27.6.15	

協定の区分	協定の名称	協定締結先	締結年月日
民間等との 災害時応援 協定	建物貸借使用契約書	ケーブルテレビ株式会社	H27.10.1
	行政財産使用貸借契約書	ケーブルテレビ株式会社	H27.10.1
	災害時等における緊急放送等の実施に関する協定	ケーブルテレビ株式会社	H27.10.26
	災害発生時における栃木市と栃木市内郵便局の協力に関する協定	栃木市内郵便局（29郵便局）	H.28.2.16
	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	H28.3.30
	災害時の歯科医療救護に関する協定書	一般社団法人 下都賀歯科医師会	H28.7.1
	災害時における老人福祉施設の応援、協力に関する基本協定	栃木市特別養護老人ホーム養護老人ホーム連絡会	H28.7.4
	災害時における介護サービス事業所の応援、協力に関する基本協定	栃木市在宅介護サービス事業所連絡会	H28.7.4
	災害時における老人福祉施設の応援、協力に関する基本協定	社会福祉法人 幸生会	H28.8.1
	災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人 下都賀郡市医師会	H28.9.12
	災害時における障がい児者福祉施設の応援協力に関する基本協定	栃木市障害者施設協議会	H28.10.28
	災害時の施設利用等に関する協定	株式会社ベネック	H28.12.14
	災害時における医療救護に関する協定	公益社団法人 栃木県柔道整復師会	H29.1.18
	災害時における障がい児者福祉施設の応援協力に関する基本協定	社会福祉法人 星風会	H29.3.16
	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社 栃木総支社	H29.7.18
	災害時における畳の提供に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	H29.9.29
	栃木市・下野農業協同組合・上都賀農業協同組合との「地方創生推進」並びに「地域社会経済の継続的発展」に関わる包括連携協定	下野農業協同組合・上都賀農業協同組合	H30.2.7
	災害時の医療救護に関する協定	栃木地域薬剤師会	H30.2.15
	災害時における対策業務の応援協力に関する協定	栃木県建築士会 栃木支部	H30.2.28
	災害時における法律相談業務に関する協定	栃木県弁護士会	H30.2.28
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H30.3.14
	災害時等におけるバス利用に関する協定	T C B 観光株式会社	H30.5.30
	災害時の施設利用等に関する協定	株式会社真岡製作所	H31.1.25
	災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定	株式会社栃木県用地補償コンサルタント	H31.2.19
	災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定	藤成測量株式会社	H31.2.19
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H31.3.28
	災害時などにおける施設利用等の協力に関する協定	株式会社サンプラザコーポレーション	H31.4.9
	災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定	株式会社壬生自動車学校	H31.4.9
	災害時等における車両提供に関する協定	株式会社栃木自動車教習所	H31.4.9
	災害時における無人航空機による情報収集活動に関する協定	農地所有適格法人 株式会社アドバンス	R1.5.13
	災害時等における物資等の緊急輸送に関する協定	栃木県トラック協会 栃木支部	R1.7.12
	災害時等における施設利用等の協力に関する協定	栃木ヶ丘ゴルフ倶楽部	R1.11.25
	防災力向上のための協力に関する協定	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	R2.1.28
	災害時におけるバス利用に関する協定	株式会社ティ・エイチ・エス	R2.4.8
	災害時における支援活動に関する協定	栃木うづまライオンズクラブ	R2.4.27
	災害時における水道特別支援に関する協定	株式会社両毛システムズ	R2.7.14
	災害発生時における避難所設置の協力に関する協定	株式会社デベロップ	R2.7.21
	栃木市と東京電力パワーグリッド株式会社栃木南支社との地方創生に関する連携協定	東京電力パワーグリッド株式会社 栃木南支社	R2.8.12

第2章 計画の目標及び基本方針

1. 基本理念と目標

(1) 基本理念

本市ではこれまで、平成27年9月関東・東北豪雨災害や令和元年東日本台風(台風第19号)などの災害に見舞われ、市民生活の混乱と不安、そして大きな経済的・社会的損失を被りました。

災害は、それを受け止め対処する地域社会の在り方によって被害の様相は大きく異なってくると考えられ、平時から災害への備えを行うことが大変重要です。特に、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の防災の概念にとらわれないことなく、都市政策・産業政策をはじめとする政策全般において、本市の地域特性を踏まえた総合的かつハード・ソフト両面での備えが求められます。

本市では市民・事業者等との連携と協働により、以上のような備えについて効果的かつ着実な積み重ねに努めます。そして、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持って受け継ぐことができるよう、強くしなやかな市民生活・経済社会の実現を展望します。

(2) 基本目標

上記の基本理念を踏まえ本市では、いかなる災害等が発生しようとも、次に掲げる4つの基本目標が成し遂げられるよう、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な市民生活・経済社会の構築に取り組みます。

◆地域強靱化の基本目標

- ① 市民をはじめとする人命の保護が最大限図られること
- ② 市域及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること
- ④ 迅速な復旧復興がなされること

(3) 事前に備えるべき目標

以上の基本理念及び基本目標のもと本市では、災害発生時において可能な限り想定しうるあらゆるリスクを見据え、いかなる最悪の事態にも対応可能となるべく「事前に備えるべき目標」を次の通り設定します。

◆事前に備えるべき目標

1. 最大限の人命保護

〈大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること〉

2. 迅速な救助・救急、医療活動

〈大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）〉

3. 必要不可欠な行政機能の確保

〈大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保すること〉

4. 必要不可欠な情報通信機能の確保

〈大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保すること〉

5. 経済活動の機能不全の阻止

〈大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと〉

6. 必要最低限の生活・経済基盤の確保

〈大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること〉

7. 制御不能な二次災害の防止

〈制御不能な二次災害を発生させないこと〉

8. 地域再建・回復の条件整備

〈大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること〉

2. 基本方針

本市は、地震や洪水などの災害に対する防災・減災の指針として、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を対象期間とする本計画（栃木市国土強靱化地域計画）を定め、これに基づき対応施策を推進します。

本計画では、近年頻発する災害級の集中豪雨など従来の想定を超える災害事象に対し、河川や道路をはじめとする重要インフラの機能強化をはじめとするハード・ソフト両面の取組を推進することにより強靱な地域の構築を目指します。

ハード面においては、河川や道路、避難施設等の防災インフラや、市民生活・地域経済を支える重要インフラの機能強化など各種の取組を推進します。

ソフト面においては、各種リスク情報の早期把握、周知徹底等、市民等の安全確保に資する体制強化など各種の取組を推進するほか、被災した場合にはその後の迅速な復旧・復興に不可欠な体制確保などの取組を推進します。

なお、取組の具体化に向けては、下記の基本方針に基づき各種対応施策の体系的かつ効果的な推進を図るものとします。

1. 計画推進の基本的視点

○脆弱性を多角的に評価し施策に活かします	本市において強靱化に取り組む基本姿勢として、現状において強靱性を損なういかなる要因が存在し、その脆弱性に対していかに適切に対応すべきか、あらゆる観点から地域の脆弱性について評価し、対応施策の効果的な実施を図ります。
○災害発生後の時間軸に留意し計画的に施策を推進します	対応施策の遅れによって、想定外の被害拡大をもたらすこと等がないよう、災害発生後の時間軸に留意し、また短期的な視点のみによらず長期的な視野を持って計画的に取り組めます。
○応急・復旧・復興にわたる地域連携体制を構築します	対応施策の実施に当たっては、市内各地域の多様性を踏まえ、地域間の連携を強化するとともに、応急対策はもとより万一の災害等が発生した場合においても迅速な復旧・復興の実現が可能となるよう、地域連携体制を構築します。

2. 多面的かつ相乗効果のある施策展開

○ハード・ソフト両面の適切な組み合わせにより施策効果を発揮します	より強靱な地域づくりを目指し、災害リスクや地域の状況等にに応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と、リスク情報周知、防災意識啓発などのソフト対策を適切に組み合わせ、対応施策を効果的に推進します。
○市民や民間事業者等の力を最大限活用します	自助・共助・公助の取組を適切に組み合わせ、本市と市民、民間事業者等が適切な連携及び役割分担のもとで対応施策に取り組めます。また、重大性が高く緊急性を要する事象が想定される場合には、国・県等との連携に努めます。
○非常時・平時ともに活用できる取組を工夫します	重要インフラの整備など各種対応施策においては、非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時においても有効に活用され、かつ地域の活性化にも資するよう創意工夫に努めます。

3. 施策をより効果的に進めるための対応

○将来的な社会変化要因に対し適切に対応します	現在のみならず将来において、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活及び地域経済を守るため、人口減少等に起因する地域社会の変化、社会資本の老朽化等を踏まえ、財政的な制約下においても対応施策が着実かつ効果的に推進されるよう留意します。
○災害時において、特に配慮を要する要配慮者や地域資源等の特性に十分配慮します	高齢者、障害者、外国人をはじめとする要配慮者等に配慮した対応施策に努めます。また、地域の特性に応じて、環境との調和や歴史・文化等資源の保存・継承に配慮した対応施策に努めます。
○人やコミュニティの力が発揮される環境を整備します	地域の防災・減災効果を高めるためには、人のつながりやコミュニティ機能を維持・継承することが重要であることから、そのような体制のもとで対応施策が効果的に進められるよう、地域の担い手が主体的・継続的に活動できる環境の整備に努めます。

第3章 対象とする自然災害及びリスクシナリオ

(1) 対象とする自然災害と想定するリスク

本市では、平成27年9月関東・東北豪雨災害や令和元年東日本台風(台風第19号)による自然災害等から得られた経験を踏まえ、災害時においても市民の生活を守るとともに、起こりうる被害を最小限にとどめるなどの低減対策を図る必要があります。

市民生活・地域経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、本計画においては、上記のような風水害による大規模な浸水被害や、首都直下地震が将来的に発生する可能性が高いこと等を踏まえ、大規模自然災害を対象リスクとして想定します。

なお、令和2年度に新型コロナウイルス感染症が発生・拡大したことを踏まえ、未知の感染症等が流行するなかでの大規模自然災害の発生についても留意します。

(2) リスクシナリオ及び施策分野の設定

大規模自然災害の発生を想定した「事前に備えるべき目標」(図表49)とともに、その妨げになる「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」(図表50)について設定します。

また、リスクシナリオを回避するため、下記の通りリスクシナリオを回避するための施策分野を設定し、後述する分野横断的に取り組むべき重点的な取組を設定します。

図表 48：リスクシナリオを回避するための施策分野

個別施策	横断的施策
1 行政機能・消防	ア) 市役所本庁舎等業務機能の保全又は代替機能による業務継続 イ) 浸水リスク等情報の共有化及び連携・推進体制の確保 ウ) 分散避難等に留意した避難所開設・運営のための連携 エ) 被災地に対する定期横断的な相互支援体制及び民間との連携体制の整備
2 住宅・都市	
3 保健医療・福祉	
4 産業・エネルギー・文化	
5 情報通信・交通・物流	
6 農業・国土保全・環境	

図表 49：事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標		目標達成の方向性
1	直接死を最大限防ぐ	あらゆる大規模自然災害による直接死（圧死、溺死、焼死、外傷性ショック死、救出不能に伴う死亡等）又はこれら直接死と同原因の重傷を負うことを最大限回避することを目指す。
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	直接死を最大限防ぐ状況乗り越えた生存者に関し、負傷者に対して迅速に適切な救助・救急・医療措置を行うことにより命を守り、健康を回復させるとともに、負傷を逃れた被災者・避難生活者がその後の物資等の不足や不十分な避難生活環境のために肉体的、精神的又は社会的に健康を害すること、命を失うことに対する最大限の回避を目指す。
3	必要不可欠な行政機能は確保する。	大規模自然災害が発生した直後から、被害状況の把握や救助・支援活動等の災害対応機能、及び、行政の業務継続計画に位置づけられた非常時優先業務の執行機能等、必要不可欠な行政機能を途絶えさせないこと及びそれら機能の強化（応援体制の実施等）を目指す。
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	防災・災害対応には、関連情報の収集・判断・周知に、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、衛星通信並びに防災行政無線等の情報通信媒体、及び、それらを介した緊急地震速報などの各種情報サービス等が不可欠であり、これらの情報通信機能が麻痺せず、常時活用できる状況を目指す。
5	経済活動を機能不全に陥らせない	被災地における経済活動を最大限維持すること、特に被災地からのエネルギー供給の停止、交通分断等が生じた場合においても、被災地外における各経済主体がそれぞれの代替性・代替手段を確保でき、経済活動が継続する（サプライチェーン等が寸断されないことを含む）状況を目指す。
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	被災地における安全安心な生活、経済活動を再開し、日常生活を取り戻すために必要なライフライン（電気、ガス、上下水道等）の燃料供給関連施設、交通ネットワーク（道路、鉄道等）、防災インフラ等について、被害を最小限に留めるとともに、速やかな安全確認と利用再開、被災インフラの早期復旧（代替措置含む）がなされる状態を目指す。
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	大規模自然災害による施設等（構造物、建物、生産設備等）の被災により、当該施設等の本来機能を失うのみならず、施設等の被災自体が新たなハザードとなって、第三者に最初の自然災害とは別の災害をもたらすこと（複合）、及び、大規模自然災害により、各種ハザードに対する通常の安全性が損なわれている環境下において、最初の自然災害とは別のハザードが発生し、通常なら被害拡大を防止できたはずのものが防止できず被害が拡大していくこと（二次）を、最大限回避することを目指す。
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	被災地における生活及び経済活動が、迅速かつ従前より、より安全で、より被災しにくく、より強靱な形で復興できるよう、復興事業による施設等が整備されることのみならず、復興に至るまでの仮設住宅、仮事業所等が速やかに整い、復興に至る計画により将来が見通せる状態を目指す。

図表 50：起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-8	消防団員の被災、道路通行の遮断、消防機材の損壊等による消防団活動の困難
		2-9	被災時期・季節に起因する熱中症・低体温症等のシビアコンディションへの対応能力の不足
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-3	公共ストックの老朽化等によって生じた損失・損害等への対応の不備
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		4-3	メディアリテラシー等に起因する問題の発生（災害デマ、フェイクニュース、被災地での犯罪被害等）
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
		5-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		5-6	農業、商工業、観光業など地場産業の被害拡大と経済活動の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
		7-6	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
		7-7	避難生活の長期化により被災者の健康状態が悪化する事態（エコノミー症候群、ストレス障害等の発症、災害関連死の発生等）
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	ボランティアの人材、受入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態
		8-6	地域産業や雇用の喪失等により人口減少・高齢化がさらに進み、結果として地域の活力・防災力の低下をもたらす事態

第4章 リスクシナリオ別の脆弱性評価及び対応施策

前章では、大規模自然災害の発生を想定した「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げになる「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」について設定しました。

本章では、リスクシナリオごとに、本市で想定されるリスク要因を掲げ、それに関わる脆弱性(現状と課題)を評価します。また、その課題を解決するために必要な施策や取組、達成すべき指標(重要業績評価指標 / Key Performance Indicator)について設定します。

1. 直接死を最大限防ぐ

事前に備えるべき目標	1 直接死を最大限防ぐ
------------	-------------

起きてはならない最悪の事態	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
---------------	------------------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【都市建設部】 【消防本部】 ○大規模地震発生時における住宅・建築物等の倒壊危険性	【都市建設部】 ○市内には木造家屋が多く、また木造家屋のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に基づく、現行耐震基準の耐震性能を有しないと想定される「昭和56年以前に建築された建築物」が住宅全体の2割以上を占めており、これら住宅の耐震化を促進する必要があります。 ○本市では、21団地、114棟、882戸の市営住宅等(市営住宅、特定公共賃貸住宅、小集落改良住宅)を管理しており、耐用年数を経過するものがあることから、安全性を確保するとともに、必要に応じて市営住宅等に代わる住居の確保が必要となります。 ○老朽化した屋外広告物や公共サイン等の構造物の落下・倒壊を防止する必要があります。 【消防本部】 ○多種多様な救助現場が多く発生すると想定されるため、現在の職員、資機材では対応しきれないことから、職員、資機材を適正に配置する必要があります。 ○医療機関の受け入れ状況等を踏まえ、救急車等の搬送手段の確保が課題です。 ○高度救助資機材(電磁波探査装置、二酸化炭素操作装置、地震警報器、地中音響探査機、音響探知機、救助用支柱器具等)の導入が課題です。 ○栃木県広域消防応援等計画による近隣消防との連携及び緊急消防援助隊の要請が課題です。
【都市建設部】 【消防本部】 ○大規模地震発生時における構造物・工作物等の落下・倒壊危険性	
【消防本部】 ○防災拠点の倒壊による消防隊の出動不能	【消防本部】 ○防災拠点の倒壊による出動不能の状態が懸念されます。栃木消防本部・消防署にあっては令和6年に竣工予定となっています。岩舟分署を除く4分署にあっては、その後の建て替え計画が課題です。

施策体系と取組内容【都市整備部】		担当課
1 建築物の耐震化促進		
① 木造住宅耐震化促進事業（耐震診断・耐震改修費等助成）		建築指導課
② 防災上重要な市有建築物の耐震化		建築指導課
2 構造物・工作物等の安全化		
① 屋外広告物や公共サイン等の落下・倒壊防止		都市計画課
3 建築物等における応急対策、二次被害の防止		
① 応急危険度判定のための体制整備		建築指導課
4 市営住宅等の安全性確保		
① 安全性確保のための工事の実施（公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業）		建築住宅課
5 市営住宅等に代わる住居の確保		
① 認定賃貸住宅家賃補助金の交付（新たな住宅セーフティネット制度）		建築住宅課

施策体系と取組内容【消防本部】		担当課
1 研修・訓練の実施		
① 特殊訓練（CSR・ブリーチング）の実施 ※CSR：狭隘空間からの救助活動 ※ブリーチング：倒壊建物の開口部作成技法		消防課
2 建築物の把握		
① 特殊対象物台帳の作成		消防課
3 消防車両・資機材の整備強化		
① 車両・資機材の更新・導入・管理		警防課
4 応援要請		
① 栃木県広域消防応援等計画		警防課
② 栃木県緊急消防援助隊受援計画		警防課
5 防災拠点施設の整備		
① 消防本部・消防署の再整備		通信指令課

重要業績評価指標（KPI）【都市建設部】

評価指標	現状値	目標値
民間住宅の耐震化率 （※栃木市建築物耐震改修促進計画）	77.8%（H27）	95%（R7）
防災上重要な市有建築物の耐震化率	84.6%（H27）	100%（R7）

重要業績評価指標（KPI）【消防本部】

評価指標	現状値	目標値
特殊訓練の実施回数	9回（R1）	10回（R7）
隣接消防機関との合同訓練	0回（R1）	2回（R7）

起きてはならない 最悪の事態	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
-------------------	--------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【都市建設部】 【消防本部】 ○密集市街地等における出火・延焼の危険性	【都市建設部】 ○木造住宅等密集市街地等においては、狭あい道路の拡幅整備や、土地区画整理事業による面的な整備等により、避難や緊急車両の通行ができるよう道路幅員の確保が課題となっています。 【消防本部】 ○密集市街地等において火災が発生すると、大規模な火災に進展することが想定されるため、現有消防力では対応できないことから、広域的な応援受け入れ体制の整備を図る必要があります。 ○ライフライン停止による消火栓が使用不能時、自然水利の確保及び耐震性防火水槽の整備が必要です。

施策体系と取組内容【都市建設部】	担当課
1 木造住宅等密集市街地の整備促進	
① 狭あい道路拡幅整備促進事業	建築指導課
② 土地区画整理事業の推進	市街地整備課
2 空家対策の推進	
① 空き家バンクの実施、解体補助金の交付等（空き家対策総合支援事業）	建築住宅課

施策体系と取組内容【消防本部】	担当課
1 消防車両・資機材の整備強化	
① 車両・資機材の更新・導入・管理	警防課
2 応援要請	
① 栃木県広域消防応援等計画	警防課
② 栃木県緊急消防援助隊受援計画	警防課
3 密集市街地の消防力強化	
① 住宅用火災警報器の設置促進	予防課
② 地理水利調査（消防水利、自然水利）	消防課
③ 密集地危険区域調査	消防課

重要業績評価指標（KPI）【都市建設部】

評価指標	現状値	目標値
狭あい道路の拡幅延長	376.4m (H30～R1)	976.4m (R7)
空家バンク登録件数、解体補助金の利用件数 (※栃木市空き家等対策計画)	674件 (R1)	1,800件 (R8)

重要業績評価指標（KPI）【消防本部】

評価指標	現状値	目標値
住宅用火災警報器の設置率（※栃木市総合計画単位施策指標）	77%（R1）	83%（R7）
消防水利施設充足率（設置数／算定数）（※消防施設整備計画実態調査）	86.9%（R1）	90%（R7）

起きてはならない最悪の事態	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
---------------	--------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
<p>【都市建設部】 【上下水道局】 【消防本部】</p> <p>○記録的豪雨等発生時における河川の決壊・越水等の恐れ</p>	<p>【都市建設部】</p> <p>○大雨等により、市内を流れる巴波川、永野川が氾濫した場合、市街地低地部を中心に、多数の浸水被害が想定されます。</p> <p>○また、近年の市街化、開発等により地中の保水機能が低下していることから、洪水のピーク流量が大きくなることで、排水能力が河川の流下能力を上回った場合、浸水、溢水等が発生する危険が高くなることが想定されます。</p> <p>○浸水被害を軽減し、流域住民の安全を守るため、浸水実績や河川整備状況を勘案し、優先的に対策する地区の設定を行い、準用河川及び普通河川の整備を効率的に進める必要があります。</p> <p>○近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者の協働により、流域全体で治水対策を行う流域治水を進める必要があります。</p> <p>【消防本部】</p> <p>○河川の決壊・越水時に使用する資機材を準備する必要があります。</p> <p>○栃木県広域消防応援等計画による近隣消防との連携及び緊急消防援助隊の要請が必要です。</p>
<p>【総合政策部】 【消防本部】</p> <p>○浸水想定区域において要配慮者の避難が遅延する事態</p>	<p>【総合政策部】</p> <p>○洪水予報、雨量・河川水位等の防災情報の収集、伝達体制の強化が必要です。</p> <p>○孤立した避難者の救助体制や生活必需品の備蓄、情報伝達手段の確保が必要です。</p> <p>【消防本部】</p> <p>○現有消防力では対応できない要救助者に対する救出の遅延、及び浸水により道路等が通行不能となった際、現場到着までの遅延の可能性があり、重要水防箇所及び水没箇所を把握する必要があります。</p> <p>○安否確認について通報が殺到し、対応が遅れる可能性があります。</p>
<p>【都市建設部】</p> <p>○浸水想定区域における人口集中状態</p>	<p>【都市建設部】</p> <p>○住宅系の既成市街地の一部は浸水想定区域となっていることから、安全な地域への移転、誘導が必要となります。</p>

施策体系と取組内容【都市建設部・上下水道局】	担当課
1 総合的な治水対策	
① 河川護岸、河道の整備	道路河川整備課 (治水対策室)
② 調節池の整備等	道路河川整備課 (治水対策室)
③ 流域治水の推進	道路河川整備課 (治水対策室)
④ 河川・水路の適正な維持管理	道路河川維持課
⑤ 公共下水道雨水渠整備事業（永野川左岸第1排水区）	下水道建設課

施策体系と取組内容【総合政策部】	担当課
1 河川決壊・越水等早期把握体制の整備	
① 県との連携による水位計・簡易型河川監視カメラの増設	危機管理課
② 民間協定による航空無人機（ドローン）活用	危機管理課
2 大規模浸水被害に関するタイムラインの策定	
① 大規模浸水被害に関するタイムライン（防災行動計画）の策定	危機管理課
3 的確な避難情報の提供	
① 避難情報等の情報提供体制の強化	危機管理課

施策体系と取組内容【総合政策部】	担当課
1 浸水想定区域内の要配慮者利用施設避難確保対策	
① 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援	危機管理課 高齢介護課

施策体系と取組内容【都市建設部】	担当課
1 浸水想定区域における人口集中状態の緩和	
① 立地適正化計画の策定及び推進	都市計画課

施策体系と取組内容【消防本部・総合政策部・都市建設部】	担当課
1 重要水防箇所及び水没箇所の把握	
① 重要水防箇所及び過去の水害発生地の巡視	消防課 警防課 危機管理課 道路河川維持課
2 消防車両・資機材の整備強化	
① 車両・資機材の更新・導入・管理	警防課
3 応援要請	
① 栃木県広域消防応援等計画	警防課
② 栃木県緊急消防援助隊受援計画	警防課

重要業績評価指標（KPI）【都市建設部】

評価指標	現状値	目標値
河川における要対策区間の調節池整備箇所	2箇所（R2）	4箇所（R7）

重要業績評価指標（KPI）【上下水道局】

評価指標	現状値	目標値
公共下水道雨水渠整備事業（永野川左岸第1排水区）整備率	63%（R2）	98%（R7）

重要業績評価指標（KPI）【総合政策部】

評価指標	現状値	目標値
水位計・簡易型河川監視カメラの増設数	27台（R2）	33台（R7）
民間協定による航空無人機（ドローン）活用による情報収集体制の構築と運用	未整備（R2）	整備（R7）
避難情報等の情報発信	13のシステム・体制で稼働中（R2）	新システム開発の都度追加（R7）

重要業績評価指標（KPI）【都市建設部】

評価指標	現状値	目標値
居住誘導区域の人口カバー率（※栃木市立地適正化計画）	42%（H27）	46%（R22）

重要業績評価指標（KPI）【消防本部】

評価指標	現状値	目標値
要救助者用救命胴衣保有数	0着（R1）	210着（R7）

起きてはならない最悪の事態	1-4 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
---------------	-----------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【総合政策部】 【都市建設部】 ○豪雨や大地震に伴う土砂災害発生の恐れ	【総合政策部】 ○土砂災害対策の推進や、市民への適切な災害情報の伝達が必要です。 ○災害に対する備えの重要性の啓発や、地域の防災活動への参加促進が必要です。 ○災害に応じた多様な情報伝達手段の確立、通信設備の充実が必要です。 【都市建設部】 ○集中豪雨等による土砂災害に備え、国及び県に対して砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等の適切な推進を要望していく必要があります。

【消防本部】 ○豪雨や大地震に伴う土砂災害発生での救出活動	【消防本部】 ○土砂災害は多くのマンパワーが必要で、長時間の活動が想定されるため現有消防力では対応できないことから、広域的な受け入れ体制の整備を図る必要があります。 ○高度救助資機材（電磁波探査装置、二酸化炭素操作装置、地震警報器、地中音響探査機、音響探知機等）の導入が必要です。 ○栃木県広域消防応援等計画による近隣消防との連携及び緊急消防援助隊の要請が必要です。
-----------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策体系と取組内容【総合政策部・都市建設部】	担当課
1 土砂災害警戒区域におけるソフト対策の促進	
① 避難情報等の情報提供体制の強化	危機管理課
2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設避難確保対策	
① 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援	危機管理課 高齢介護課
3 土砂災害特別警戒区域における立地抑制及び安全性の確保の促進	
① 特定開発行為の制限や建築物の構造規制	建築指導課 都市計画課

施策体系と取組内容【産業振興部・都市建設部】	担当課
1 土砂災害ハード対策の促進	
① 土砂災害警戒区域におけるハード対策の促進要望	危機管理課
② 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域におけるハード対策の促進要望	道路河川整備課 (治水対策室)
③ 山地災害のおそれのある地区（山地災害危険地区）におけるハード対策の促進要望	農林整備課

施策体系と取組内容【消防本部・総合政策部・都市建設部】	担当課
1 土砂災害危険個所の把握	
① 土砂災害危険個所の巡視	消防課 警防課 危機管理課 道路河川維持課
2 消防車両・資機材の整備強化	
① 車両・資機材の更新・導入・管理	警防課
3 応援要請	
① 栃木県広域消防応援等計画	警防課
② 栃木県緊急消防援助隊受援計画	警防課

重要業績評価指標（KPI）【総合政策部】

評価指標	現状値	目標値
ハザードマップでの土砂災害危険箇所の表示	改訂（掲載済み） (H31)	改訂（わかりやすい表示を検討） (R4)

2. 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

事前に備えるべき目標	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
------------	-------------------------------------------------

起きてはならない最悪の事態	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
---------------	--------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【総合政策部】 ○被災地において食料・飲料水等の配送需要がひっ迫する事態 ○被災地において燃料・エネルギー等の供給が停止する事態	【総合政策部】 ○食料・飲料水・生活必需品、医薬品等の計画的な現物備蓄及び流通備蓄、関係機関・民間事業者等との防災協定締結の強化が必要です。 ○県等と連携した緊急輸送体制の整備や、緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要です。 ○関係機関等と連携し電気、ガス、水道等の円滑な供給体制の確保が必要です。
【上下水道局】 ○被災地において水道水の供給が停止する事態	【上下水道局】 ○災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める必要があります。

施策体系と取組内容【総合政策部】	担当課
1 応急備蓄品の計画的確保	
① 食料等物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備	危機管理課
② 防災拠点（避難施設等）における備蓄の推進	危機管理課 施設所管課

施策体系と取組内容【上下水道局】	担当課
1 水道施設の被災時を想定した用水の確保・供給体制の整備	
① 水道災害相互応援体制の整備	上下水道総務課
② 給水車の配備	水道建設課
③ 給水袋の備蓄確保	水道建設課
④ 非常用発電設備の新設・整備・更新	水道建設課
2 災害時における上水道被害の低減化	
① 上水道管路の耐震化	水道建設課
② 浄水施設の耐震化	水道建設課
③ 浄水場等主要設備・機器の水害対策	水道建設課

重要業績評価指標（KPI）【総合政策部】

評価指標	現状値	目標値
関係団体との災害時支援協定締結数	64件（R2）	90件（R6）

重要業績評価指標（KPI）【上下水道局】

評価指標	現状値	目標値
上水道管路の耐震適合率	15.7%（H30）	25%（R10）
浄水場管理棟の耐震化	70.8%（R1）	100%（R12）

起きてはならない最悪の事態	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
---------------	--------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【総合政策部】 ○孤立集落へ生活物資等が行き届かない状況	【総合政策部】 ○災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体など関係機関と連携しながら、緊急輸送体制の整備が必要です。 ○物資等の輸送手段として使用可能な緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるよう管理の徹底を図る必要があります。
【都市建設部】 ○緊急輸送道路が十分に機能しない状態	【都市建設部】 ○緊急輸送道路などの道路ネットワークの計画的な整備・維持管理が必要です。

施策体系と取組内容【総合政策部・経営管理部・都市建設部】	担当課
1 孤立地域等のための緊急輸送体制の整備	
① 孤立地域等のための緊急輸送車両体制の整備・管理等	危機管理課 管財課
2 地域交通ネットワークの安全性・信頼性の確保	
① 橋梁、道路付属物点検事業	道路河川維持課
② 橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕	道路河川維持課
3 道路ネットワークの整備	
① 避難路、輸送路の整備	道路河川整備課

起きてはならない 最悪の事態	2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
-------------------	----------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【総合政策部】 【保健福祉部】 ○想定を超える被害実態のため消防活動が麻痺し救助・救急活動が絶対的に不足する事態	【総合政策部】 ○近隣自治体等との広域的な相互応援・受援体制の連携強化が必要です。 ○自主防災会の育成や消防団の充実・強化など、地域防災力の向上が必要です。 【保健福祉部】 ○医師会、歯科医師会、薬剤師会、県柔道整復師会との災害協定があるものの、細かな活動計画等が未定となっています。
【消防本部】 ○大規模災害が発生した場合、火災・救急・救助が多発し対応困難となる事態 ○消防水利が不足する事態	【消防本部】 ○災害が多発した場合、すべての現場に消防車両を向けることができず、消火、救出、搬送が遅れることが考えられます。 ○地震により水道管の破損や長期停電、また、水害による断水で消防水利不足が考えられます。

施策体系と取組内容【総合政策部】	担当課
1 救助・救急活動の広域的な支援（受援）体制の整備	
① 広域的な支援（受援）体制の整備	危機管理課

施策体系と取組内容【保健福祉部】	担当課
1 救護活動体制の整備	
① 災害時の救護活動計画の策定	健康増進課

施策体系と取組内容【消防本部】	担当課
1 住民の防災意識啓発	
① 大規模災害における自助の精神に関する住民意識の啓発（消防訓練の出向時における啓発活動）	消防課
2 断水時の火災シミュレーション	
① 密集地警防計画に基づく断水時の密集地火災を想定した図上訓練の実施	消防課

重要業績評価指標（KPI）【総合政策部】

評価指標	現状値	目標値
受援計画の整備	未整備（R2）	整備（R7）

重要業績評価指標 (KPI) 【保健福祉部】

評価指標	現状値	目標値
救護活動計画の策定	未策定 (R2)	策定 (R7)

重要業績評価指標 (KPI) 【消防本部】

評価指標	現状値	目標値
消防訓練の出向件数	60 件 (R1)	60 件 (R7)
断水時の火災凶上訓練の実施件数	2 件 (R1)	24 件 (R7)

起きてはならない最悪の事態	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
---------------	--------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【総合政策部】 【産業振興部】 ○観光客や来訪者を含む帰宅困難者の大量発生	【総合政策部】 ○交通機関や事業所等における食料・飲料水等の緊急物資の備蓄の促進が必要です。 【産業振興部】 ○観光客を対象とした帰宅困難者マニュアル等がありません。
【総合政策部】 【産業振興部】 ○帰宅自家用車の発生集中による救急活動、緊急輸送活動等の停滞	【総合政策部】 ○帰宅困難者への情報提供体制、避難所の開設、代替輸送手段の確保など、帰宅困難者の受入態勢の整備が必要です。 【産業振興部】 ○企業に勤務する従業員の帰宅自家用車が、災害時に通行できる道路に集中し、緊急車両等の通行を阻害する恐れがあり、これを緩和させる必要があります。
【産業振興部】 ○帰宅困難者の大量発生による混乱	【産業振興部】 ○帰宅困難者の大量発生による混乱を抑制するためには、事業所における分散帰宅を促す等の一斉帰宅を抑制する必要があります。 ○従業員等を一時的に事業所内にとどめておくため、事業所においてある程度の飲食料等の備蓄の促進を図る必要があります。
【教育委員会事務局】 ○授業時間中の災害発生による帰宅困難	【教育委員会事務局】 ○授業中に大規模災害が発生した場合、校舎の破損等が予想され、児童生徒及び教職員の生命の安全を確保する必要があります。 ○道路や河川の状況によっては、帰宅することができず、学校で待機せざるを得ない状況となることが予想されます。

施策体系と取組内容【総合政策部・産業振興部・教育委員会事務局】	担当課
1 帰宅困難者への支援体制の整備	
① 帰宅困難者対応計画の策定 (避難所担当(教育部局)と市内宿泊施設担当(産業振興部局)との連携)	危機管理課 商工振興課 教育総務課

2 帰宅困難者対応に係る関係機関等との連携強化	
① 帰宅困難者一時滞在施設の確保（避難所、市内宿泊施設等の受入体制確保等）	危機管理課 施設所管課
② 避難所となっている施設の協力体制の構築	危機管理課 施設所管課
3 応急備蓄品の計画的確保	
① 食料等物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備	危機管理課
② 防災拠点（避難施設等）における備蓄の推進	危機管理課 施設所管課

施策体系と取組内容【産業振興部】	担当課
1 市内事業所等による一斉帰宅の抑制	
① 市内事業所等に対する従業員帰宅時間分散の要請	商工振興課
② 市内事業所等に対する災害時の行動や準備の必要性等の啓発	商工振興課
③ 市内事業所等における緊急物資、燃料等の備蓄促進	商工振興課
④ 一斉帰宅の抑制に関する対策ガイドラインの策定	商工振興課

施策体系と取組内容【教育委員会事務局】	担当課
1 帰宅困難に備えた児童生徒・教職員の安全確保	
① 危機管理マニュアルによる校内体制の構築	学校教育課
② 学校と保護者をつなぐメール配信システムの運用管理	学校教育課 学校施設課

重要業績評価指標（KPI）【産業振興部】

評価指標	現状値	目標値
災害時行動等啓発のための研修会等の開催回数	0回（R2）	3回（R7）

重要業績評価指標（KPI）【教育委員会事務局】

評価指標	現状値	目標値
保護者のメール配信システムへの登録率	97.5%（R1）	100%（R7）

起きてはならない 最悪の事態	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
-------------------	------------------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【保健福祉部】 ○被災による医療機能の麻痺、医療需要の増大に対応困難な状態	【保健福祉部】 ○医療機関における災害時の備えを把握する必要があります。

施策体系と取組内容【保健福祉部】	担当課
1 医療施設等における災害時を想定した医療継続計画（Medical Continuity Plan）の促進	
① 医療施設と災害時の対応に関する協議	健康増進課

重要業績評価指標（KPI）【保健福祉部】

評価指標	現状値	目標値
非常用電源が設置してある医療施設の数	未把握（R2）	3施設（R7）

起きてはならない 最悪の事態	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
-------------------	--------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【保健福祉部】 ○避難所等において感染症が拡大する事態 ○感染拡大防止のための医療物資等が不足する事態	【保健福祉部】 ○災害時の避難所において感染症予防対策（嘔吐物の処理方法等）の知識が不足しています。 ○マスク等の感染防止のための用品について、災害発生による需要の高まりにより入手困難となる恐れがあります。
【上下水道局】 ○被災した汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から汚物が流出する事態	【上下水道局】 ○単独処理浄化槽や汲み取り便槽では災害時に汚物が流出する可能性があるため、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

施策体系と取組内容【保健福祉部】	担当課
1 感染症予防体制の整備	
① 感染症予防、嘔吐物処理方法等に関する研修	健康増進課
2 感染症予防対策のための備蓄	
① 感染症予防対策としてのマスク・消毒液等の計画的備蓄	健康増進課

施策体系と取組内容【上下水道局】	担当課
1 公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換の促進	
① 公共下水道への接続促進（未接続世帯への戸別訪問による普及活動）	上下水道総務課
② 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進（未転換世帯への普及啓発活動）	下水道建設課

重要業績評価指標（KPI）【保健福祉部】

評価指標	現状値	目標値
嘔吐物処理方法等の研修実施	未実施（R2）	実施（R7）

重要業績評価指標（KPI）【上下水道局】

評価指標	現状値	目標値
下水道の汚水処理人口普及率	67%（R2）	74%（R7）
合併処理浄化槽の汚水処理人口普及率	14%（R2）	16%（R7）

起きてはならない最悪の事態	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
---------------	-----------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【総合政策部】 ○避難所収容数が不足し地域格差等が生じる事態 ○避難所のトイレ不足（排泄我慢）により脱水症状等が数多く発生する事態 【こども未来部】 ○保育所等が被災し保育が不可能となる事態 ○保育所等が交通の遮断により孤立する事態	【総合政策部】 ○高齢者・障がい者・女性・乳幼児・食物アレルギーのある者等に配慮して備蓄物資の品目を選定し、計画的な現物備蓄や流通備蓄の実施により、食料・飲料水、生活必需品等、必要となる物資を確保する必要があります。 ○各種団体、民間事業者等との間で災害時の相互応援、広域応援について協定を締結し、災害発生時のトイレ確保などを図る必要があります。 【こども未来部】 ○浸水想定区域内（ハザードマップ）に位置する保育所、なかでも河川に隣接する保育所については、河川の氾濫により、浸水する危険があります。 ○災害が発生し、周辺の道路等が寸断され、当面、物流や人の往来が不可能となる場合に、食料等の備蓄が必要となります。

施策体系と取組内容【総合政策部】	担当課
1 避難所収容数の確保	
① 計画的な避難所収容数の確保	危機管理課

2 避難所における災害時必要設備等の確保	
① 簡易トイレの設置、マンホールトイレの整備、仮設トイレの設置等	危機管理課 クリーン推進課 下水道建設課

施策体系と取組内容【こども未来部】	担当課
1 保育所における避難等対応	
① 浸水被害等が想定される場合の休園措置、早期避難	保育課
② 保育所における食料等の備蓄	保育課

起きてはならない最悪の事態	2-8 消防団員の被災、道路通行の遮断、消防機材の損壊等による消防団活動の困難
---------------	-----------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【消防本部】 ○消防団員の被災により救助体制の配備が不可能な状況 ○装備不足により活動が困難となる状況 ○消防団車両の老朽化により出場が困難となる状況	【消防本部】 ○被雇用者である消防団員の増加に伴い、災害規模や職業によっては消防団活動を優先することが困難となる団員が増加しています。 ○被災により機械器具置場や災害現場へ向かうことができない消防団員が生じる恐れも想定されるため、発災時、確実に消防団活動が行える人員を確保する必要があります。 ○降雨時において十分な活動を行える装備が不足していることから、消防団活動に支障があるのみならず消防団員が二次災害に遭う恐れも想定されるため、装備を配備する必要があります。 ○消防団の車両については耐用年数を18年と定めて更新していますが、5年後の令和7年度に耐用年数を超える車両が28台存在しており、発災時に車両故障等で出場できず消防団活動に支障が生じることがないように、計画的に更新を進める必要があります。

施策体系と取組内容【消防本部】	担当課
1 消防団体制の拡充整備	
① 組織再編等による消防団員充足率の向上	消防総務課
2 消防団装備の充実強化	
① 安全確保のための装備品の確保（雨衣等の全地域共通配備）	消防総務課
3 消防団車両の更新	
① 耐用年数を超える消防団車両の更新	消防総務課

重要業績評価指標（KPI）【消防本部】

評価指標	現状値	目標値
消防団員の充足率	91.0% (R2)	99.0% (R7)
安全確保のための装備（雨衣）の配備率	21.2% (R2)	100.0% (R7)
目標年次に耐用年数を超える消防団車両	34.6% (R2)	0.0% (R7)

起きてはならない 最悪の事態	2-9 被災時期・季節に起因する熱中症・低体温症等のシビアコン ディションへの対応能力の不足
-------------------	---------------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【総合政策部】 ○避難所で電源、冷暖房器具等が十分確保されていない状況	【総合政策部】 ○施設所管課、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス、冷暖房器具等の災害時における避難所への円滑な供給体制を確保する必要があります。

施策体系と取組内容【総合政策部】	担当課
1 避難所における電源、冷暖房器具等の確保	
① 非常電源としての電気自動車（EV）の活用	危機管理課
② 避難所における冷暖房器具の設置又は備蓄	施設所管課

重要業績評価指標（KPI）【総合政策部】

評価指標	現状値	目標値
災害協定による電気自動車利用についての体制構築	未整備（R2）	整備（R7）

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

事前に備えるべき目標	3 必要不可欠な行政機能は確保する
------------	--------------------------

起きてはならない最悪の事態	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
---------------	----------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【総合政策部】 ○警察等による防犯体制の低下時に犯罪等が多発する事態	【総合政策部】 ○災害に対する備えの重要性の啓発や、地域の防災活動への参加促進が必要となっています。 ○自主防災会や自主防犯パトロール隊の育成、消防団の充実・強化など、地域防災力の向上が必要です。

施策体系と取組内容【総合政策部】	担当課
1 地域住民との協力による防災・防犯体制の確保	
① 自主防災組織の育成・推進	危機管理課

重要業績評価指標（KPI）【総合政策部】

評価指標	現状値	目標値
自主防災組織設立数	64 組織 (R2)	110 組織 (R7)

起きてはならない最悪の事態	3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
---------------	---------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【総合政策部】 ○市有施設が被災し災害直後の行政応急対応が果たせない事態 ○職員や市有施設が被災し災害直後の行政応急対応が果たせない事態	【総合政策部】 ○庁舎等の防災拠点や防災上重要な市有建築物の耐震化を推進する必要があります。 ○災害対応を行いながら、通常業務を行う必要があります。職員の不足が想定されます。また、職員自体が被災することにより、人員の減少が見込まれます。
【経営管理部】 ○本庁舎が、床上浸水により、機能損失に陥る	【経営管理部】 ○令和元年東日本台風（台風第19号）被害時、本庁舎は止水板等の効果により大規模浸水は免れましたが、一部浸水がありました。止水板の高さを超える浸水があった場合、大規模浸水を免れない状況になります。

○大規模地震などにより、本庁舎が崩壊又は一部の階が潰れることなどによる機能損失	○本庁舎は耐震基準を満たしていますが、想定外の事態を考慮し、総合支所等の代替施設へ移転する際、部署、人数に応じ事前準備が必要です。
-----------------------------------------	-------------------------------------------------------------------

施策体系と取組内容【総合政策部・経営管理部】	担当課
1 業務継続体制の整備	
① 業務継続計画の改定	危機管理課 職員課
② 災害対策本部代替設置場所に関する検討（地域防災計画への反映及び具体的な整備等）	危機管理課

施策体系と取組内容【経営管理部・都市建設部・総合政策部】	担当課
1 本庁舎の浸水対策	
① 1階開口部の浸水対策の強化（防水扉の設置等）	管財課
② 浸水時における止水・排水機能の確保（止水板の増設、排水ポンプの設置等）	管財課
2 本庁舎が被災した際の庁舎機能代替施設の確保	
① 代替施設となる総合支所等の耐震化	建築指導課
② 被災時に本庁舎機能の移転に伴い必要となる通信環境等構築の体制整備	情報システム課

重要業績評価指標（KPI）【経営管理部】

評価指標	現状値	目標値
業務継続計画の見直し	策定（H30）	改定（R3）
本庁舎における止水措置の箇所数	17箇所（R2）	49箇所（R7）

起きてはならない最悪の事態	3-3 公共ストックの老朽化等によって生じた損失・損害等への対応の不備
---------------	-------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【経営管理部】 ○本庁舎各設備の老朽化を放置して事故が発生した場合 ○公共施設の老朽化等に起因する事故、機能不全等の発生	【経営管理部】 ○本庁舎は、基本的に平成2年建設時の躯体、設備を使用している箇所が多いため、老朽化設備の更新を図ってはいるものの、未更新の箇所が数多くあります。 ○本市の公共施設は、耐震性のない施設や老朽化している施設が多く、天井部材の落下等による事故や設備の機能不全等により緊急時に施設が利用できないことなどが想定されます。そのため、施設の現状を把握し、危険箇所及び不具合等に対応する必要があります。

【都市建設部】 ○公共ストックの老朽化を放置して事故が発生し自治体の法的責任が問われる事態	【都市建設部】 ○本市では、21 団地、114 棟、882 戸の市営住宅等（市営住宅、特定公共賃貸住宅、小集落改良住宅）を管理しており、耐用年数を経過するものがあることから、安全性の確保とともに、市営住宅等に代わる住居の確保が必要となります。
--------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

施策体系と取組内容【経営管理部・総合政策部】	担当課
1 本庁舎の改修、修繕	
① 交換推奨年数を超えた設備の更新	管財課
② 雨漏り等の各種課題の解消	管財課
2 公共施設の安全化	
① 施設の統合・集約に合わせた安全化	行財政改革推進課
② 施設点検マニュアルの作成及び点検結果に対応する基金の創設	行財政改革推進課

施策体系と取組内容【都市建設部】	担当課
1 市営住宅等の長寿命化	
① 市営住宅等長寿命化のための工事実施（公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業）	建築住宅課
2 市営住宅に代わる住居の確保	
① 認定賃貸住宅家賃補助金の交付（新たな住宅セーフティネット制度）	建築住宅課

重要業績評価指標（KPI）【経営管理部】

評価指標	現状値	目標値
エレベーターを耐震基準にあわせるための改修	1/5 機（R2）	5/5 機（R7）

重要業績評価指標（KPI）【都市建設部】

評価指標	現状値	目標値
市営住宅等長寿命化修繕率（栃木市公営住宅等長寿命化計画）	60%（R1）	94%（R7）

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

事前に備えるべき目標	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
------------	----------------------------

起きてはならない最悪の事態	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
---------------	-------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【総合政策部】 ○防災無線が機能しない（豪雨等により音声伝達が困難な）事態	【総合政策部】 ○災害に応じた多様な情報伝達手段の確立、通信設備の充実が必要です。

施策体系と取組内容【総合政策部】	担当課
1 情報伝達経路の多重化	
① 災害の履歴や通信機器等の技術革新に応じた多様な情報伝達手段の確立	危機管理課

起きてはならない最悪の事態	4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
---------------	--------------------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【総合政策部】 ○災害時において外国人住民への緊急の情報が伝わらない事態	【総合政策部】 ○緊急時に外国人住民に災害の程度や避難所等の情報が速やかに伝わらず、外国人住民の避難が遅れる可能性があるため、多言語またはやさしい日本語での情報発信が必要です。 ○各種支援の情報が伝わらず、受けられるはずの支援が受けられない可能性があるため、多言語またはやさしい日本語での情報発信が必要です。
【総合政策部】 ○災害時において個人利用の依存度が高い携帯電話が通信不能な状態 ○情報システムやネットワークに障害が発生し情報サービスが利用できない危険性	【総合政策部】 ○市民等への情報伝達手段として、広報車両、安全安心メール、ケーブルTV、コミュニティFM、NHKデータ放送、緊急速報メール、市ホームページ、SNS (facebook、Twitter、Youtube)、同報系防災行政無線、自治会への電話連絡等の活用を推進する必要があります。 ○庁舎の停電が長期化した場合、情報システムやネットワークを利用することが困難になる恐れがあります。 ○地震や火災が発生した場合、庁舎内に設置している情報システムが損傷し情報喪失の恐れがあります。

施策体系と取組内容【総合政策部】	担当課
1 市民等への多様な情報伝達手段の活用	
① 広報車両、市ホームページ、SNS (facebook、Twitter、Youtube) 等の広報ツールの活用、関係機関 (ケーブル TV、コミュニティ FM 等) との連携	広報課
2 多言語による各種情報発信	
① 外国人キーパーソンの募集、育成 (ネットワーク強化)	総合政策課
② 栃木市国際交流協会への情報提供	総合政策課
3 日ごろからの避難訓練、多言語による情報発信	
① 外国人住民を対象とした防災訓練の実施	総合政策課
② 情報発信方法等についての市職員への周知	総合政策課

施策体系と取組内容【総合政策部】	担当課
1 庁舎被災時を想定した情報ネットワークシステムの整備	
① クラウド方式による情報システムの整備	情報システム課
② 情報システムにおける非常用自家発電機の整備	情報システム課
③ 情報ネットワークの機能喪失等を未然に防止するための監視	情報システム課

重要業績評価指標 (KPI) 【総合政策部】

評価指標	現状値	目標値
栃木市公式ホームページ閲覧件数	5,009,934 件 (H30)	5,227,000 件 (R7)
外国人キーパーソンの人数	14 人 (R1)	20 人 (R7)
外国人住民の防災訓練への出席者数	64 人 (H30)	100 人 (R7)

重要業績評価指標 (KPI) 【総合政策部】

評価指標	現状値	目標値
庁内ネットワークの年間稼働日数	365 日 (R2)	365 日 (R7)

起きてはならない 最悪の事態	4-3 メディアリテラシー等に起因する問題の発生（災害デマ、フェイクニュース、被災地での犯罪被害等）
-------------------	----------------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【生活環境部】 ○災害時の混乱に乗じた詐欺行為・悪徳商法等の横行	【生活環境部】 ○消費生活センターへの悪徳商法等によるトラブル相談は多く、特に高齢者からの相談件数が増加している傾向にあり、令和元年度に60歳以上の方が相談した割合は全体の約50%を占めています。 ○本市の高齢化率は、2030年には人口の33.8%になると見込まれており、常時はもとより、災害時の混乱に乗じた詐欺行為・悪徳商法等のトラブル等に遭わないよう、高齢者を中心にトラブル事例等の情報提供や注意喚起を行う必要があります。

施策体系と取組内容 【生活環境部】	担当課
1 詐欺行為・悪徳商法等の情報提供・注意喚起	
① 各種メディア（市の刊行物、ケーブルTV、コミュニティFM等）による情報提供・注意喚起	市民生活課
② 市職員や消費生活相談員による自治会等での出前講座	市民生活課 交通防犯課

重要業績評価指標（KPI） **【生活環境部】**

評価指標	現状値	目標値
各種メディアによる情報発信回数	年 70 回 (R1)	年 80 回 (R4)
出前講座実施件数	年 26 回 (R1)	年 34 回 (R4)

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

事前に備えるべき目標	5 経済活動を機能不全に陥らせない
------------	-------------------

起きてはならない最悪の事態	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
---------------	----------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【産業振興部】 ○サプライチェーン寸断等により企業等の事業活動が停止する事態	【産業振興部】 ○事業所の事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定率はまだ低く、業種によって策定状況にも格差があるため策定促進を図る必要があります。 ○近年は特に水害による被害が大きく、原材料・部品の調達から消費までの流れの中で、どの段階においても被災し企業の事業活動が停止する恐れがあり、これを回避する必要があります。

施策体系と取組内容【産業振興部】	担当課
1 民間企業等における災害時を想定した事業継続計画（BCP）の推進	
① 事業所等の事業継続計画（BCP）の策定支援情報の提供（県が行うBCP策定支援セミナー等の案内）	商工振興課
② 事業所等の自主的な防災対策の支援情報の提供	商工振興課

重要業績評価指標（KPI）【産業振興部】

評価指標	現状値	目標値
事業継続計画（BCP）認定事業者数	10 事業者（R2）	60 事業者（R7）

起きてはならない最悪の事態	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
---------------	---------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【産業振興部】 ○エネルギー供給の停止により企業等の事業再開が困難な状況	【産業振興部】 ○事業所の事業継続計画（BCP）の策定率はまだ低く、業種によって策定状況にも格差があるため策定促進を図る必要があります。 ○事業所において燃料タンクや自家発電装置の設置、自家消費のための再生可能エネルギーや自立・分散型電源の導入を促進する必要があります。 ○近年は特に水害による被害が大きく、エネルギー供給停止により、サプライチェーンが寸断され、事業再開が困難となる恐れがあり、これを回避する必要があります。

施策体系と取組内容【産業振興部】		担当課
1 自立分散型エネルギーの確保促進		
① 自立分散型エネルギーシステム構築のための支援情報提供		商工振興課
② 再生可能エネルギー設備導入のための支援情報提供		商工振興課
2 民間企業等における災害時を想定した事業継続計画（BCP）の推進		
① 事業所等の事業継続計画（BCP）の策定支援情報の提供（県が行うBCP策定支援セミナー等の案内）		商工振興課
② 事業所等の自主的な防災対策の支援情報の提供		商工振興課

重要業績評価指標（KPI）【産業振興部】

評価指標	現状値	目標値
事業継続計画（BCP）認定事業者数	10 事業者（R2）	60 事業者（R7）

起きてはならない最悪の事態	5-3 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
---------------	----------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【都市建設部】 ○道路ネットワークの寸断	【都市建設部】 ○災害発生時においても物流、人流を確保し、サプライチェーンの寸断を防ぐため、国や県と連携しながら緊急輸送道路等の整備を進めていく必要があります。 ○高速道路や幹線道路等へのアクセス向上を図りつつ、幹線道路を補完する道路整備を推進する必要があります。 ○避難路、輸送路が被災した場合は、早急に応急復旧を実施し、通行の確保を図る必要があります。

施策体系と取組内容【都市建設部】		担当課
1 道路の防災・減災対策		
① 災害履歴のある箇所の点検、対策		道路河川維持課
② 橋梁、道路付属物の点検、補修		道路河川維持課
2 道路啓開体制の整備		
① 道路施設の応急復旧体制の整備		道路河川維持課
3 道路ネットワークの整備		
① 避難路、輸送路の整備		道路河川整備課
② 重要な幹線道路（国道、県道）の整備促進要望		道路河川整備課
③ 都賀西方スマートICの整備		道路河川整備課

重要業績評価指標（KPI）【都市建設部】

評価指標	現状値	目標値
市道の改良率	94.1% (R1)	94.6% (R7)

起きてはならない 最悪の事態	5-4 食料等の安定供給の停滞
-------------------	-----------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【産業振興部】 ○物流体系の停止・寸断等により食料等の安定供給が停滞する事態	【産業振興部】 ○農業関係団体と、災害時における復旧・復興支援、支援物資等の情報共有が十分なされていないため、その対策が必要です。

施策体系と取組内容【産業振興部】	担当課
1 広域物流機能の停滞時を想定した民間の生産・物流事業者等との協力体制の整備	
① JAしもつけ、JAかみつがとの包括連携協定締結	農業振興課

起きてはならない 最悪の事態	5-5 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
-------------------	-----------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【上下水道局】 ○異常気象による湧水等により用水の安定供給が停滞する事態	【上下水道局】 ○応援体制を整備するとともに、管路の多系統化などバックアップシステムの構築を推進する必要があります。

施策体系と取組内容【上下水道局】	担当課
1 異常湧水時を想定した用水の確保・供給体制の整備	
① 水道災害相互応援体制の整備	上下水道総務課
② 給水車の配備	水道建設課
③ 給水袋の備蓄確保	水道建設課

起きてはならない 最悪の事態	5-6 農業、商工業、観光業など地場産業の被害拡大と経済活動の 停滞
-------------------	---------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【産業振興部】 ○商工事業者が被災し事業の継続・再開が困難な状況 ○農業、商工業、観光業など地場産業が被災し事業の継続・再開が困難な状況	【産業振興部】 ○中小企業者が災害により事業活動に影響を受けた場合に、事業再開と早期の経営安定を図るため、制度融資による資金繰りを支援するとともに、利子補助金、再建支援補助金等の各種支援制度の迅速な実施と情報提供を行う必要があります。 ○農業用水利施設などの生産基盤等における災害発生時の被害を最小化させるため、排水機場等の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を促進し、農業に係る生産基盤等の災害対応力を強化する必要があります。

施策体系と取組内容【産業振興部】	担当課
1 事業再開と早期の経営安定を図るための支援	
① 事業再開と早期の経営安定を図るための各種支援策の実施	商工振興課
② 制度融資による資金繰り支援	商工振興課
③ 各種支援制度の迅速な情報提供	商工振興課
④ 関係機関（国、県、商工経済団体、金融機関）との連携強化	商工振興課
2 民間企業等における災害時を想定した事業継続計画（BCP）の推進	
① 事業所等の事業継続計画（BCP）の策定支援情報の提供	商工振興課
② 事業所等の自主的な防災対策の支援情報の提供	商工振興課
3 大規模水害発生時の農地湛水被害の防止	
① 農業用排水施設の適正な管理と計画的な整備・更新排水機場における排水機能向上及び適正な維持管理	農林整備課

重要業績評価指標（KPI）【産業振興部】

評価指標	現状値	目標値
事業継続計画（BCP） 認定事業者数	10 事業者（R2）	60 事業者（R7）
農地防災事業による排水 機場の設置数	4 箇所（R2）	4 箇所（R7）

6. ライフライン等の被害を最小限に留める

事前に備えるべき目標	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
------------	-----------------------------------------------------

起きてはならない最悪の事態	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
---------------	----------------------------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【経営管理部】 ○電力をはじめ重要なライフラインが長期にわたり機能停止に陥る事態	【経営管理部】 ○停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進する必要があります。

施策体系と取組内容【経営管理部】	担当課
1 停電時に備えた電源確保	
① 停電時の電源（無停電電源装置、非常用発電設備等）の確保（市役所は管財課、他施設は所管課）	管財課 施設所管課

起きてはならない最悪の事態	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
---------------	----------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【上下水道局】 ○上水道管路が損傷し水道供給が困難な状態 ○水道施設の機能が停止し水道供給が困難な状態	【上下水道局】 ○災害発生時においても市民生活への影響を最小限に抑えるため、上水道の基幹施設や上水道管路の耐震化を推進する必要があります。 ○耐震性能を有していない浄水施設の耐震化を推進するとともに、長期的な耐震化計画を策定する必要があります。 ○停電時の非常用電源がない浄水場、配水場、増圧ポンプ場等に非常用発電設備を新設し、老朽化した非常用発電機設備を順次整備・更新する必要があります。 ○水道施設において主要機器への浸水を避けるため、適切な浸水対策を施す必要があります。

施策体系と取組内容【上下水道局】	担当課
1 水道施設の被災時を想定した用水の確保・供給体制の整備	
① 水道災害相互応援体制の整備	上下水道総務課
② 給水車の配備	水道建設課
③ 給水袋の備蓄確保	水道建設課

④ 非常用発電設備の新設・整備・更新	水道建設課
2 災害時における上水道被害の低減化	
① 上水道管路の耐震化	水道建設課
② 浄水施設の耐震化	水道建設課
③ 浄水場等主要設備・機器の水害対策	水道建設課

重要業績評価指標（KPI）【上下水道局】

評価指標	現状値	目標値
上水道管路の耐震適合率	15.7% (H30)	25% (R10)
浄水場管理棟の耐震化	70.8% (R1)	100% (R12)

起きてはならない最悪の事態	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
---------------	-------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【上下水道局】 ○下水道管渠が損傷し下水道処理が不可能な状態 ○農業集落排水処理施設が損傷し下水道処理が不可能な状態	【上下水道局】 ○災害発生時に下水道の機能停止による公衆衛生問題や下水道施設の破損による交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化を図る必要があります。 ○災害発生時においても、継続的に汚水処理機能を確保するため、施設の機能診断を踏まえた老朽化対策を進めて行く必要があります。

施策体系と取組内容【上下水道局】	担当課
1 災害時における下水道被害の低減化	
① 耐震化や長寿命化の推進	下水道建設課
2 老朽化した農業集落排水施設の改善	
① 農業集落排水処理施設の機能診断	下水道建設課

重要業績評価指標（KPI）【上下水道局】

評価指標	現状値	目標値
供用開始 20 年以上の農業集落排水施設の機能診断実施率	70% (R2)	100% (R7)

起きてはならない 最悪の事態	6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
-------------------	---------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【都市建設部】 ○主要道路が損傷し応急・復旧活動に支障が生じる状態	【都市建設部】 ○災害発生時においても通行の安全性を確保するため、道路や橋梁の点検を行い、防災・減災対策を実施していく必要があります。 ○また、避難路、輸送路が被災した場合は、早急に応急復旧を実施し、通行の確保を図る必要があります。
【都市建設部】 ○橋梁等の被災が老朽化により増大し、通行に支障が生じる状態	【都市建設部】 ○橋梁や道路附属物等の老朽化が進行し、安全・安心な道路環境を維持するコストが増加しています。 ○ライフサイクルコストの縮減を図りつつ、災害時においても安全な通行を確保していくためには、事後保全的な修繕ではなく予防的な保全を実施していく必要があります。
【都市建設部】 ○道路ネットワークの寸断	【都市建設部】 ○災害発生時においても避難路、輸送路を確保するため、国や県と連携しながら緊急輸送道路等の整備を進めていくほか、高速道路や幹線道路へのアクセス向上を図りつつ、幹線道路を補完する道路整備を推進する必要があります。

施策体系と取組内容【都市建設部】	担当課
1 道路の防災・減災対策	
① 災害履歴のある箇所の点検、対策	道路河川維持課
② 橋梁、道路附属物の点検、補修	道路河川維持課
2 道路啓開体制の整備	
① 道路施設の応急復旧体制の整備	道路河川維持課
3 橋梁等の長寿命化計画に基づく計画的な維持管理	
① 橋梁、道路附属物点検事業	道路河川維持課
② 橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕	道路河川維持課
4 道路ネットワークの整備	
① 避難路、輸送路の整備	道路河川整備課
② 重要な幹線道路（国道、県道）の整備促進要望	道路河川整備課
③ 都賀西方スマートICの整備	道路河川整備課

重要業績評価指標（KPI）【都市建設部】

評価指標	現状値	目標値
市道の改良率	94.1% (R1)	94.6% (R7)
橋梁長寿命化修繕率	48% (R1)	65% (R7)

起きてはならない 最悪の事態	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
-------------------	------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【総合政策部】 ○防災拠点施設が損壊し使用不可能となる状態	【総合政策部】 ○防災拠点の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置が必要です。
【経営管理部】 ○本庁舎において72時間の壁を超えて電力供給がストップする事態	【経営管理部】 ○本庁舎の非常用発電機は、フル稼働すると数時間で燃料切れになる恐れがあります。 ○発電機は庁舎の屋上に設置されているため、燃料補給時に車を直付けすることができず、人力で燃料を運び続ける必要があります。 ○本庁舎建物の老朽化も進んでおり、発電機の設置場所などを含め設備の更新を検討する必要があります。
【地域振興部】 【教育委員会事務局】 ○防災拠点施設が損壊し使用不可能となる状態	【地域振興部】 【教育委員会事務局】 ○公共施設の一部は災害時の避難所となっていますが、そのうちの約半数が耐震性を満たしておらず、補強工事が必要となっています。 ○耐震性を満たしている施設についても、経年劣化等により多くの箇所では改修が必要となっています。 ○1市5町の合併により、公共施設は数多く、老朽化も進んでおり、多額の維持経費を必要としているため、限りある財源で必要な施設の整備に対応していかなければなりません。 ○長期的な視点のもと、施設の最適化を図りながら、更新・統廃合・長寿命化等の取組を計画的に進めていく必要があります。

施策体系と取組内容【総合政策部】	担当課
1 防災拠点の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置	
① 防災拠点の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置 (市役所は管財課、他施設は所管課、備蓄倉庫は危機管理課)	危機管理課 管財課 施設所管課

施策体系と取組内容【経営管理部】	担当課
1 防災拠点施設におけるブラックアウト対策	
① 防災拠点施設における自立型電源確保(非常用発電機の更新等)	管財課

施策体系と取組内容【地域振興部・教育委員会事務局】	担当課
1 災害時に避難所となる公共施設の維持管理	
① 施設の集約化又は廃止、運営方法等の見直し	施設所管課
② 施設の耐震補強工事の実施	施設所管課
③ 施設の長寿命化のための機能改修	施設所管課

重要業績評価指標（KPI）【経営管理部】

評価指標	現状値	目標値
防災拠点施設における 非常用発電機の更新	0 機 (R2)	1 機 (R7)

重要業績評価指標（KPI）【地域振興部】

評価指標	現状値	目標値
スポーツ施設削減率	0% (R2)	6% (R7)

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

事前に備えるべき目標	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
------------	--------------------------------

起きてはならない最悪の事態	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
---------------	-----------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【都市建設部】 ○空き家や倒壊家屋の放置等が火災延焼をもたらし人命に関わる二次被害が拡大する事態	【都市建設部】 ○災害発生時の倒壊や火災等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽危険空き家等について、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要があります。
【消防本部】 ○空き家や倒壊家屋の放置等が火災延焼をもたらし人命に関わる二次被害が拡大する事態	【消防本部】 ○市街地において火災が発生すると、大規模な火災に進展し多数の死傷者が発生すると想定されるため、現有消防力では対応できないことから、広域的な応援受け入れ体制の整備を図る必要があります。 ○ライフライン停止による消火栓の使用不能時、自然水利の確保及び耐震性防火水槽の整備が必要です。

施策体系と取組内容【都市建設部】	担当課
1 空家対策の推進	
① 空き家バンクの実施、解体補助金の交付等（空き家対策総合支援事業）	建築住宅課

施策体系と取組内容【消防本部】	担当課
1 消防車両・資機材の整備強化	
① 車両・資機材の更新・導入・管理	警防課
2 応援要請	
① 栃木県広域消防応援等計画	警防課
② 栃木県緊急消防援助隊受援計画	警防課
3 密集市街地の消防力強化	
① 地理水利調査（消防水利、自然水利）	消防課
② 密集地危険区域調査	消防課

重要業績評価指標（KPI）【都市建設部】

評価指標	現状値	目標値
空家バンク登録件数、解体補助金の利用件数 (※栃木市空き家等対策計画)	674 件 (R1)	1,800 件 (R8)

重要業績評価指標（KPI）【消防本部】

評価指標	現状値	目標値
消防水利施設充足率 (設置数／算定数) (※消防施設整備計画実態調査)	86.9% (R1)	90% (R7)

起きてはならない最悪の事態	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
---------------	-------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【都市建設部】 ○沿道建物の倒壊等により交通麻痺をもたらす事態	【都市建設部】 ○沿道建築物の耐震化やブロック塀等の倒壊防止など、防災・減災対策を推進する必要があります。

施策体系と取組内容【都市建設部】	担当課
1 沿道の安全化のための体制整備	
① 木造住宅耐震化促進事業（耐震診断・耐震改修費等助成）	建築指導課
② 防災上重要な市有建築物の耐震化	建築指導課
③ ブロック塀等撤去改修事業	建築指導課

重要業績評価指標（KPI）【都市建設部】

評価指標	現状値	目標値
民間住宅の耐震化率 (※栃木市建築物耐震改修促進計画)	77.8% (H27)	95% (R7)
防災上重要な市有建築物の耐震化率	84.6% (H27)	100% (R7)

起きてはならない最悪の事態	7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
---------------	----------------------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【産業振興部】 ○農業水利施設が損壊すること等により人命に関わる二次被害をもたらす事態	【産業振興部】 ○被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（農業用ため池、排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、ハザードマップの作成や、老朽化対策及び耐震化対策等を推進する必要があります。

施策体系と取組内容【産業振興部】	担当課
1 農業水利施設等の損壊被害の低減化	
① 農業水利施設の整備	農林整備課
② ため池ハザードマップの作成・周知	農林整備課

重要業績評価指標（KPI）【産業振興部】

評価指標	現状値	目標値
基幹的農業水利施設の機能診断実施率	0% (R2)	100% (R7)
防災重点ため池のうちハザードマップを作成し公表した割合	24% (R2)	100% (R3)

起きてはならない最悪の事態	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
---------------	---------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【生活環境部】 ○浸水被害により有害物質等が流出し健康被害や環境への悪影響が懸念される事態	【生活環境部】 ○現状として、有害物質の種類により特定施設の届出が出されていることから、その届出により状況を把握しています。 ○届出による把握のため、有害物質の保管状況等の確認が十分できていない恐れがあります。
【消防本部】 ○有害物質等が流出し健康被害や有害物質環境への悪影響が懸念される事態	【消防本部】 ○有害物質が特定できない場合の検知、濃度測定、除去等の対応が困難な状況にあります。

施策体系と取組内容【生活環境部】	担当課
1 水質汚濁防止対策及び事故発生箇所における応急措置体制の整備	
① 特定施設における有害物質の保管状況等の確認（県との合同による定期的なパトロールの実施）	クリーン推進課
② 特定施設設置者による応急措置の指導（事故時における特定施設設置者による応急措置及び市への状況報告等）	クリーン推進課

施策体系と取組内容【消防本部】	担当課
1 有害物質等が流出した際の住民対応	
① 有害物質等流出時の付近住民への広報活動、避難誘導等	消防課

重要業績評価指標（KPI）【生活環境部】

評価指標	現状値	目標値
工場パトロール実施回数	13回 (R1)	12回 (R7)

起きてはならない 最悪の事態	7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃
-------------------	-----------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【産業振興部】 ○地形の崩壊が激しく長期にわたり農地・森林等の復興のめどが立たない状況	【産業振興部】 ○農業・農村が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地・農業用水利施設等の保全活動や中山間地域における生産活動への支援等を推進する必要があります。 ○森林が有する林産物の供給、水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、造林、間伐等の森林整備や治山対策、森林ボランティア等による保全活動や環境教育等を推進する必要があります。

施策体系と取組内容 【産業振興部】	担当課
1 農業・農村の復興を見据えた農地・森林等の計画的な復旧整備	
① 農地集積を推進する区画再編や大区画化等の圃場整備事業の推進	農林整備課
② 多面的機能支払交付金事業（田んぼダム）	農林整備課
③ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業（里山林保全）	農林整備課

重要業績評価指標（KPI） **【産業振興部】**

評価指標	現状値	目標値
圃場整備事業の整備率	74.0% (R2)	76.0% (R7)
田んぼダムの取組面積	0ha (R2)	20ha (R7)
里山林保全面積	300ha (R2)	350ha (R7)

起きてはならない 最悪の事態	7-6 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
-------------------	----------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【都市建設部】 ○応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延により避難生活が長期化する状態	【都市建設部】 ○未入居の公営住宅（市営住宅・県営住宅等）や民間賃貸住宅等について、応急仮設住宅として活用するための準備を進めるとともに、仮設住宅の建設予定地を確保する必要があります。

施策体系と取組内容 【都市建設部】	担当課
1 被災者の生活事情等を踏まえた住宅復旧・復興支援施策の推進	
① 不動産関連団体に対する提供可能物件照会	建築住宅課

起きてはならない 最悪の事態	7-7 避難生活の長期化により被災者の健康状態が悪化する事態 (エコノミー症候群、ストレス障害等の発症、災害関連死の発生等)
-------------------	-------------------------------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【保健福祉部】 ○避難生活の長期化により健康悪化が生じる事態 ○災害後におけるストレス緩和、心のケアを要する状況	【保健福祉部】 ○在宅や車中等で避難生活を送っている被災者の健康管理のしくみが十分整っていない状況にあります。 ○被災者のこころのケア対策などを実施する体制が十分整備されていない状況にあります。

施策体系と取組内容【保健福祉部】	担当課
1 被災地健康調査の実施	
① 被災地住民の健康や生活環境の把握及び支援	健康増進課 地域包括ケア推進課
2 在宅被災者の支援	
① 在宅被災者のうち要配慮者に対する優先的な支援	健康増進課 障がい福祉課 地域包括ケア推進課
3 被災者の深部静脈血栓症、便秘、慢性疾患悪化、生活不活発病等の予防	
① 避難所における予防リーフレットの配布	健康増進課 地域包括ケア推進課
② 避難所における保健指導の実施	健康増進課 地域包括ケア推進課
4 被災者の心理的応急処置 (PFA : Psychological First Aid)	
① 巡回相談によるこころのケアの実施	健康増進課 障がい福祉課 地域包括ケア推進課

重要業績評価指標 (KPI) 【保健福祉部】

評価指標	現状値	目標値
避難所における体調不良者確認実施率	— (R2)	100% (R7)

8. 社会・経済が強靱な姿で復興できる条件を整備する

事前に備えるべき目標	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
------------	------------------------------------------

起きてはならない最悪の事態	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
---------------	--------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【生活環境部】 ○大量に発生する災害廃棄物の処理が停滞する事態	【生活環境部】 ○災害廃棄物処理計画の策定を推進するとともに、災害廃棄物仮置場（候補地）の選定を行うことが課題です。特に、アスファルトの駐車場を仮置場として確保する必要があります。 ○災害廃棄物処理の広域連携体制の構築を推進する必要があります。 ○災害廃棄物を滞りなく処理するために、老朽化した廃棄物処理施設を再整備する必要があります。

施策体系と取組内容【生活環境部】	担当課
1 災害廃棄物の適正処理	
① 災害廃棄物仮置場の設置	クリーン推進課
② 災害廃棄物処理計画の策定	クリーン推進課
③ 災害応援協定の推進	クリーン推進課
④ 廃棄物処理施設の再整備	クリーン推進課

重要業績評価指標（KPI）【生活環境部】

評価指標	現状値	目標値
災害廃棄物仮置場数	6箇所（R2）	8箇所（R7）

起きてはならない最悪の事態	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
---------------	--------------------------------------------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【総合政策部】 ○復興を支える技術と経験を有する人材等が欠如する事態	【総合政策部】 ○被災後の地域復興に欠かせない建設・土木業界などでは、就業者数の減少や高齢化等により、将来的な担い手不足や技術継承の停滞が懸念されます。 ○大規模自然災害が発生した場合、多数の死傷者や市外への避難者の発生によって、復旧・復興に係る人的資源が失われる可能性があるため、災害発生等の際には、市域や県域を越えて人的資源を確保するための協力体制を強化しておく必要があります。

施策体系と取組内容【総合政策部】	担当課
1 復興を支える人材の相互協力体制の推進	
① 栃木市建設業協同組合等との連携及び相互協力体制の推進	危機管理課

起きてはならない最悪の事態	8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
---------------	---------------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【地域振興部】 ○災害発生時において、伝建地区内の伝統的建造物や歴史・文化資源等が被災し喪失する事態	【地域振興部】 ○嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内には、江戸時代末期から残る木造建築物をはじめ伝統的建造物等が多数存在しますが、地震による揺れや、その後発生する火災等により喪失する恐れがあります。 ○地区内には、巴波川が流れていますが、近年、台風及び豪雨により河川が氾濫し床上浸水などの被害が出ています。被害が続くと再建する意識が低下し伝統的建造物等の解体が行われ、喪失する恐れがあります。 ○伝統的建造物等が被災した場合、伝統的建造物所有者及び修理等の担い手の高齢化が進み、修理工事の費用も高額で所有者の負担が大きいことから、建物の維持保存が困難になると想定されます。 ○古い木造建築物が多いため、火災や地震等の災害に対し脆弱であることから、火災警報器の設置や耐震改修などの防災対策を進める必要があります。
【教育委員会事務局】 ○市内の指定・未指定の文化資源等が被災し喪失する事態	【教育委員会事務局】 ○文化財等が被災した場合、被災状況を速やかに把握し、修復等を支援する必要がありますが、文化財の状況を把握するための人員や修復等を支援できる人材が不足しており十分な支援ができない恐れがあります。

施策体系と取組内容【地域振興部】	担当課
1 伝統的建造物等の修理等を担う人材の確保及び支援組織の構築	
① 伝統的建造物等の修理を担う人材育成事業の支援	蔵の街課
② 伝統的建造物の修理事業の実施	蔵の街課
2 伝統的建造物等の修理等を行う場合の財政的支援	
① 伝統的建造物保存事業補助金の交付	蔵の街課
3 伝建地区防災計画に基づいた防災訓練の実施及び消火設備等の整備	
① 地区住民及び行政機関による総合防災訓練の実施	蔵の街課
② 無線連動式住宅用火災警報器の設置	蔵の街課
③ 初期消火設備の配備及び操作訓練の実施	蔵の街課

施策体系と取組内容【教育委員会事務局】	担当課
1 文化財の被災状況の確認修復等に関する協力体制の確保	
① 平常時から文化財の現状を把握する体制の確保	文化課
② 被災した文化財の修復等に対する事務手順の整備	文化課
③ 文化財の修復等に関する支援団体との連携	文化課

重要業績評価指標（KPI）【地域振興部】

評価指標	現状値	目標値
伝統的建造物保存事業補助金の交付件数（延べ）	35 件（R1）	60 件（R7）
総合防災訓練の参加者数（延べ）	300 人（R1）	1,000 人（R7）

重要業績評価指標（KPI）【教育委員会事務局】

評価指標	現状値	目標値
文化財パトロール員の人数	2 人（R3）	7 人（R7）

起きてはならない最悪の事態	8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
---------------	----------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【都市建設部】 ○事業用地の確保が進まず復興が大幅に遅れる事態	【都市建設部】 ○公園は、防災・減災に対し、災害発生時の避難場所や仮設住宅用地等多様な活用がされるため、適正な維持管理が必要となります。
【都市建設部】 ○地域の復興を支える計画や条件が整わず復興が大幅に遅れる事態	【都市建設部】 ○未入居の公営住宅（市営住宅・県営住宅等）や民間賃貸住宅等について、応急仮設住宅として活用するための準備を進めるとともに、仮設住宅の建設予定地を確保する必要があります。

施策体系と取組内容【都市建設部】	担当課
1 緊急避難場所や仮設住宅用地となりうる公園の維持管理	
① 公園施設の維持管理業務	公園緑地課

施策体系と取組内容【都市建設部】	担当課
1 地域復興のための環境整備、人材の確保及び支援体制の整備	
① 不動産関連団体等との連携体制の確保	建築住宅課

重要業績評価指標（KPI）【都市建設部】

評価指標	現状値	目標値
公園施設の維持管理箇所数	4 箇所（R2）	4 箇所（R7）

起きてはならない 最悪の事態	8-5 ボランティアの人材、受入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態
-------------------	-----------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【保健福祉部】 ○ボランティアの人材、受入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態	【保健福祉部】 ○現在のボランティアは、被災地外からの支援が中心となっており、新型コロナウイルス対応の新たな災害ボランティア体制の構築が求められています。 ○市内、県内など極力近隣においてボランティア人材を確保するための体制を整備する必要があります。

施策体系と取組内容【保健福祉部】	担当課
1 災害ボランティアセンターの体制整備	
① 災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの改定	福祉総務課 社会福祉協議会
② 災害ボランティアセンターの整備にあたっての公共施設等の提供	福祉総務課
③ 災害ボランティアセンターや活動先へのボランティアの移動手段の確保	福祉総務課
2 市内地域及び団体との相互支援協力体制の確保	
① 市内の被災を受けていない地域からの応援体制及び団体からの支援体制の確立	福祉総務課

重要業績評価指標（KPI）【保健福祉部】

評価指標	現状値	目標値
市内地域・団体との相互支援協力体制の協定数	1件（R2）	8件（R6）

起きてはならない 最悪の事態	8-6 地域産業や雇用の喪失等により人口減少・高齢化がさらに進み、結果として地域の活力・防災力の低下をもたらす事態
-------------------	-----------------------------------------------------------

想定されるリスク要因	脆弱性に係る現状と課題
【産業振興部】 ○人口構成の変化が地域の活力・防災力の低下をもたらす事態 ○地域産業や雇用の喪失等により人口減少・高齢化がさらに進む事態 ○人口構成の変化が地域の活力・防災力の低下をもたらす事態	【産業振興部】 ○少子高齢化がさらに進み、人口構成の変化が地域の活力・防災力の低下をもたらさないよう、世代間のバランスのとれた就農構造を確保する必要があります。 ○大規模な災害が発生した場合、被災により企業活動が停滞し、雇用の喪失等が懸念されます。地域産業の復旧・復興を着実に進めるため、被災した事業者を支援していく必要があります。 ○発災直後は企業の事業停止・倒産等により、急激に失業者、求職者が増え、その後徐々に事業者の求人が増加していくことが想定されます。そうした雇用需要の動向に対し、的確に対応する必要があります。

	<ul style="list-style-type: none"> ○被災により企業活動が停滞した場合、雇用、就業機会の喪失により、若年層が市外に流出してしまう恐れがあり、市内に留置する必要があります。 ○人口減少が地域経済を縮小させ、地域経済の縮小がさらに人口減少を招くという悪循環が起き、それが原因となって地域の活力や防災力が低下しないよう、まち・ひと・しごとの創生を着実に進めるなど、悪循環に歯止めをかける必要があります。
【地域振興部】 ○人口構成の変化が地域の活力・防災力の低下をもたらす事態	【地域振興部】 ○災害発生時や復旧・復興を進めるにあたり、地域で対応できる体制を整えるため、若年層の移住・定住を推進する必要があります。

施策体系と取組内容【産業振興部】	担当課
1 地域産業再興及び雇用創出対策の推進	
① 被災企業再建のための補助金創設、金融支援拡充	商工振興課
② 復旧事業（がれき撤去、インフラ・住宅再建）への雇用促進	商工振興課
③ 被災者向けの企業説明会、就職相談（ハローワーク）の開催	商工振興課
④ 市内立地企業に対する雇用継続・確保等の要請	商工振興課
2 若年層等の市内就業促進及び市内定住支援の推進	
① 全国での新規就農希望者PRイベント参加	農業振興課
② 新規就農者サポート補助制度	農業振興課
③ U I J ターン就職の促進	商工振興課
④ 潜在労働力（若年・女性・氷河期世代・高齢）の発掘	商工振興課
⑤ 市内立地企業に対する若年層の就業機会確保の要請	商工振興課

施策体系と取組内容【地域振興部】	担当課
1 若年層の市内就業促進及び市内定住支援の推進	
① 移住・定住施策の推進	地域政策課

重要業績評価指標（KPI）【産業振興部】

評価指標	現状値	目標値
年間新規就農者数	17人（H28）	25人（R8）
製造品出荷額	—（円）	発災前比100% （発災3年後）
卸売業・小売業年間商品販売額	—（円）	発災前比100% （発災3年後）
就業者数	—（人）	発災前比100% （発災3年後）

第5章 計画の推進及び進捗管理

1. 計画の推進及び進捗管理

本計画は、本市のリスクマネジメントを図るための基本的な指針となる計画です。このため、計画期間にわたり、①強靱化が目指す事前に備えるべき目標のもとでリスク要因と脆弱性の評価を継続的に実施すること、②脆弱性を克服するための問題の回避や障害の除去につながる対応施策を実施すること、③対応施策の進捗状況や実施成果を踏まえ全体の取組を見直し改善を図り新たな取組につなげること（いわゆるPDCAサイクルの徹底）等により、本市のより一層の強靱化を推進するものとします。

なお、本計画は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間の計画期間としておりますが、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や、強靱化の取組に係る国・県等の動向を踏まえつつ、計画期間中であっても必要に応じて計画内容の見直しを図るものとします。

2. 分野横断的な重点的取組

（1）分野横断的な施策の方針

ア) 市役所本庁舎等業務機能の保全又は代替機能による業務継続

災害時における災害対策本部等の業務機能の保全又は代替機能（バックアップ機能）の確保をはじめとする業務継続計画の推進について分野横断的に取り組み、施設の耐震化等による安全化対策、各種の防災インフラ（運動公園・文化会館・総合支所等を候補施設とした代替機能）の計画的な整備を検討します。【危機管理課、管財課、建築指導課、各施設所管課等による連携体制】

イ) 浸水リスク等情報の共有化及び連携・推進体制の確保

災害履歴を踏まえた水防箇所の点検、消防活動における迂回道路の検証等について分野横断的に取り組み、浸水リスク等情報の共有及び防災インフラの整備など対策実施とともに、市民に対してリスク情報の的確な伝達が可能となるよう連携・推進体制を確保します。【危機管理課、道路河川整備課、消防総務課（消防署）等による連携体制】

ウ) 分散避難等に留意した避難所開設・運営のための連携

災害時における避難情報の提供や健康管理の徹底、医療救護マニュアルの確立等を踏まえ、避難所開設計画について分野横断的に取り組み、感染症予防対策も含めた分散避難体制の整備や物資等の計画的備蓄、さらには非常時電源の確保等を考慮した避難所運営に向けて連携・推進体制を確保します。【危機管理課、健康増進課、教育総務課（教育部避難所班）等による連携】

エ) 被災地に対する定期横断的な相互支援体制及び民間との連携体制の整備

大規模な自然災害が発生した場合、感染症拡大等による複合災害が懸念され、今後、広域的な受援体制の確保には限界が予想され、災害ボランティアセンターの分散立地等の対策が課題となっています。一方、市内でも地域によって被災状況に相違が生じた際には、被災地域を他の地域（消防団、自主防災組織等）が応援するといった市内における相互の支え合いが求められます。

このため、防災対策を動機付けとした本市の一体的なリスクコミュニケーションを醸成しつつ、定期横断的な相互支援体制の構築を図ります。また、民間各種団体との災害時連携協定について、それぞれの協定事項が被災地支援のために実効性をもって運用できるよう連携協力体制の強化を図ります。【危機管理課、福祉総務課、地域包括ケア推進課、社会福祉協議会、各種災害時連携協定の所管課、民間の各種団体等による連携】

(2) 重点的に実施すべき施策体系及び取組内容

上記の分野横断的な施策の方針を踏まえ、重点的に実施すべき施策体系及び取組内容を抽出し以下の通り設定します。

図表 51：重点的に実施すべき施策体系及び取組内容

施策分野	施策体系	取組内容 (整備対象事業)	該当リスク シナリオ	重要業績評価指標 (KPI)		担当課
				現状値	目標値	
ア 市役所本庁舎等業務機能の保全又は代替機能による業務継続	◆業務継続体制の整備	◆業務継続計画の改定	シナリオ3-2	業務継続計画の見直し 策定 (H30) 改定 (R3)		危機管理課 職員課
		◆災害対策本部代替設置場所に関する検討 (地域防災計画への反映及び具体的な整備等)	シナリオ3-2			危機管理課
	◆防災拠点の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置	◆防災拠点の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置	シナリオ6-5			危機管理課 管財課 施設所管課
	◆防災拠点施設におけるブラックアウト対策	◆防災拠点施設における自立型電源確保 (非常用発電機の更新等)	シナリオ6-5	防災拠点施設における非常用発電機の更新 0機 (R2) 1機 (R7)		管財課
◆建築物の耐震化促進 ◆沿道の安全化のための体制整備	◆防災上重要な市有建築物の耐震化	シナリオ1-1 シナリオ7-2	防災上重要な市有建築物の耐震化率 84.6% (H27) 100% (R7)		建築指導課	
イ 浸水リスク等情報の共有化及び連携・推進体制の確保	◆河川決壊・越水等早期把握体制の整備	◆県との連携による水位計・簡易型河川監視カメラの増設	シナリオ1-3	水位計・簡易型河川監視カメラの増設数 27台 (R2) 33台 (R7)		危機管理課
	◆的確な避難情報の提供	◆避難情報等の情報提供体制の強化	シナリオ1-3	避難情報等の情報発信 13のシステム・体制 新システム開発の都度追加 (R7)		危機管理課
	◆総合的な治水対策	◆河川護岸、河道の整備	シナリオ1-3			道路河川整備課 (治水対策室)
		◆調節池の整備等	シナリオ1-3	河川における要対策区間の調節地整備箇所 2箇所 (R2) 4箇所 (R7)		道路河川整備課 (治水対策室)
		◆公共下水道雨水渠整備事業 (永野川左岸第1排水区)	シナリオ1-3	公共下水道雨水渠整備事業 (永野川左岸第1排水区) 整備率 63% (R2) 98% (R7)		下水道建設課
	◆地域交通ネットワークの安全性・信頼性の確保 ◆橋梁等の長寿命化計画に基づく計画的な維持管理	◆橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕	シナリオ2-2 シナリオ6-4	橋梁長寿命化修繕率 48% (R1) 65% (R7)		道路河川維持課
◆道路ネットワークの整備	◆避難路、輸送路の整備	シナリオ2-2 シナリオ5-3 シナリオ6-4	市道の改良率 94.1% (R1) 94.6% (R7)		道路河川整備課	

施策分野	施策体系	取組内容 (整備対象事業)	該当リスク シナリオ	重要業績評価指標 (KPI)		担当課
				現状値	目標値	
ウ	分散避難等に留意した避難所開設・運営のための連携	◆避難所収容数の確保	◆計画的な避難所収容数の確保	シナリオ2-7		危機管理課
		◆避難所における災害時必要設備等の確保	◆簡易トイレの設置、マンホールトイレの整備、仮設トイレの設置等	シナリオ2-7		危機管理課 クリーン推進課 下水道建設課
		◆救護活動体制の整備	◆災害時の救護活動計画の策定	シナリオ2-3	救護活動計画の策定 未策定 (R2) 策定 (R7)	健康増進課
		◆感染症予防体制の整備	◆感染症予防、嘔吐物処理方法等に関する研修	シナリオ2-6	嘔吐物処理方法等の研修実施 未実施 (R2) 実施 (R7)	健康増進課
		◆感染症予防対策のための備蓄	◆感染症予防対策としてのマスク・消毒液等の計画的備蓄	シナリオ2-6		健康増進課
		◆被災者の深部静脈血栓症、便秘、慢性疾患悪化、生活不活発病等の予防	◆避難所における保健指導の実施	シナリオ7-7	避難所における体調不良者確認実施率 — (R2) 100% (R7)	健康増進課 地域包括ケア推進課
エ	被災地に対する定期横断的な相互支援体制及び民間との連携体制の整備	◆応急備蓄品の計画的確保	◆食料等物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備	シナリオ2-1 シナリオ2-4	関係団体との災害時支援協定締結 64件 (R2) 90件 (R6)	危機管理課
			◆防災拠点（避難施設等）における備蓄の推進	シナリオ2-1 シナリオ2-4		危機管理課 施設所管課
		◆消防団体制の拡充整備	◆組織再編等による消防団員充足率の向上	シナリオ2-8	消防団員の充足率 91.0% (R2) 99.0% (R7)	消防総務課
		◆地域住民との協力による防災・防犯体制の確保	◆自主防災組織の育成・推進	シナリオ3-1	自主防災組織設立数 64組織 (R2) 110組織 (R7)	危機管理課
		◆災害ボランティアセンターの体制整備	◆災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの改定	シナリオ8-5		福祉総務課 社会福祉協議会
			◆災害ボランティアセンターの整備にあたっての公共施設等の提供	シナリオ8-5		福祉総務課
			◆災害ボランティアセンターや活動先へのボランティアの移動手段の確保	シナリオ8-5		福祉総務課
		◆市内地域及び団体との相互支援協力体制の確保	◆市内の被災を受けていない地域からの応援体制及び団体からの支援体制の確立	シナリオ8-5	市内地域・団体との相互支援協力体制の協定数 1件 (R2) 8件 (R6)	福祉総務課

※担当部署名は令和3年度の組織名で掲載しています。

資料 施策分野別の取組内容

第4章では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別に脆弱性を評価し、それに対応する形式で施策体系と取組内容を設定しました。

ここでは、施策体系と取組内容について、あらためて「施策分野別の取組内容一覧」（図表52）に再編整理するとともに、「整備対象事業一覧」（図表53）において具体的な事業の詳細を掲載しました。

図表 52：施策分野別の取組内容一覧

施策分野	施策体系	取組内容 (整備対象事業)	該当リスク シナリオ	重要業績評価指標 (KPI)		担当課	
				現状値	目標値		
1 行政機能・消防・市民生活	◆研修・訓練の実施	◆特殊訓練（CSR・ブリーチング）の実施	シナリオ1-1	特殊訓練の実施回数		消防課	
				9回 (R1)	10回 (R7)		
				隣接消防機関との合同訓練			
					0回 (R1)	2回 (R7)	
	◆建築物の把握	◆特殊対象物台帳の作成	シナリオ1-1				消防課
	◆消防車両・資機材の整備強化	◆車両・資機材の更新・導入・管理	シナリオ1-1	シナリオ1-2 シナリオ1-3 シナリオ1-4 シナリオ7-1	要救助者用救命胴衣保有数		警防課
					0着 (R1)	210着 (R7)	
	◆応援要請	◆栃木県広域消防応援等計画	シナリオ1-1 シナリオ1-2 シナリオ1-3 シナリオ1-4 シナリオ7-1				警防課
		◆栃木県緊急消防援助隊受援計画	シナリオ1-1 シナリオ1-2 シナリオ1-3 シナリオ1-4 シナリオ7-1				警防課
	◆防災拠点施設の整備	◆消防本部・消防署の再整備 「図表53：整備対象事業一覧」参照	シナリオ1-1				通信指令課
	◆密集市街地の消防力強化	◆住宅用火災警報器の設置促進	シナリオ1-2	住宅用火災警報器の設置率		予防課	
				77% (R1)	83% (R7)		
◆地理水利調査（消防水利、自然水利）		シナリオ1-2 シナリオ7-1	消防水利施設充足率（設置数/算定数）		消防課		
			86.9% (R1)	90% (R7)			
	◆密集地危険区域調査	シナリオ1-2 シナリオ7-1			消防課		
◆河川決壊・越水等早期把握体制の整備	◆県との連携による水位計・簡易型河川監視カメラの増設	シナリオ1-3	水位計・簡易型河川監視カメラの増設数		危機管理課		
			27台 (R2)	33台 (R7)			
	◆民間協定による航空無人機（ドローン）活用	シナリオ1-3	民間協定による航空無人機（ドローン）活用による情報収集体制の構築と運用		危機管理課		
			未整備 (R2)	整備 (R7)			
◆大規模浸水被害に関するタイムラインの策定	◆大規模浸水被害に関するタイムライン（防災行動計画）の策定	シナリオ1-3			危機管理課		
◆的確な避難情報の提供	◆避難情報等の情報提供体制の強化	シナリオ1-3	避難情報等の情報発信		危機管理課		
			13のシステム・体制で稼働中 (R2)	新システム開発の都度追加 (R7)			
◆浸水想定区域内の要配慮者利用施設避難確保対策	◆要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援	シナリオ1-3			危機管理課 高齢介護課		

施策分野	施策体系	取組内容 (整備対象事業)	該当リスク シナリオ	重要業績評価指標 (KPI)		担当課
				現状値	目標値	
	◆重要水防箇所及び水没箇所の把握	◆重要水防箇所及び過去の水害発生地の巡視	シナリオ1-3			消防課 警防課 危機管理課 道路河川維持課
	◆土砂災害警戒区域におけるソフト対策の促進	◆避難情報等の情報提供体制の強化	シナリオ1-4	ハザードマップでの土砂災害危険箇所の表示 改訂(掲載済み) (H31)	改訂(わかりやすい表示を検討) (R4)	危機管理課
	◆土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設避難確保対策	◆要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援	シナリオ1-4			危機管理課 高齢介護課
	◆土砂災害特別警戒区域における立地抑制及び安全性の確保の促進	◆特定開発行為の制限や建築物の構造規制	シナリオ1-4			建築指導課 都市計画課
	◆土砂災害ハード対策の促進	◆土砂災害警戒区域におけるハード対策の促進要望	シナリオ1-4			危機管理課
		◆砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域におけるハード対策の促進要望	シナリオ1-4			道路河川整備課 (治水対策室)
		◆山地災害のおそれのある地区(山地災害危険地区)におけるハード対策の促進要望	シナリオ1-4			農林整備課
	◆土砂災害危険箇所の把握	◆土砂災害危険箇所の巡視	シナリオ1-4			消防課 警防課 危機管理課 道路河川維持課
	◆応急備蓄品の計画的確保	◆食料等物資・資機材等の備蓄、調達体制の整備	シナリオ2-1 シナリオ2-4	関係団体との災害時支援協定締結数 64件 (R2)	90件 (R6)	危機管理課
		◆防災拠点(避難施設等)における備蓄の推進	シナリオ2-1 シナリオ2-4			危機管理課 施設所管課
	◆孤立地域等のための緊急輸送体制の整備	◆孤立地域等のための緊急輸送車両体制の整備・管理等	シナリオ2-2			危機管理課 管財課
	◆救助・救急活動の広域的な支援(受援)体制の整備	◆広域的な支援(受援)体制の整備	シナリオ2-3	受援計画の整備 未整備 (R2)	整備 (R7)	危機管理課
	◆住民の防災意識啓発	◆大規模災害における自助の精神に関する住民意識の啓発(消防訓練の出向時における啓発活動)	シナリオ2-3	消防訓練の出向件数 60件 (R1)	60件 (R7)	消防課
	◆断水時の火災シミュレーション	◆密集地警防計画に基づく断水時の密集地火災を想定した図上訓練の実施	シナリオ2-3	断水時の火災図上訓練の実施件数 2件 (R1)	24件 (R7)	消防課
	◆帰宅困難者への支援体制の整備	◆帰宅困難者対応計画の策定	シナリオ2-4			危機管理課 商工振興課 教育総務課
	◆帰宅困難者対応に係る関係機関等との連携強化	◆帰宅困難者一時滞在施設の確保(避難所、市内宿泊施設等の受入体制確保等)	シナリオ2-4			危機管理課 施設所管課
		◆避難所となっている施設の協力体制の構築	シナリオ2-4			危機管理課 施設所管課
	◆避難所収容数の確保	◆計画的な避難所収容数の確保	シナリオ2-7			危機管理課
	◆避難所における災害時必要設備等の確保	◆簡易トイレの設置、マンホールトイレの整備、仮設トイレの設置等	シナリオ2-7			危機管理課 クリーン推進課 下水道建設課
	◆消防団体制の拡充整備	◆組織再編による消防団員充足率の向上	シナリオ2-8	消防団員の充足率 91.0% (R2)	99.0% (R7)	消防総務課
	◆消防団装備の充実強化	◆安全確保のための装備品の確保(雨衣等の全地域共通配備)	シナリオ2-8	安全確保のための装備(雨衣)の配備率 21.2% (R2)	100.0% (R7)	消防総務課
	◆消防団車両の更新	◆耐用年数を超える消防団車両の更新	シナリオ2-8	目標年次に耐用年数を超える消防団車両 34.6% (R2)	0.0% (R7)	消防総務課

施策分野	施策体系	取組内容 (整備対象事業)	該当リスク シナリオ	重要業績評価指標 (KPI)		担当課
				現状値	目標値	
	◆避難所における電源、冷暖房器具等の確保	◆非常電源としての電気自動車 (EV) の活用	シナリオ2-9	災害協定による電気自動車利用についての体制構築 未整備 (R2) 整備 (R7)		危機管理課
		◆避難所における冷暖房器具の設置又は備蓄	シナリオ2-9			施設所管課
	◆地域住民との協力による防災・防犯体制の確保	◆自主防災組織の育成・推進	シナリオ3-1	自主防災組織設立数 64組織 (R2) 110組織 (R7)		危機管理課
	◆業務継続体制の整備	◆業務継続計画の改定	シナリオ3-2	業務継続計画の見直し 策定 (H30) 改定 (R3)		危機管理課 職員課
		◆災害対策本部代替設置場所に関する検討 (地域防災計画への反映及び具体的な整備等)	シナリオ3-2			危機管理課
	◆本庁舎の浸水対策	◆1階開口部の浸水対策の強化 (防水扉の設置等)	シナリオ3-2			管財課
		◆浸水時における止水・排水機能の確保 (止水板の増設、排水ポンプの設置等)	シナリオ3-2	本庁舎における止水措置の箇所数 17箇所 (R2) 49箇所 (R7)		管財課
	◆本庁舎が被災した際の庁舎機能代替施設の確保	◆代替施設となる総合支所等の耐震化	シナリオ3-2			建築指導課
		◆被災時に本庁舎機能の移転に伴い必要となる通信環境等構築の体制整備	シナリオ3-2			情報システム課
	◆本庁舎の改修、修繕	◆交換推奨年数を超えた設備の更新	シナリオ3-3	エレベーターを耐震基準にあわせるための改修 1/5機 (R2) 5/5機 (R7)		管財課
		◆雨漏り等の各種課題の解消	シナリオ3-3			管財課
	◆公共施設の安全化	◆施設の統合・集約に合わせた安全化	シナリオ3-3			行財政改革推進課
		◆施設点検マニュアルの作成及び点検結果に対応する基金の創設	シナリオ3-3			行財政改革推進課
	◆多言語による各種情報発信	◆外国人キーパーソンの募集、育成 (ネットワーク強化)	シナリオ4-2	外国人キーパーソンの人数 14人 (R1) 20人 (R7)		総合政策課
		◆栃木市国際交流協会への情報提供	シナリオ4-2			総合政策課
	◆日ごろからの避難訓練、多言語による情報発信	◆外国人住民を対象とした防災訓練の実施	シナリオ4-2	外国人住民の防災訓練への出席者数 64人 (H30) 100人 (R7)		総合政策課
		◆情報発信方法等についての市職員への周知	シナリオ4-2			総合政策課
	◆詐欺行為・悪徳商法等の情報提供・注意喚起	◆各種メディア (市の刊行物、ケーブルTV、コミュニティFM等) による情報提供・注意喚起	シナリオ4-3	各種メディアによる情報発信回数 年70回 (R1) 年80回 (R4)		市民生活課
		◆市職員や消費生活相談員による自治会等での出前講座	シナリオ4-3	出前講座実施件数 年26回 (R1) 年34回 (R4)		市民生活課 交通防犯課
	◆異常渇水時を想定した用水の確保・供給体制の整備 ◆水道施設の被災時を想定した用水の確保・供給体制の整備	◆水道災害相互応援体制の整備	シナリオ5-5 シナリオ6-2			上下水道総務課
◆給水車の配備		シナリオ5-5 シナリオ6-2			水道建設課	
◆給水袋の備蓄確保		シナリオ5-5 シナリオ6-2			水道建設課	
◆停電時に備えた電源確保	◆停電時の電源 (無停電電源装置、非常用発電設備等) の確保	シナリオ6-1			管財課 施設所管課	
◆防災拠点の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置	◆防災拠点の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置	シナリオ6-5			危機管理課 管財課 施設所管課	
◆防災拠点施設におけるブラックアウト対策	◆防災拠点施設における自立型電源確保 (非常用発電機の更新等)	シナリオ6-5	防災拠点施設における非常用発電機の更新 0機 (R2) 1機 (R7)		管財課	

施策分野	施策体系	取組内容 (整備対象事業)	該当リスク シナリオ	重要業績評価指標 (KPI)		担当課
				現状値	目標値	
	◆災害時に避難所となる公共施設の維持管理	◆施設の集約化又は廃止、運営方法等の見直し	シナリオ6-5	スポーツ施設削減率 0% (R2) 6% (R7)		施設所管課
		◆施設の耐震補強工事の実施	シナリオ6-5			施設所管課
		◆施設の長寿命化のための機能改修	シナリオ6-5			施設所管課
		「図表53：整備対象事業一覧」参照				
		◆有害物質等が流出した際の住民対応	◆有害物質等流出時の付近住民への広報活動、避難誘導等	シナリオ7-4		
	◆復興を支える人材の相互協力体制の推進	◆栃木市建設業協同組合等との連携及び相互協力体制の推進	シナリオ8-2			危機管理課
2 住宅・都市	◆建築物の耐震化促進 ◆沿道の安全化のための体制整備	◆木造住宅耐震化促進事業（耐震診断・耐震改修費等助成）	シナリオ1-1 シナリオ7-2	民間住宅の耐震化率 77.8% (H27) 95% (R7)		建築指導課
		◆防災上重要な市有建築物の耐震化	シナリオ1-1 シナリオ7-2	防災上重要な市有建築物の耐震化率 84.6% (H27) 100% (R7)		建築指導課
		◆ブロック塀等撤去改修事業	シナリオ7-2			建築指導課
		◆屋外広告物や公共サイン等の落下・倒壊防止	シナリオ1-1			都市計画課
	◆建築物等における応急対策、二次被害の防止	◆応急危険度判定のための体制整備	シナリオ1-1			建築指導課
	◆市営住宅等の安全性確保 ◆市営住宅等の長寿命化	◆安全性確保のための工事の実施（公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業） ◆市営住宅等長寿命化のための工事実施（公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業）	シナリオ1-1 シナリオ3-3	市営住宅等長寿命化修繕率 60% (R1) 94% (R7)		建築住宅課
	◆市営住宅に代わる住居の確保	◆認定賃貸住宅家賃補助金の交付（新たな住宅セーフティネット制度）	シナリオ1-1 シナリオ3-3			建築住宅課
	◆木造住宅等密集市街地の整備促進	◆狭あい道路拡幅整備促進事業 「図表53：整備対象事業一覧」参照	シナリオ1-2	狭あい道路の拡幅延長 376.4m (H30 ~R1) 976.4m (R7)		建築指導課
		◆土地区画整理事業の推進	シナリオ1-2			市街地整備課
	◆空家対策の推進	◆空き家バンクの実施、解体補助金の交付等（空き家対策総合支援事業） 「図表53：整備対象事業一覧」参照	シナリオ1-2 シナリオ7-1	空家バンク登録件数、解体補助金の利用件数 674件 (R1) 1,800件 (R8)		建築住宅課
	◆総合的な治水対策	◆河川護岸、河道の整備	シナリオ1-3			道路河川整備課 (治水対策室)
		◆調節池の整備等	シナリオ1-3	河川における要対策区間の調節池整備箇所 2箇所 (R2) 4箇所 (R7)		道路河川整備課 (治水対策室)
		◆流域治水の推進	シナリオ1-3			道路河川整備課 (治水対策室)
		◆河川・水路の適正な維持管理	シナリオ1-3			道路河川維持課
		◆公共下水道雨水渠整備事業（永野川左岸第1排水区）	シナリオ1-3	公共下水道雨水渠整備事業（永野川左岸第1排水区）整備率 63% (R2) 98% (R7)		下水道建設課
◆浸水想定区域における人口集中状態の緩和	◆立地適正化計画の策定及び推進	シナリオ1-3	居住誘導区域の人口カバー率 42% (H27) 46% (R22)		都市計画課	

施策分野	施策体系	取組内容 (整備対象事業)	該当リスク シナリオ	重要業績評価指標 (KPI)		担当課
				現状値	目標値	
	◆地域交通ネットワークの安全性・信頼性の確保 ◆橋梁等の長寿命化計画に基づく計画的な維持管理	◆橋梁、道路附属物点検事業	シナリオ2-2 シナリオ6-4			道路河川維持課
		◆橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕	シナリオ2-2 シナリオ6-4	橋梁長寿命化修繕率	48% (R1) 65% (R7)	道路河川維持課
	◆道路ネットワークの整備	◆避難路、輸送路の整備	シナリオ2-2 シナリオ5-3 シナリオ6-4	市道の改良率	94.1% (R1) 94.6% (R7)	道路河川整備課
		「図表53：整備対象事業一覧」参照				
		◆重要な幹線道路（国道、県道）の整備促進要望	シナリオ5-3 シナリオ6-4			道路河川整備課
		◆都賀西方スマートICの整備	シナリオ5-3 シナリオ6-4			道路河川整備課
	◆道路の防災・減災対策	◆災害履歴のある箇所の点検、対策	シナリオ5-3 シナリオ6-4			道路河川維持課
		◆橋梁、道路附属物の点検、補修	シナリオ5-3 シナリオ6-4			道路河川維持課
	◆道路啓開体制の整備	◆道路施設の応急復旧体制の整備	シナリオ5-3 シナリオ6-4			道路河川維持課
	◆沿道の安全化のための体制整備	◆木造住宅耐震化促進事業（耐震診断・耐震改修費等助成）	シナリオ1-1 シナリオ7-2			建築指導課
		「図表53：整備対象事業一覧」参照				
		◆防災上重要な市有建築物の耐震化	シナリオ1-1 シナリオ7-2			建築指導課
		◆ブロック塀等撤去改修事業	シナリオ7-2			建築指導課
		「図表53：整備対象事業一覧」参照				
	◆被災者の生活事情等を踏まえた住宅復旧・復興支援施策の推進	◆不動産関連団体に対する提供可能物件照会	シナリオ7-6			建築住宅課
	◆緊急避難場所や仮設住宅用地となりうる公園の維持管理	◆公園施設の維持管理業務	シナリオ8-4	公園施設の維持管理箇所数	4箇所 (R2) 4箇所 (R7)	公園緑地課
	◆地域復興のための環境整備、人材の確保及び支援体制の整備	◆不動産関連団体等との連携体制の確保	シナリオ8-4			建築住宅課
◆若年層の市内就業促進及び市内定住支援の推進	◆移住・定住施策の推進	シナリオ8-6			地域政策課	
3 保健医療・福祉	◆救護活動体制の整備	◆災害時の救護活動計画の策定	シナリオ2-3	救護活動計画の策定	未策定 (R2) 策定 (R7)	健康増進課
	◆医療施設等における災害時を想定した医療継続計画 (Medical Continuity Plan) の促進	◆医療施設と災害時の対応に関する協議	シナリオ2-5	非常用電源が設置してある医療施設の数	未把握 (R2) 3施設 (R7)	健康増進課
	◆感染症予防体制の整備	◆感染症予防、嘔吐物処理方法等に関する研修	シナリオ2-6	嘔吐物処理方法等の研修実施	未実施 (R2) 実施 (R7)	健康増進課
	◆感染症予防対策のための備蓄	◆感染症予防対策としてのマスク・消毒液等の計画的備蓄	シナリオ2-6			健康増進課
	◆保育所における避難等対応	◆浸水被害等が想定される場合の休園措置、早期避難	シナリオ2-7			保育課
		◆保育所における食料等の備蓄	シナリオ2-7			保育課
	◆被災地健康調査の実施	◆被災地住民の健康や生活環境の把握及び支援	シナリオ7-7			健康増進課 地域包括ケア推進課
	◆在宅被災者の支援	◆在宅被災者のうち要配慮者に対する優先的な支援	シナリオ7-7			健康増進課 障がい福祉課 地域包括ケア推進課
◆被災者の深部静脈血栓症、便秘、慢性疾患悪化、生活不活発病等の予防	◆避難所における予防リーフレットの配布	シナリオ7-7			健康増進課 地域包括ケア推進課	
	◆避難所における保健指導の実施	シナリオ7-7	避難所における体調不良者確認実施率	— (R2) 100% (R7)	健康増進課 地域包括ケア推進課	

施策分野	施策体系	取組内容 (整備対象事業)	該当リスク シナリオ	重要業績評価指標 (KPI)		担当課	
				現状値	目標値		
	◆被災者の心理的応急処置 (PFA: Psychological First Aid)	◆巡回相談によるこころのケアの実施	シナリオ7-7			健康増進課 障がい福祉課 地域包括ケア推進課	
	◆災害ボランティアセンターの体制整備	◆災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの改定	シナリオ8-5			福祉総務課 社会福祉協議会	
		◆災害ボランティアセンターの整備にあたっての公共施設等の提供	シナリオ8-5			福祉総務課	
		◆災害ボランティアセンターや活動先へのボランティアの移動手段の確保	シナリオ8-5			福祉総務課	
	◆市内地域及び団体との相互支援協力体制の確保	◆市内の被災を受けていない地域からの応援体制及び団体からの支援体制の確立	シナリオ8-5	市内地域・団体との相互支援協力体制の協定数 1件 (R2)	8件 (R6)	福祉総務課	
	4 産業・エネルギー・文化	◆市内事業所等による一斉帰宅の抑制	◆市内事業所等に対する従業員帰宅時間分散の要請	シナリオ2-4			商工振興課
			◆市内事業所等に対する災害時の行動や準備の必要性等の啓発	シナリオ2-4	災害時行動等啓発のための研修会等の開催回数 0回 (R2)	3回 (R7)	商工振興課
			◆市内事業所等における緊急物資、燃料等の備蓄促進	シナリオ2-4			商工振興課
			◆一斉帰宅の抑制に関する対策ガイドラインの策定	シナリオ2-4			商工振興課
		◆民間企業等における災害時を想定した事業継続計画 (BCP) の推進	◆事業所等の事業継続計画 (BCP) の策定支援情報の提供 (県が行うBCP策定支援セミナー等の案内)	シナリオ5-1 シナリオ5-2 シナリオ5-6	事業継続計画 (BCP) 認定事業者数 10事業者 (R2)	60事業者 (R7)	商工振興課
◆事業所等の自主的な防災対策の支援情報の提供			シナリオ5-1 シナリオ5-2 シナリオ5-6			商工振興課	
◆自立分散型エネルギーの確保促進		◆自立分散型エネルギーシステム構築のための支援情報提供	シナリオ5-2			商工振興課	
		◆再生可能エネルギー設備導入のための支援情報提供	シナリオ5-2			商工振興課	
◆事業再開と早期の経営安定を図るための支援		◆事業再開と早期の経営安定を図るための各種支援策の実施	シナリオ5-6			商工振興課	
		◆制度融資による資金繰り支援	シナリオ5-6			商工振興課	
	◆各種支援制度の迅速な情報提供	シナリオ5-6			商工振興課		
	◆関係機関 (国、県、商工経済団体、金融機関) との連携強化	シナリオ5-6			商工振興課		
◆伝統的建造物等の修理等を担う人材の確保及び支援組織の構築	◆伝統的建造物等の修理を担う人材育成事業の支援	シナリオ8-3			蔵の街課		
	◆伝統的建造物の修理事業の実施	シナリオ8-3			蔵の街課		
◆伝統的建造物等の修理等を行う場合の財政的支援	◆伝統的建造物保存事業補助金の交付	シナリオ8-3	伝統的建造物保存事業補助金の交付件数 (延べ) 35件 (R1)	60件 (R7)	蔵の街課		
	◆伝統的建造物保存事業補助金の交付	シナリオ8-3			蔵の街課		
◆伝建地区防災計画に基づいた防災訓練の実施及び消火設備等の整備	◆地区住民及び行政機関による総合防災訓練の実施	シナリオ8-3	総合防災訓練の参加者数 (延べ) 300人 (R1)	1,000人 (R7)	蔵の街課		
	◆無線連動式住宅用火災警報器の設置	シナリオ8-3			蔵の街課		
	◆初期消火設備の配備及び操作訓練の実施	シナリオ8-3			蔵の街課		

施策分野	施策体系	取組内容 (整備対象事業)	該当リスク シナリオ	重要業績評価指標 (KPI)		担当課	
				現状値	目標値		
	◆文化財の被災状況の確認修復等に関する協力体制の確保	◆平常時から文化財の現状を把握する体制の確保	シナリオ8-3	文化財パトロール員の人数 2人 (R3) 7人 (R7)		文化課	
		◆被災した文化財の修復等に対する事務手順の整備	シナリオ8-3			文化課	
		◆文化財の修復等に関する支援団体との連携	シナリオ8-3			文化課	
		◆地域産業再興及び雇用創出対策の推進	◆被災企業再建のための補助金創設、金融支援拡充	シナリオ8-6			商工振興課
			◆復旧事業（がれき撤去、インフラ・住宅再建）への雇用促進	シナリオ8-6			商工振興課
			◆被災者向けの企業説明会、就職相談（ハローワーク）の開催	シナリオ8-6			商工振興課
			◆市内立地企業に対する雇用継続・確保等の要請	シナリオ8-6			商工振興課
		◆若年層等の市内就業促進及び市内定住支援の推進	◆U I J ターン就職の促進	シナリオ8-6			商工振興課
			◆潜在労働力（若年・女性・氷河期世代・高齢）の発掘	シナリオ8-6			商工振興課
	◆市内立地企業に対する若年層の就業機会確保の要請		シナリオ8-6			商工振興課	
				製造品出荷額 — (円) 発災前比100% (発災3年後)			
				卸売業・小売業年間商品販売額 — (円) 発災前比100% (発災3年後)			
				就業者数 — (人) 発災前比100% (発災3年後)			
	5 情報通信・交通・物流	◆帰宅困難に備えた児童生徒・教職員の安全確保	◆危機管理マニュアルによる校内体制の構築	シナリオ2-4			学校教育課
◆学校と保護者をつなぐメール配信システムの運用管理			シナリオ2-4	保護者のメール配信システムへの登録率 97.5% (R1) 100% (R7)		学校教育課 学校施設課	
◆情報伝達経路の多重化		◆災害の履歴や通信機器等の技術革新に応じた多様な情報伝達手段の確立	シナリオ4-1			危機管理課	
◆市民等への多様な情報伝達手段の活用		◆広報車両、市ホームページ、SNS (facebook、Twitter、Youtube) 等の広報ツールの活用、関係機関（ケーブルTV、コミュニティFM等）との連携	シナリオ4-2	栃木市公式ホームページ閲覧件数 5,009,934件 (H30) 5,227,000件 (R7)		広報課	
◆庁舎被災時を想定した情報ネットワークシステムの整備		◆クラウド方式による情報システムの整備	シナリオ4-2			情報システム課	
		◆情報システムにおける非常用自家発電機の整備	シナリオ4-2			情報システム課	
		◆情報ネットワークの機能喪失等を未然に防止するための監視	シナリオ4-2	庁内ネットワークの年間稼働日数 365日 (R2) 365日 (R7)		情報システム課	
◆広域物流機能の停滞時を想定した民間の生産・物流事業者等との協力体制の整備	◆J A しもつけ、J A かみつがとの包括連携協定締結	シナリオ5-4			農業振興課		
6 農業・国土保全・環境	◆水道施設の被災時を想定した用水の確保・供給体制の整備 ◆異常渇水時を想定した用水の確保・供給体制の整備	◆水道災害相互応援体制の整備	シナリオ2-1 シナリオ5-5 シナリオ6-2			上下水道総務課	
		◆給水車の配備	シナリオ2-1 シナリオ5-5 シナリオ6-2			水道建設課	
		◆給水袋の備蓄確保	シナリオ2-1 シナリオ5-5 シナリオ6-2			水道建設課	
		◆非常用発電設備の新設・整備・更新	シナリオ2-1 シナリオ6-2			水道建設課	

施策分野	施策体系	取組内容 (整備対象事業)	該当リスク シナリオ	重要業績評価指標 (KPI)		担当課
				現状値	目標値	
	◆災害時における上水道被害の低減化	◆上水道管路の耐震化	シナリオ2-1 シナリオ6-2	上水道管路の耐震適合率 15.7% (H30) 25% (R10)		水道建設課
		◆浄水施設の耐震化	シナリオ2-1 シナリオ6-2	浄水場管理棟の耐震化 70.8% (R1) 100% (R12)		水道建設課
		◆浄水場等主要設備・機器の水害対策	シナリオ2-1 シナリオ6-2			水道建設課
	◆公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換の促進	◆公共下水道への接続促進 (未接続世帯への戸別訪問による普及活動)	シナリオ2-6	下水道の汚水処理人口普及率 67% (R2) 74% (R7)		上下水道総務課
		◆単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進 (未転換世帯への普及啓発活動)	シナリオ2-6	合併処理浄化槽の汚水処理人口普及率 14% (R2) 16% (R7)		下水道建設課
	◆大規模水害発生時の農地湛水被害の防止	◆農業用排水施設の適正な管理と計画的な整備・更新排水機場における排水機能向上及び適正な維持管理	シナリオ5-6	農地防災事業による排水機場の設置数 4箇所 (R2) 4箇所 (R7)		農林整備課
	◆災害時における下水道被害の低減化	◆耐震化や長寿命化の推進	シナリオ6-3			下水道建設課
	◆老朽化した農業集落排水施設の改善	◆農業集落排水処理施設の機能診断	シナリオ6-3	供用開始20年以上の農業集落排水施設の機能診断実施率 70% (R2) 100% (R7)		下水道建設課
	◆農業水利施設等の損壊被害の低減化	◆農業水利施設の整備	シナリオ7-3	基幹的農業水利施設の機能診断実施率 0% (R2) 100% (R7)		農林整備課
		◆ため池ハザードマップの作成・周知	シナリオ7-3	防災重点ため池のうちハザードマップを作成し公表した割合 24% (R2) 100% (R3)		農林整備課
	◆水質汚濁防止対策及び事故発生個所における応急処置体制の整備	◆特定施設における有害物質の保管状況等の確認 (県との合同による定期的なパトロールの実施)	シナリオ7-4	工場パトロール実施回数 13回 (R1) 12回 (R7)		クリーン推進課
		◆特定施設設置者による応急措置の指導 (事故時における特定施設設置者による応急措置及び市への状況報告等)	シナリオ7-4			クリーン推進課
	◆農業・農村の復興を見据えた農地・森林等の計画的な復旧整備	◆農地集積を推進する区画再編や大区画化等の圃場整備事業の推進	シナリオ7-5	圃場整備事業の整備率 74.0% (R2) 76.0% (R7)		農林整備課
		◆多面的機能支払交付金事業 (田んぼダム)	シナリオ7-5	田んぼダムの取組面積 0ha (R2) 20ha (R7)		農林整備課
		◆森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業 (里山林保全)	シナリオ7-5	里山林保全面積 300ha (R2) 350ha (R7)		農林整備課
	◆災害廃棄物の適正処理	◆災害廃棄物仮置場の設置	シナリオ8-1	災害廃棄物仮置場数 6箇所 (R2) 8箇所 (R7)		クリーン推進課
		◆災害廃棄物処理計画の策定	シナリオ8-1			クリーン推進課
		◆災害応援協定の推進	シナリオ8-1			クリーン推進課
		◆廃棄物処理施設の再整備	シナリオ8-1			クリーン推進課
	◆若年層等の市内就業促進及び市内定住支援の推進	◆全国での新規就農希望者PRイベント参加	シナリオ8-6			農業振興課
◆新規就農者サポート補助制度		シナリオ8-6	年間新規就農者数 17人 (H28) 25人 (R8)		農業振興課	

※担当部署名は令和3年度の組織名で掲載しています。

図表 53 : 整備対象事業一覧

シナリオ番号	施策体系における取組内容	事業名称	位置、区域、区間等	事業の規模、延長等	事業期間	全体事業費(百万円)	活用予定の交付金等	担当課
シナリオ 1-1	認定賃貸住宅家賃補助金の交付	民間賃貸住宅家賃補助事業	市内全域	50 戸	令和 2 年度 ～令和 12 年度		公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	建築住宅課
シナリオ 1-1	消防本部・消防署の再整備	高機能消防指令センター総合整備事業	栃木市消防本部、 栃木市消防署、5 分署	指令センタ ー更新	令和 5 年度	703	消防防災施設整備費補助金	通信指令課
シナリオ 1-2	狭あい道路拡幅費用に対する補助金の交付	狭あい道路整備補助	市内全域		～令和 7 年度		社会資本整備総合交付金(狭あい道路整備等促進事業)	建築指導課
シナリオ 1-2 シナリオ 7-1	空き家バンクの実施、解体補助金の交付等	あったか住まいるバンク事業、空き家対策事業	市内全域		平成 28 年度 ～令和 8 年度		住宅市街地総合整備促進事業費補助(空き家対策総合支援事業)	建築住宅課
シナリオ 3-3	市営住宅長寿命化のための工事実施	市営住宅リフレッシュ事業	市内 7 団地	28 棟	平成 30 年度 ～令和 9 年度		社会資本整備総合交付金	建築住宅課
シナリオ 5-3 シナリオ 6-4	避難路、輸送路の整備	今泉泉川線	今泉町工区	0.4 km	令和 29 年度 ～令和 3 年度	326	防災・安全交付金	道路河川整備課
今泉泉川線		日ノ出町工区	0.55 km	令和 3 年度 ～令和 11 年度	1,771	社会資本整備総合交付金 踏切道改良計画事業補助	道路河川整備課	
市道 1066 号線		藤岡町富吉工区、 藤岡町蛭沼工区	1.9 km 令和 5 年度 までに 1.0 km供用開始 令和 7 年度 までに 0.4 km供用開始	平成 27 年度 ～令和 9 年度	700	防災・安全交付金	道路河川整備課	
市道 1024 号線		皆川城内町工区	1.2 km	平成 19 年度 ～令和 5 年度	740	防災・安全交付金	道路河川整備課	
市道 2065 号線		平井町工区	0.6 km 令和 5 年度 までに 0.5 km供用開始	平成 25 年度 ～令和 10 年度	580	防災・安全交付金	道路河川整備課	
市道 2098 号線		両明橋(大平町榎本)	0.1 km	令和 3 年度 ～令和 5 年度	108	防災・安全交付金	道路河川整備課	
市道 52200 号線		東北自動車道下り線(西方町元工)	0.37 km	平成 28 年度 ～令和 5 年度	614	地域連携道路事業費補助	道路河川整備課	
市道 53111 号線		東北自動車道上り線(西方町元～都賀町富張工区)	0.31 km	平成 28 年度 ～令和 5 年度	715	地域連携道路事業費補助	道路河川整備課	
シナリオ 6-5		施設の長寿命化のための機能改修	小学校校舎改修事業	市内全域	29 校	令和 4 年度 ～令和 19 年度		学校施設環境改善交付金
中学校校舎改修事業	市内全域		13 校	令和 2 年度 ～令和 15 年度		学校施設環境改善交付金	学校施設課	
小学校屋内運動場改修事業	市内全域		29 校	平成 30 年度 ～令和 14 年度		学校施設環境改善交付金	学校施設課	
中学校屋内運動場改修事業	市内全域		13 校	令和 3 年度 ～令和 16 年度		学校施設環境改善交付金	学校施設課	
シナリオ 7-2	民間木造住宅の耐震化の支援	木造住宅耐震化促進事業	市内全域		～令和 7 年度		社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)	建築指導課
危険なブロック塀等撤去改修補助金の交付		ブロック塀等撤去改修促進事業	市内全域		～令和 7 年度		社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)	建築指導課
シナリオ 8-1	廃棄物処理施設の再整備	基幹的設備改良工事	梓町地内		令和 5 年度 ～令和 7 年度	8,762	循環型社会形成推進交付金(廃棄物処理施設分)	クリーン推進課
シナリオ 8-3	伝統的建造物の修理事業の実施	伝建地区拠点施設整備事業	嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区		平成 30 年度 ～		国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	蔵の街課
	伝統的建造物保存事業補助金の交付	伝統的建造物群保存事業補助金	嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区		平成 24 年度～		国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	蔵の街課

※担当部署名は令和 5 年度の組織名で掲載しています。

参考 1 上位関連計画

1. 国及び栃木県の上位関連計画等

(1) 国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）

「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 10 条に基づく計画であり、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針（アンブレラ計画¹）となるものです。

その計画内容は、脆弱性評価を踏まえて施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定めるものです。

◆国土強靱化の理念

災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保することは、国民の生命・財産を守るとともに、国の経済成長の一翼を担うものである。

- 〈目標〉
- ① 人命の保護が最大限図られること
 - ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ④ 迅速な復旧復興

◆基本的な方針等

〈基本的な方針〉

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土の形成
- 施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減、民間投資の促進
- 総合的な視点による経済社会システムの構築
- リスクコミュニケーション²と人材等の育成 等

〈特に配慮すべき事項〉

- オリンピック・パラリンピックに向けた対策 等

1 【アンブレラ計画】国土計画、社会資本、産業、エネルギーなど国土強靱化に関わる国のあらゆる政策の上位に位置付けることにより、これら各種政策の指針となる（傘状にカバーする）計画であることを意味します。

2 【リスクコミュニケーション】リスクに関わる情報や意見を交換し共有しあうこと、例えば、国土強靱化について教育・訓練・啓発等を通じた双方向・多方向からのコミュニケーションを行うことを意味します。

◆国土強靱化の推進方針

行政機能／警察・消防等分野	政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進等
住宅・都市分野	密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策等
保健医療・福祉分野	資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築等
エネルギー分野	エネルギー供給設備の災害対応力、地域間の相互融通能力の強化等
金融分野	金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施等
情報通信分野	情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施等
産業構造分野	企業連携型 BCP/BCM ¹ の構築促進等
交通・物流分野	交通・物流施設の耐災害性の向上等
農林水産分野	農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や流通・加工段階の BCP/BCM 構築等ソフト対策の実施等
国土保全分野	防災施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策等
環境分野	災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築等
土地利用（国土利用）分野	多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携等
リスクコミュニケーション分野	国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練等
老朽化対策分野	長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築等
研究開発分野	自然災害・老朽化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進等

◆計画の推進と不断の見直し

- 今後、国土強靱化に係る国の他の計画について必要な見直しを行いながら計画を推進
- 概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画を毎年度の国土強靱化アクションプランとして推進本部が策定。これにより施策やプログラムの進捗管理及び重要業績指標等による定量的評価を実施。
- 重点化すべき15プログラムを重点的に推進

1 【BCP/BCM】災害の発生時・発生後に速やかに事業を再開させるために事前に立てておく行動計画を「事業継続計画(BCP：Business Continuity Plan)」といいます。また、「事業継続計画」が機能するよう平時から準備し運用を図ることを「事業継続マネジメント(BCM：Business Continuity Management)」といいます。

(2) 国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）

「国土強靱化基本計画」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年法律第 95 号)第 10 条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、国土強靱化基本計画(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)を変更するものです。

◆基本的な方針等（赤字：平成 26 年閣議決定版からの主な見直し箇所）

〈基本的な方針〉

（略）

〈特に配慮すべき事項〉

- 官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備
- 国土強靱化のイノベーション（防災・減災のあらゆる場面における ICT の活用、地理空間情報との連結等の機能向上等）
- 「仙台防災枠組 2015-2030」における「事前の防災投資」や「より良い復興」等の実践
- 平成 30 年 6 月以降の災害からの教訓を踏まえた対策 等

平成 30 年 6 月以降の災害からの教訓（例）

- ・ 河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じる恐れのある区間への対応が必要であること
- ・ 災害拠点病院等について、診療機能を 3 日程度維持するための設備の増設等が必要であること
- ・ 土砂災害へのソフト対策について、地方公共団体における災害リスク情報の整備や土砂災害に関する情報を改善していく必要があること ほか

◆国土強靱化の推進方針（赤字：平成 26 年閣議決定版からの主な見直し箇所）

〈個別施策分野の推進方針〉

行政機能／警察・消防等／防災教育等分野	政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう不断の見直しを実施等
住宅・都市分野	防災拠点、住宅・学校等の耐震化、文化財の耐震化、「コンパクト＋ネットワーク」の対流による東京一極集中の是正等
保健医療・福祉分野	被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮した DMAT の計画的な養成、福祉避難所の指定促進等
エネルギー分野	電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築、地域間の相互融通能力の強化、自立分散型エネルギーの導入等
金融分野	金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施等
情報通信分野	官・民からの多様な収集手段確保、旅行者、高齢者、障害者、外国人等に配慮した多様な情報提供手段確保等

産業構造分野	中小企業が取り組む防災・減災対策への支援の強化等
交通・物流分野	交通・物流施設の耐災害性の向上、ソフト・ハード両面における除雪体制の整備等
農林水産分野	農林水産業に係る生産基盤などのハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築などのソフト対策の実施、都市と農村の交流等による地域コミュニティ維持・活性化等
国土保全分野	防災施設の整備などのハード対策とわかりやすい防災情報の発信などのソフト対策を組み合わせた総合的な対策、気候変動の影響を踏まえた治水対策等
環境分野	災害廃棄物処理の広域連携体制の構築による廃棄物処理システムの強靱化等
土地利用（国土利用）分野	災害リスクの高い場所への人口集中の緩和によるリスク分散、所有者不明土地への対応、復興まちづくりの事前の準備等

〈横断的分野の推進方針〉

リスクコミュニケーション分野	住民等の自発的な防災活動に関する計画策定の促進、地域コミュニティの強化による災害対応力の向上、教育、訓練等
人材育成分野	災害の専門家・技術者・地域のリーダーの育成等
官民連携分野	民間のスキル・ノウハウや施設・整備等の活用促進等
老朽化対策分野	インフラ長寿命化計画の策定促進、メンテナンスサイクルの構築等
研究開発分野	防災・減災及びインフラの老朽化対策における研究開発・新技術の普及・社会実装の推進等

(3) 栃木県国土強靱化地域計画（平成 28 年 2 月）

「栃木県国土強靱化地域計画」（平成 28 年 2 月策定）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条の規定に基づき、県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。計画期間は、平成 28(2016)年度を初年度とする平成 32(2020)年度までの 5 年間としています。

○基本理念と基本方針

(1) 基本理念

- ・安全・安心な基盤が整う強くてしなやかなとちぎづくり
- ・とちぎの豊かさの維持・向上
- ・首都直下地震等発生時のバックアップ拠点としての機能充実

(2) 基本方針

- ・人口減少等を踏まえた施策の推進
- ・平常時における県民生活の豊かさの向上
- ・既存の社会資本の有効活用及び施設の効率的かつ効果的な維持管理 等

○強靱化の推進方針

脆弱性評価を踏まえ個別施策分野及び横断的分野ごとに推進方針を定める

【個別施策分野の推進方針】

(1) 行政機能／警察・消防等

- ・県及び市町の防災拠点機能の確保
- ・火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保 等

(2) 住宅・都市・土地利用

- ・住宅、建築物等の耐震化
- ・上下水道施設の耐震化 等

(3) 保健医療・福祉

- ・災害拠点病院の機能強化
- ・DMAT 指定病院の整備 等

(4) 産業・エネルギー

- ・県内事業者におけるBCP策定支援
- ・本社機能等の移転 等

(5) 情報通信・交通・物流

- ・住民等への災害情報の伝達
- ・道路の防災・減災対策及び耐震化 等

(6) 農林水産

- ・農業水利施設の老朽化対策及び耐震化

- ・生産基盤等の災害対応力の強化

(7) 国土保全・環境

- ・河川改修等の治水対策
- ・山地防災対策 等

【横断的分野の推進方針】

(1) リスクコミュニケーション

- ・防災意識の高揚、防災教育の実施
- ・災害ボランティアの活動体制の強化 等

(2) 老朽化対策

- ・社会資本等の老朽化対策

【主な重要業績評価指標】

- ・住宅の耐震化率
- ・BCP策定支援事業者数
- ・緊急輸送道路上の耐震化が必要な橋梁の整備率
- ・防災訓練の参加率
- ・避難行動要支援者名簿を作成している市町数
- ・外国語で情報提供を行う市町数 等

(4) 栃木県地震被害想定調査(平成25年度)

栃木県地震被害想定調査は、県の地域防災計画や防災行政に反映させるとともに、市町の防災力・県民の自助力の向上等の一助とすることを目的として実施しました。

県では、平成16年に地震被害想定を行っていますが、その後の社会状況、自然状況の変化に伴い想定条件が現状と乖離してきたため、最新の社会状況、自然状況を反映した被害想定を行う必要が生じていました。また、平成23年の東日本大震災をはじめとした近年の地震災害での新たな知見、教訓や地震学等の進歩により、より詳細なデータによる被害想定が可能となりました。

本調査は、これら最新の状況等を踏まえ、県及びその周辺において地震が発生した場合の県域の被害想定を行ったものです。

○想定地震動

以下の32パターンの地震動について被害想定を実施

(1) 活断層等の地震(4パターン)

関谷断層地震【M7.5】、関東平野北西縁断層帯地震【M8.0】、東京湾北部地震【M7.3】、茨城県南西部地震【M7.3】

(2) 活断層が確認されていない地域で起こりうる直下の地震(28パターン)

栃木県庁直下地震【M7.3、M8.0】、各市町直下の地震【M6.9】

○被害想定調査の結果

栃木県庁直下地震【M7.3】における被害想定概要

(1) 建物被害

全壊棟数 約70,800棟
(うち揺れによるもの約61,900棟)

(2) 人的被害

死者約3,900人(うち火災によるもの約90人)
負傷者約32,100人(うち重傷者約6,700人)

(3) ライフライン被害(発災直後)

・上水道(断水人口) 約924,600人
・下水道(支障人口) 約387,600人
・電力被害(停電軒数) 約148,400軒
・通信被害(不通回線数) 約105,400回線
・都市ガス(供給停止戸数) 約75,700戸

(4) 避難者数(発災一週間後)

約339,800人(うち避難所避難者169,900人)

(5) 災害廃棄物

約671万t

(6) 経済被害

①直接経済被害 約5兆4,800億円

②間接経済被害 約3,500億円

計約5兆8,300億円

【参考】平成16年の被害想定調査結果

(宇都宮市直下 M7.3)

・建物全壊棟数 約38,500棟

・人的被害

死者 約1,300人

負傷者 約28,500人

2. 栃木市の上位関連計画等

(1) 栃木市総合計画（平成 27 年 3 月改訂）

○計画策定の目的

平成 22 年 3 月の 1 市 3 町(旧栃木市・旧大平町・旧藤岡町・旧都賀町)の合併、平成 23 年 10 月の旧西方町との合併により新生栃木市が誕生しました。その後、平成 26 年 4 月の旧岩舟町との合併により、さらに広がりを持った現在の栃木市が誕生しました。

このような合併後のまちづくりの基本方針等を明らかにし、行財政の効率化、行政サービスの向上、潜在的な地域資源の活用など、合併によるスケールメリットを活かしたまちづくりを進めるため、新たな栃木市の将来ビジョンとなる総合計画を策定するものです。

○栃木市の将来像

【将来都市像】

“自然”“歴史”“文化”が息づき“みんな”が笑顔のあったか栃木市

【人口の見通し】

まちづくり人口の目標値(平成 34 年)

〔定住人口〕 152,000 人 〔交流人口〕 36,000 人 (一日当たり)

○栃木市のまちづくりの体系

基本方針及び基本施策の体系を定める

【基本方針及び基本施策】

- (1) かけがえのない自然に優しいまちづくり
・豊かな自然環境の保全 等
- (2) 心地よく暮らせるまちづくり
・暮らしやすい都市の創出 等
- (3) 安全安心で快適に暮らせるまちづくり
・危機管理体制の構築※ 等
- (4) 健康で生きがいを持てるまちづくり
・医療体制の充実 等
- (5) 健やかに人を育み学び続けられるまちづくり
・学校教育の充実 等
- (6) いきいきと働き賑わいのあるまちづくり
・農林業の振興 等
- (7) 共に考え共に築き上げるまちづくり
・市民と行政の協働と情報共有化の推進 等

※基本施策のうち「危機管理体制の構築」を例とした取り組み

- 防災・危機管理の強化
(施策の実現に関する指標)
 - ・自主防災組織の組織数
 - ・橋りょう耐震化率
 - ・緊急防災情報伝達システム整備率
- 消防・救急体制の充実
(施策の実現に関する指標)
 - ・鎮火時間
 - ・救急救命士搭乗率
 - ・自主防火訓練実施回数

(2) 第2期「栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和2年3月)

本市では、「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)を踏まえ、超高齢社会や人口減少局面においても地域社会・地域経済を持続可能とするための総合的な戦略として、平成27年度に「栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「戦略」という。)を策定しました。

その後、5年が経過し、第1期の戦略(平成27年度～平成31年度)が計画期間を終了するのに伴い、第2期の戦略(令和2年度～令和6年度)を策定するものです。

この第2期の戦略を策定することにより、最新の統計値に基づく人口の将来見通しを立てるとともに、栃木市らしさを大切に、栃木市の強みを活かす各種の取り組みを引き続き推進することとしています。

○人口の将来展望

本計画では、短期的には、産業系開発事業等の施策による転入人口増加、転出人口の抑制に努め、総合計画(後期基本計画)の人口見通しで設定した令和4年(2022)の154,000人を目指します。

さらに中長期的には、合計特殊出生率について、栃木市民の希望出生率が前回調査時の2.05人から1.81人に減少したものの、平成27年の実績値である1.36人を上回る数値であることなどを踏まえ、令和17年(2035)には1.9、令和27年(2045)には2.07を達成できると仮定します。移動率についても、定住促進策等により流出が抑制されるものと仮定します。

このように仮定した場合、本市の人口は国立社会保障・人口問題研究所の推計値よりも上回り、令和47年(2065)には約109,000人程度になるものと想定されます。

○計画の基本目標と施策展開

本計画では、①「雇用を生み出し、安心して働けるようにする」、②「本市への新しい人の流れをつくる」、③「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、誰もが活躍できる地域社会をつくる」、④「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標を定め、これを達成するための客観的な数値目標(KPI：重要業績評価指標)を設定し施策を推進することとしています。

なお、今後発生が予想される様々な災害に対する備えとして、市民や地域、行政等が一体となって地域強靱化に取り組むとともに、交通環境の充実や既存ストックの活用などにより、安心して暮らせる環境づくりを行うこととしています。

(3) 栃木市地域防災計画（平成31年3月修正）

栃木市地域防災計画は、栃木市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的としています。

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び栃木市防災会議条例(平成22年条例第23号)第2条の規定に基づき、栃木市防災会議が策定する計画であり、市、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定めるものです。

○計画の構成

- 第1編 総論
- 第2編 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編
- 第3編 震災対策編
- 第4編 火災・事故災害対策編（火災対策、交通関係事故災害対策、放射性物質・危険物等事故対策）
- 第5編 原子力災害対策編
- 資料編

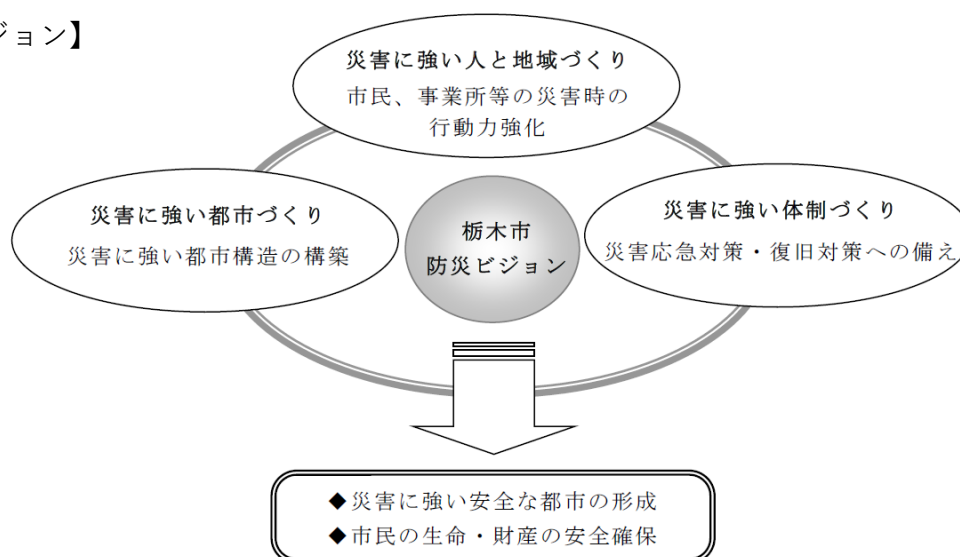
○防災ビジョン

「第1編 総論」の「第6章 本市の災害対策の課題と防災ビジョン」より

【基本方針】

市民の生命・財産を守り、安全で安心できる市民生活を確保することは、まちづくりの最も基本的な条件である。そのため、東日本大震災を始め、過去の大災害を教訓とし、本市の地理的特性や人口の高齢化、今後の開発動向等を踏まえた“より災害に強いまちづくり”を推進するため、対策の基本方針となる「防災ビジョン」を定める。

【防災ビジョン】



参考2 本市におけるリスクシナリオ（国・県との比較）

国土強靱化基本計画(平成30年12月14日閣議決定)等の内容を踏まえ、本市におけるリスクシナリオの検討対象を以下の通り整理します。

(赤字：基本計画の平成26年版から平成30年版にかけて変更された記載)
 (青字：栃木市において独自に検討するシナリオ)
 (黄色網掛け：栃木県での位置付けは無いが、栃木市で検討するシナリオ)

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		県	市 (番号)
1	〈大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる〉⇒〈直接死を最大限防ぐ〉	1-1	〈大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生〉⇒〈住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生〉	○	● 1-1
		1-2	〈不特定多数が集まる施設の倒壊・火災〉⇒〈密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生〉		● 1-2
		1-3	〈広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生〉		
		1-4	〈異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水〉⇒〈突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生〉	○	● 1-3
		1-5	〈大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態〉⇒〈大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生〉	○	
		1-6	〈情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生〉⇒〈暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生〉	○	
			〈豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生〉		● 1-4
2	〈大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）〉⇒〈救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する〉	2-1	〈被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止〉⇒〈被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止〉	○	● 2-1
		2-2	〈多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生〉⇒〈多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生〉	○	● 2-2
		2-3	〈自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足〉	○	● 2-3
		2-4	〈想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足〉⇒〈想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱〉	○	● 2-4
		2-5	〈救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶〉⇒〈医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺〉	○	● 2-5
		2-6	〈被災地における疫病・感染症等の大規模発生〉	○	● 2-6
		2-7	〈医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺〉⇒〈劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生〉	○	● 2-7
			〈消防団員の被災、道路通行の遮断、消防機材の損壊等による消防団活動の困難〉		● 2-8
	〈被災時期・季節に起因する熱中症・低体温症等のシビアコンディションへの対応能力の不足〉		● 2-9		

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		県	市 (番号)
3	〈大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する〉 ⇒〈必要不可欠な行政機能は確保する〉	3-1	〈矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化〉 ⇒ 〈被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱〉		● 3-1
			〈信号機の全面停止等による重大交通事故の多発〉 ⇒ ※削除		
		3-2	〈首都圏での中央官庁機能の機能不全〉 ⇒ 〈首都圏等での中央官庁機能の機能不全〉		
		3-3	〈地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下〉	○	● 3-2
		〈公共ストックの老朽化等によって生じた損失・損害等への対応の不備〉		● 3-3	
4	〈大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する〉 ⇒ 〈必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する〉	4-1	〈電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止〉 ⇒ 〈防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止〉	○	● 4-1
			〈郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態〉 ⇒ ※5-7へ統合		
		4-2	〈テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態〉		
		4-3	〈災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態〉		● 4-2
		〈メディアリテラシー等に起因する問題の発生（災害デマ、フェイクニュース、被災地での犯罪被害等）〉		● 4-3	
5	〈大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない〉 ⇒ 〈経済活動を機能不全に陥らせない〉	5-1	〈サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下〉	○	● 5-1
		5-2	〈社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止〉 ⇒ 〈エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響〉		● 5-2
		5-3	〈コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等〉		
		5-4	〈海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響〉		
		5-5	〈太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止〉 ⇒ 〈太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響〉	○	● 5-3
		5-6	〈複数空港の同時被災〉 ⇒ 〈複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響〉		
		5-7	〈金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態〉 ⇒ 〈金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響〉		
		5-8	〈食料等の安定供給の停滞〉	○	● 5-4
		5-9	〈異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響〉		● 5-5
		〈農業、商工業、観光業など地場産業の被害拡大と経済活動の停滞〉		● 5-6	

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		県	市 (番号)
6	<大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る> ⇒ <ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる>	6-1	<電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止> ⇒ <電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止>	○	● 6-1
		6-2	<上水道等の長期間にわたる供給停止>	○	● 6-2
		6-3	<汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止>	○	● 6-3
		6-4	<地域交通ネットワークが分断する事態> ⇒ <新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止>	○	● 6-4
			<異常渇水等により用水の供給の途絶> ⇒ ※5-9へ再編		
		6-5	<防災インフラの長期間にわたる機能不全>		● 6-5
7	<制御不能な二次災害を発生させない> ⇒ <制御不能な複合災害・二次災害を発生させない>	7-1	<市街地での大規模火災の発生> ⇒ <地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生>		● 7-1
		7-2	<海上・臨海部の広域複合災害の発生>		
		7-3	<沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺> ⇒ <沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺>		● 7-2
		7-4	<ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生> ⇒ <ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生>	○	● 7-3
		7-5	<有害物質の大規模拡散・流出> ⇒ <有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃>	○	● 7-4
		7-6	<農地・森林等の荒廃による被害の拡大> ⇒ <農地・森林等の被害による国土の荒廃>	○	● 7-5
			<風評被害等による国家経済等への甚大な影響> ⇒ ※8-6へ再編		
			<応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化>		● 7-6
	<避難生活の長期化により被災者の健康状態が悪化する事態（エコノミー症候群、ストレス障害等の発症、災害関連死の発生等）>		● 7-7		

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		県	市 (番号)
8	<p>〈大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する〉⇒〈社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する〉</p>	8-1	〈大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態〉⇒〈大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態〉	○	● 8-1
		8-2	〈道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態〉⇒〈復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態〉	○	● 8-2
		8-3	〈広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態〉⇒〈広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態〉		
		8-4	〈地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態〉⇒〈貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失〉	○	● 8-3
			〈新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態〉⇒※6-4へ再編		
		8-5	〈事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態〉		● 8-4
		8-6	〈国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響〉		
			〈ボランティアの人材、受入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態〉		● 8-5
	〈地域産業や雇用の喪失等により人口減少・高齢化がさらに進み、結果として地域の活力・防災力の低下をもたらす事態〉		● 8-6		

栃木市国土強靱化地域計画

令和3年3月策定

発行／栃木県栃木市

編集／栃木市 総合政策部 総合政策課

〒328-8686 栃木県栃木市万町9番25号

電話番号：0282-22-3535（代表）